

50. 東部地域振興経費の持続可能な地域社会構築業務委託費の前年と対比した詳細な内訳が分かるもの

市民部 月ヶ瀬行政センター地域振興課

(単位：千円)

持続可能な地域社会構築業務	令和7年度当初予算（案）		令和6年度当初予算	
	歳出	財源	歳出	財源
地域おこし協力隊（8名）人件費・活動経費、教育、採用	49,398	一般財源 （特別交付税）	46,200	特定財源 （地域振興基金繰入金）
共助型地域課題解決サービス実装（再生資源・コミュニティバス運行）	2,928	一般財源 （一部特別交付税）	3,200	特定財源 （地域振興基金繰入金）
サービスの検証及び各種調整、全体進捗管理等諸経費	5,460	特定財源 （心のふるさと応援基金繰入金）	12,600	特定財源 （地域振興基金繰入金）
住民会議（自分ごと化会議）運営	—	—	4,000	特定財源 （地域振興基金繰入金）
集落支援業務	4,850	一般財源 （特別交付税）	—	—
合計	62,636		66,000	

5 1. 月ヶ瀬梅の資料館の年間行事と利用状況（入館者数、前年対比）が分かる資料

市民部 月ヶ瀬行政センター地域振興課

月ヶ瀬梅の資料館

○入館者数

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度①	506	449	715	458	366	340	440	451	311	388	1,297		5,721
令和5年度②	598	527	937	527	354	411	532	516	327	343	3,015	5,421	13,508
対比（①/②）	84.6%	85.2%	76.3%	86.9%	103.4%	82.7%	82.7%	87.4%	95.1%	113.1%	43.0%		

○年間行事

- ・月ヶ瀬梅溪資料展示（2F展示室） ※通年・年3回展示替え
- ・烏梅資料展示（1Fホール） ※通年・年1回展示替え
- ・奈良晒展示（1Fホール） ※通年・年1回展示替え
- ・月ヶ瀬梅溪梅まつり写真コンクール入賞作品展示（1Fホール） ※通年・1回展示替え
- ・月ヶ瀬の梅花、写真展示（1Fホール） ※通年
- ・月ヶ瀬四季の風景写真展示（玄関風除室） ※通年・年4回展示替え
- ・俳句会（2F会議室） ※年1回
- ・煎茶祭（1Fホール） ※梅まつり期間内の1日
- ・月ヶ瀬梅溪梅まつり【2月上旬～3月下旬】

5 2. 奈良市内における太陽光発電の普及状況の数字が分かる資料

環境部 環境政策課

該当する資料はございません。

53. マイナンバーカードの申請数、交付数、紛失届数、返納届数（令和元年度～令和6年度）

市民部 市民課

（単位：件）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （※1）
申請数	14,679	83,679	35,693	99,019	15,802	13,278
交付数	12,447	56,902	54,193	72,213	35,905	9,779
紛失届数 （焼失・盗難等）	227	330	504	827	987	713
返納届数 （写真変更・自主返納等）	8	14	21	38	112	35

（※1）令和6年10月末時点

54. 自衛隊への閲覧及び名簿提供の対象者の年齢要件別提供者数（令和元年度～令和５年度）

市民部 市民課

（単位：人）

	令和元年度 （閲覧）	令和2年度 （閲覧）	令和3年度 （閲覧）	令和4年度 （名簿提供）	令和5年度 （名簿提供）
次年度に 満１８歳に達する者	3,275	3,120	3,024	2,993	2,960
次年度に 満２２歳に達する者	3,525	3,428	3,434	3,426	3,342
計	6,800	6,548	6,458	6,419	6,302

55. マイナンバーカードでのコンビニ交付実績

市民部 市民課

(単位：件)

	平成30年度 ※1	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 ※2	計
住民票の写し	253	4,354	10,786	18,973	36,430	70,865	60,970	202,631
印鑑登録証明書	151	3,055	7,420	12,456	24,062	50,485	45,327	142,956
戸籍全部・個人事項証明書	47	864	1,754	3,206	7,998	22,298	17,676	53,843
戸籍附票の写し	4	101	210	353	943	2,350	1,947	5,908
課税（非課税）証明書	15	532	1,491	2,792	4,871	10,450	12,429	32,580
計	470	8,906	21,661	37,780	74,304	156,448	138,349	437,918

※1 平成30年度は、3月分だけの件数（コンビニ交付は、平成31年3月3日から開始）

※2 令和6年度は、1月末までの件数

56_女性問題相談における相談件数や内容、相談員の人数などわかるもの過去5年分

市民部 共生社会推進課

令和5年度相談件数 (単位:件)

項目	本庁	西部	北部	合計
10代	0	0	0	0
20代	3	2	0	5
30代	26	5	4	35
40代	120	35	18	173
50代	341	121	59	521
60代	505	107	112	724
70代以上	108	44	9	161
年齢不詳	62	19	12	93
小計	1,165	333	214	1,712
①生き方	29	2	1	32
②夫婦	72	22	6	100
③高齢者	19	7	3	29
④障がい者	2	1	0	3
⑤家族	194	51	45	290
⑥人間関係	146	27	17	190
⑦性	3	0	0	3
⑧身体	21	7	8	36
⑨精神保健	48	9	14	71
⑩くらし	604	191	116	911
⑪仕事	21	7	2	30
⑫法律	4	5	1	10
⑬その他	2	4	1	7
小計	1,165	333	214	1,712
相談方法				
01訪問	23	28	10	61
02電話	1,142	305	204	1,651
03文書	0	0	0	0
小計	1,165	333	214	1,712
性別				
女	1,126	333	213	1,672
男	39	0	1	40
小計	1,165	333	214	1,712
特記事項(内数)				
①DV	12	4	0	16
②児童虐待	1	0	0	1
③セクハラ・パワハラ	1	0	0	1
④自殺念慮	0	0	0	0
⑤ストーリー	0	0	0	0
⑥その他	2	0	0	2

女性相談員数3名

令和4年度相談件数 (単位:件)

項目	センター	西部	北部	合計
10代	1	0	0	1
20代	6	0	1	7
30代	29	7	6	42
40代	158	31	26	215
50代	940	267	153	1,360
60代	517	100	90	707
70代以上	214	36	35	285
年齢不詳	165	18	14	197
小計	2,030	459	325	2,814
①生き方	23	9	3	35
②夫婦	46	21	9	76
③高齢者	24	9	9	42
④障がい者	3	0	0	3
⑤家族	228	71	44	343
⑥人間関係	136	29	27	192
⑦性	2	0	0	2
⑧身体	70	9	11	90
⑨精神保健	134	4	11	149
⑩くらし	1,275	279	190	1,744
⑪仕事	79	23	20	122
⑫法律	5	2	1	8
⑬その他	5	3	0	8
小計	2,030	459	325	2,814
相談方法				
01訪問	6	16	2	24
02電話	2,024	443	323	2,790
03文書	0	0	0	0
小計	2,030	459	325	2,814
性別				
女	2,024	459	325	2,808
男	6	0	0	6
小計	2,030	459	325	2,814
特記事項(内数)				
①DV	6	6	2	14
②児童虐待	0	1	0	1
③セクハラ・パワハラ	0	0	0	0
④自殺念慮	2	1	0	3
⑤ストーリー	0	0	0	0
⑥その他	1	0	0	1

女性相談員数3名

令和3年度相談件数 (単位:件)

項目	センター	西部	北部	合計
10代	1	0	0	1
20代	17	2	0	19
30代	96	10	1	107
40代	190	36	3	229
50代	902	171	44	1,117
60代	574	84	17	675
70代以上	235	32	5	272
年齢不詳	106	6	0	112
小計	2,121	341	70	2,532
①生き方	104	5	1	110
②夫婦	164	23	2	189
③高齢者	21	4	0	25
④障がい者	10	0	0	10
⑤家族	307	57	9	373
⑥人間関係	208	17	5	230
⑦性	6	0	0	6
⑧身体	60	11	0	71
⑨精神保健	98	3	4	105
⑩くらし	1,030	198	45	1,273
⑪仕事	92	19	4	115
⑫法律	9	2	0	11
⑬その他	12	2	0	14
小計	2,121	341	70	2,532
相談方法				
01訪問	1	0	0	1
02電話	2,120	341	70	2,531
03文書	0	0	0	0
小計	2,121	341	70	2,532
性別				
女	2,116	340	70	2,526
男	5	1	0	6
小計	2,121	341	70	2,532
特記事項(内数)				
①DV	34	5	0	39
②児童虐待	0	1	0	1
③セクハラ・パワハラ	0	0	0	0
④自殺念慮	1	0	0	1
⑤ストーリー	0	0	0	0
⑥その他	1	0	0	1

女性相談員数3名

令和2年度相談件数 (単位:件)

項目	センター	西部	北部	合計
10代	0	0	0	0
20代	9	2	0	11
30代	152	31	0	183
40代	524	132	0	656
50代	867	143	0	1,010
60代	508	150	0	658
70代以上	137	27	0	164
年齢不詳	61	16	0	77
小計	2,258	501	0	2,759
①生き方	261	63	0	324
②夫婦	277	74	0	351
③高齢者	75	22	0	97
④障がい者	12	3	0	15
⑤家族	212	68	0	280
⑥人間関係	177	48	0	225
⑦性	1	1	0	2
⑧身体	63	7	0	70
⑨精神保健	126	5	0	131
⑩くらし	852	166	0	1,018
⑪仕事	162	38	0	200
⑫法律	21	4	0	25
⑬その他	19	2	0	21
小計	2,258	501	0	2,759
相談方法				
01訪問	24	0	0	24
02電話	2,234	501	0	2,735
03文書	0	0	0	0
小計	2,258	501	0	2,759
性別				
女	2,248	498	0	2,746
男	10	3	0	13
小計	2,258	501	0	2,759
特記事項(内数)				
①DV	39	6	0	45
②児童虐待	0	0	0	0
③セクハラ・パワハラ	0	0	0	0
④自殺念慮	0	0	0	0
⑤ストーリー	0	0	0	0
⑥その他	1	0	0	1

女性相談員数3名

令和元年度相談件数 (単位:件)

項目	センター	西部	北部	合計
10代	0	1	0	1
20代	17	5	1	23
30代	69	12	7	88
40代	416	170	144	730
50代	684	194	86	964
60代	258	169	50	477
70代以上	58	44	8	110
年齢不詳	124	43	11	178
小計	1,626	638	307	2,571
①生き方	186	94	62	342
②夫婦	113	49	24	186
③高齢者	51	26	20	97
④障がい者	6	0	0	6
⑤家族	200	105	43	348
⑥人間関係	133	55	44	232
⑦性	10	4	1	15
⑧身体	56	15	2	73
⑨精神保健	68	6	6	80
⑩くらし	648	222	74	944
⑪仕事	111	41	25	177
⑫法律	29	13	5	47
⑬その他	15	8	1	24
小計	1,626	638	307	2,571
相談方法				
01訪問	79	147	49	275
02電話	1,547	491	258	2,296
03文書	0	0	0	0
小計	1,626	638	307	2,571
性別				
女	1,601	614	307	2,522
男	25	24	0	49
小計	1,626	638	307	2,571
特記事項(内数)				
①DV	15	3	0	18
②児童虐待	5	2	0	7
③セクハラ・パワハラ	2	0	1	3
④自殺念慮	0	0	0	0
⑤ストーリー	0	0	0	0
⑥その他	0	0	0	0

女性相談員数3名

57. 文化振興補助金の交付実績、新規団体への交付実績がわかるもの過去5年分

市民部 文化振興課

年度	応募件数	採択件数	交 付 実 績			
			交付件数	うち新規団体件数	交付金額（円）	うち新規団体への 交付金額（円）
令和2年度	19	19	9	1	13,595,687	83,000
令和3年度	19	17	15	5	6,453,000	1,744,000
令和4年度	18	18	16	1	14,846,000	150,000
令和5年度	16	14	14	0	6,580,000	0
令和6年度 （予定）	29	27	26	11	17,568,000	2,778,000

58 環境部で給食残渣など堆肥化した実績過去3年分及び生ごみ処理装置に投入した給食残渣量

環境部 廃棄物対策課

たい肥化事業分

(単位:t)

年度	給食残渣	草木類	生産堆肥量※1
R4年度※2	2.5	21.0	18.0
R5年度	22.2	150.9	167.8
R6年度※3	35.6	245.4	181.1

※1 生産堆肥量の約半分を次の作業の種堆肥として使用

※2 R4年度はR5年1月から事業開始

※3 R6年度は2月末までの実績

生ごみ処理装置投入分

年度	給食残渣
R6年度※	15.0

※投入開始2月3日 2月末までの実績

59. スポーツ振興課における健康スポーツポイントの実績がわかるもの（令和元年度から令和5年度及び令和6年度直近月まで）

市民部 スポーツ振興課

（単位：ポイント）

年度	予算額（円）	付与ポイント数												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和元年度	713,950	30,564	2,376	19,397	15,012	2,484	20,412	46,145	37,950	79,090	20,130	25,960	6,380	305,900
令和2年度	649,000	1,980	880	7,040	4,840	990	21,780	54,065	65,120	21,450	17,160	15,400	53,460	264,165
令和3年度	334,400	13,100	3,400	13,800	9,700	10,100	7,500	25,200	64,400	15,500	9,300	13,700	63,400	249,100
令和4年度	334,400	15,300	6,400	13,400	12,400	9,100	33,600	9,800	29,500	14,400	12,900	20,600	62,100	239,500
令和5年度	335,000	18,300	17,700	16,900	16,400	14,100	21,000	19,800	15,700	17,600	8,900	14,900	61,800	243,100
令和6年度	239,000	12,100	22,500	21,700	19,100	10,300	16,600	37,800	14,800	19,500	11,000			185,400

※令和4年度までは地域づくり推進課のポイント管理業務委託料のうち、健康スポーツポイント相当額の予算

健康スポーツポイント対象事業

現在のポイント対象事業

○ラジオ体操ポイント

過去のポイント対象事業

○TopSportsCity奈良 試合観戦ポイント

- ・バンビシャス奈良、奈良クラブホームゲーム

○市が実施または指定するスポーツイベントポイント

- ・クリーンウォーキング
- ・スポーツ体験フェスティバル
- ・奈良マラソンボランティア
- ・TopSportsCity奈良ファン感謝デー
- ・奈良市民マラソンリレーマラソン大会

60. 地域自治協議会の進捗や実態がわかるもの過去5年分

市民部 地域づくり推進課

(1) 地域自治協議会の設立状況

ブロック	地区名	設立	一括 交付	認定 年月日	取組状況
中部Ⅰ (5地区)	飛 鳥	●		R3. 7. 19	R2準備金交付
	済 美	●	○	R1. 7. 19	H30準備金交付
	済美南	●	○	R1. 7. 19	H30準備金交付
	鼓 阪				
	佐 保	●	○	R1. 7. 19	H30準備金交付
中部Ⅱ (4地区)	青 山				
	椿 井				
	大 宮	●	○	R1. 6. 18	H30準備金交付
	佐保川				
南 部 (6地区)	大安寺西	●	○	R1. 6. 18	H30準備金交付
	東 市				
	明 治	●	○	R3. 4. 12	R2準備金交付
	辰 市				
	帯 解				
西南部Ⅰ (7地区)	精 華				
	大安寺				
	伏 見				
	伏見南				
	西大寺北	●	○	R5. 7. 5	準備金交付なし
	六条校区	●		R6. 7. 11	H30準備金交付
	あやめ池				
西南部Ⅱ (4地区)	都 跡				
	平 城	▲			H30準備金交付
	学園南	●	○	R1. 6. 18	H30準備金交付
	富雄南	▲			H30準備金交付
	奈良帝塚山	●		R2. 8. 14	R1準備金交付
	学園三碓				

ブロック	地区名	設立	一括 交付	認定 年月日	取組状況
西北部Ⅰ (4地区)	登美ヶ丘				
	東登美ヶ丘				
	平城西	●	○	R1. 7. 19	H30準備金交付
	鶴 舞	▲			H30準備金交付
西北部Ⅱ (4地区)	二 名	●		R1. 7. 19	H30準備金交付
	青 和				
	富 雄				
東 部 (6地区)	鳥 見				
	田 原	●	○	R5. 8. 24	R4準備金交付
	柳 生				
	大柳生				
	東 里				
北 部 (5地区)	狭 川				
	月ヶ瀬				
	神 功				
	右 京				
都 祁 (4地区)	朱 雀	●	○	R1. 7. 19	H30準備金交付
	左 京	●	○	R1. 6. 18	H30準備金交付
	佐保台	●	○	R1. 6. 18	H30準備金交付
都 祁 (4地区)	並 松				
	吐 山				
	都 祁				
	六 郷				

● 協議会設立済… 17地区
▲ 準備会設立済… 3地区

(2) 地域づくり一括交付金の状況

●算出基礎

1) 地域自治協議会の設立状況

・地域づくり一括交付金（令和2年度までは①のみ）

①運営及び自主的、自立的なまちづくり（旧・立ち上がり支援交付金）

区域内人口	交付額
2,000人以下	400,000円
2,001～5,000人	450,000円
5,001～10,000人	500,000円
10,001～15,000人	550,000円
15,001人以上	600,000円

②地域活動推進

15万円＋50円×自治会加入世帯＋25円×自治会未加入世帯

③自主防災・防犯活動

区域内世帯数	交付額
999世帯以下	270,000円
1,000～2,999世帯	360,000円
3,000～4,999世帯	450,000円
5,000世帯以上	540,000円

・地域自治協議会準備交付金

1地区30万円（一回限り）

（単位：円）

			R6. 4. 1時点				令和元年度		令和2年度		令和3年度				
	地区名	団体名	人口	世帯数	加入 世帯	未加入 世帯	準備金	立上支援	準備金	立上支援	準備金	一括交付金			
												①立上支援	②地域活動	③自主防	交付金額計
1	飛鳥地区	あすか地域自治協議会	12,490	6,268	4,317	1,951	—	—	300,000	—	—	550,000	—	—	550,000
2	済美地区	済美地区地域自治協議会	12,415	6,394	3,973	2,421	—	550,000	—	550,000	—	550,000	409,925	540,000	1,499,925
3	済美南地区	済美南地区自治協議会	5,155	2,709	1,974	735	—	500,000	—	500,000	—	500,000	267,975	360,000	1,127,975
4	佐保地区	佐保地域自治協議会	11,009	5,650	4,786	864	—	550,000	—	550,000	—	550,000	410,225	540,000	1,500,225
5	大宮地区	大宮地区自治協議会	13,498	7,411	4,011	3,400	—	550,000	—	550,000	—	550,000	437,800	540,000	1,527,800
6	大安寺西地区	大安寺西川辺のまちづくり協議会	10,524	5,102	2,712	2,390	—	550,000	—	550,000	—	550,000	346,925	540,000	1,436,925
7	明治地区	明治地区自治協議会	8,871	4,211	2,561	1,650	—	—	300,000	—	—	496,228	—	—	496,228
8	西大寺北地区	西大寺北地域自治協議会	7,375	3,723	2,306	1,417	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	学園南地区	学園南地域自治協議会	2,433	1,093	849	244	—	450,000	—	450,000	—	450,000	197,775	360,000	1,007,775
10	奈良帝塚山地区	奈良帝塚山地域自治協議会	7,842	3,557	2,733	824	300,000	—	—	500,000	—	500,000	—	—	500,000
11	平城西地区	平城西地域自治協議会	4,579	1,993	1,473	520	—	450,000	—	450,000	—	450,000	235,000	360,000	1,045,000
12	二名地区	二名地域自治協議会	7,538	3,246	2,851	395	—	500,000	—	500,000	—	500,000	—	—	500,000
13	田原地区	田原地域自治協議会	1,502	724	502	222	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	朱雀地区	朱雀地区まちづくり協議会	6,463	2,874	2,021	853	—	500,000	—	500,000	—	500,000	271,950	360,000	1,131,950
15	左京地区	左京地区地域協議会	6,001	2,510	1,514	996	—	500,000	—	500,000	—	500,000	—	—	500,000
16	佐保台地区	佐保台地区地域自治協議会	3,302	1,523	870	653	—	450,000	—	450,000	—	450,000	—	—	450,000
17	六条校区	六条校区まちづくり協議会	14,267	6,711	4,994	1,717	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18	平城地区	未設立	20,124	8,916	5,875	3,041	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19	富雄南地区	未設立	11,927	5,405	3,851	1,554	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20	鶴舞地区	未設立	6,787	3,385	2,008	1,377	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							300,000	5,550,000	600,000	6,050,000	0	7,096,228	2,577,575	3,600,000	13,273,803

(単位：円)

			令和４年度					令和５年度					令和６年度（見込）				
	地区名	団体名	準備金	一括交付金				準備金	一括交付金				準備金	一括交付金			
				①運営等	②地域活動	③自主防	交付金額計		①運営等	②地域活動	③自主防	交付金額計		①運営等	②地域活動	③自主防	交付金額計
1	飛鳥地区	あすか地域自治協議会	—	550,000	—	—	550,000	—	480,545	—	—	480,545	—	550,000	—	—	550,000
2	済美地区	済美地区地域自治協議会	—	550,000	409,950	540,000	1,499,950	—	550,000	409,175	540,000	1,499,175	—	550,000	409,125	540,000	1,499,125
3	済美南地区	済美南地区自治協議会	—	500,000	266,750	360,000	1,126,750	—	500,000	267,075	360,000	1,127,075	—	500,000	265,750	360,000	1,125,750
4	佐保地区	佐保地域自治協議会	—	550,000	409,525	540,000	1,499,525	—	550,000	410,900	540,000	1,500,900	—	550,000	410,200	540,000	1,500,200
5	大宮地区	大宮地区自治協議会	—	550,000	435,450	540,000	1,525,450	—	550,000	435,550	540,000	1,525,550	—	550,000	435,925	540,000	1,525,925
6	大安寺西地区	大安寺西川辺のまちづくり協議会	—	550,000	345,925	540,000	1,435,925	—	550,000	345,350	540,000	1,435,350	—	550,000	343,000	540,000	1,433,000
7	明治地区	明治地区自治協議会	—	500,000	318,850	450,000	1,268,850	—	500,000	319,300	450,000	1,269,300	—	500,000	319,150	450,000	1,269,150
8	西大寺北地区	西大寺北地域自治協議会	—	—	—	—	—	—	500,000	—	—	500,000	—	500,000	299,375	450,000	1,249,375
9	学園南地区	学園南地域自治協議会	—	450,000	198,950	360,000	1,008,950	—	450,000	198,550	360,000	1,008,550	—	450,000	198,400	360,000	1,008,400
10	奈良帝塚山地区	奈良帝塚山地域自治協議会	—	500,000	—	—	500,000	—	500,000	—	—	500,000	—	500,000	—	—	500,000
11	平城西地区	平城西地域自治協議会	—	450,000	236,400	360,000	1,046,400	—	450,000	236,650	360,000	1,046,650	—	450,000	234,550	360,000	1,044,550
12	二名地区	二名地域自治協議会	—	500,000	—	—	500,000	—	500,000	—	—	500,000	—	500,000	—	—	500,000
13	田原地区	田原地域自治協議会	300,000	—	—	—	—	—	400,000	—	—	400,000	—	400,000	180,625	270,000	850,625
14	朱雀地区	朱雀地区まちづくり協議会	—	500,000	272,300	360,000	1,132,300	—	500,000	272,375	360,000	1,132,375	—	500,000	272,475	360,000	1,132,475
15	左京地区	左京地区地域協議会	—	500,000	250,650	360,000	1,110,650	—	500,000	250,600	360,000	1,110,600	—	500,000	249,975	360,000	1,109,975
16	佐保台地区	佐保台地区地域自治協議会	—	450,000	—	—	450,000	—	450,000	209,825	360,000	1,019,825	—	450,000	210,575	360,000	1,020,575
17	六条校区	六条校区まちづくり協議会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	550,000	—	—	550,000
18	平城地区	未設立	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19	富雄南地区	未設立	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20	鶴舞地区	未設立	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			300,000	7,100,000	3,144,750	4,410,000	14,654,750	0	7,930,545	3,355,350	4,770,000	16,055,895	0	8,550,000	3,829,125	5,490,000	17,869,125

61. アダプトプログラム推進事業の事業実績がわかるもの過去5年分と地域別活動状況（令和6年度現在）

市民部 地域づくり推進課

①令和元年度～5年度実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録団体数（団体）	104	105	102	100	100
従事者数（人）	2,092	2,029	2,061	1,995	1,707
活動回数（回）	3,211	3,353	4,331	3,539	3,833
報奨金交付団体数（団体）	70	86	80	88	85
報奨金（円）	700,000	860,000	800,000	880,000	850,000

②令和6年度地域別活動状況 ※1団体で複数地区にまたがる活動をしている場合はそれぞれの地区にカウントしているため、合計数は団体数と一致しない。

地区名	団体数	地区名	団体数	地区名	団体数
飛鳥	5	伏見南	0	鳥見	2
済美	0	西大寺北	1	田原	0
済美南	1	六条	4	柳生	1
鼓阪	6	あやめ池	2	大柳生	2
佐保	6	都跡	5	東里	0
青山	15	平城	5	狭川	0
椿井	4	学園南	2	月ヶ瀬	1
大宮	7	富雄南	1	神功	2
佐保川	3	奈良 帝塚山	0	右京	3
大安寺西	1	学園三碓	2	朱雀	2
東市	2	登美ヶ丘	2	左京	1
明治	0	東登美ヶ丘	0	佐保台	9
辰市	1	平城西	0	並松	1
帯解	0	鶴舞	0	吐山	0
精華	0	二名	0	都祁	0
大安寺	2	青和	1	六郷	0
伏見	3	富雄	2		

62. グリーンサポート制度運営事業の事業実績がわかるもの過去5年分

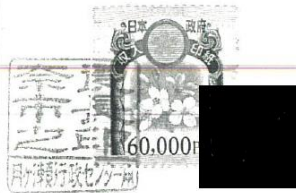
市民部 地域づくり推進課

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録団体数（団体）	127	132	138	141	146
従事者数（人）	2,821	2,697	2,846	2,876	2,722
登録公園数（公園）	160	165	168	173	180
活動回数（回）	2,039	1,792	1,949	2,082	2,301
報奨金（円）	10,072,510	10,582,780	10,981,720	11,330,200	11,764,732
道具代（円）	1,550,000	1,530,000	1,910,000	2,200,000	2,660,000
報奨金＋道具代（円）	11,622,510	12,112,780	12,891,720	13,530,200	14,424,732

※道具代は新規登録団体に支給する倉庫代も含む

6.3 令和6年度のローカルコープ事業の業務委託契約書仕様書の一式

市民部 月ヶ瀬行政センター地域振興課



委託契約書

1 委託業務の名称	奈良市持続可能な地域共生社会構築検討業務
2 契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
3 履行期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
4 委託料	金61,670,000円 (うち、取引に係る消費税及び地方消費税の合計金額 金5,606,364円)
5 契約保証金	奈良市契約規則第23条第2項第7号の規定により免除する。



上記の業務の委託について、奈良市（以下「発注者」という。）と一般社団法人Local Coop大和高原（以下「受注者」という。）とは、次のとおり業務委託契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者は、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）の処理を受注者に委託し、受注者は、これを受託する。

（処理の方法）

第2条 受注者は、頭書の委託料をもって、頭書の履行期間内に、委託業務を別紙仕様書に基づき処理しなければならない。

2 受注者は、委託業務の処理に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）、その他関係法令、この契約書及び別紙仕様書に定める事項を遵守するほか、発注者の指示に従い、適正かつ円滑に運営されるよう管理しなければならない。

3 受注者は、業務の特性に配慮し、必要な資格又は十分な能力を有する職員を適切に配置して委託業務を遂行しなければならない。

4 受注者は、委託業務の処理について、前項の仕様書に明記されていない事項については、発注者の指示を受けるものとする。

（調査等）

第3条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況等について随時に調査し、又は報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について、必要な指示をすることができる。

（器具材料の負担等）

第4条 受注者は、委託業務の実施に必要な器具、材料等を負担するものとする。

（再委託等の禁止）

第5条 受注者は、委託業務を一括して第三者に委託してはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わそうとするときは、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けなければならない。

（職員）

第6条 受注者は、別紙の仕様書に基づき、委託業務を実施するために必要な体制を確保するとともに、委託業務内容を勘案し、適正な人員を配置しなければならない。

- 2 受注者は、業務について相当の訓練を受け、臨機応変の措置ができる者を配置しなければならない。
- 3 受注者は、円滑な業務遂行、危機・安全管理及び人権に配慮した対応を行わなければならない。
- 4 受注者は、委託業務に係る全職員の勤務形態等については、労働基準法その他労働関係法令を遵守し、業務遂行に支障のないように配置しなければならない。
- 5 受注者は、配置する全職員が業務全般を理解し、適切に業務遂行を行うことができるように研修を実施しなければならない。
- 6 受注者は、職員を指導監督し、規律及び清潔の保持に努めるとともに、業務の遂行に万全を期するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務責任者)

第8条 受注者は、業務履行について、管理、監督する業務責任者を定め、発注者に通知するものとする。

(特許権等の使用)

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第10条 受注者は、この契約の履行において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のため若しくは不当な目的に使用してはならない。この契約の満了、解約又は解除後も同様とする。

2 受注者は、その業務の従事者（従事していた者を含む。）に対して前項の義務と同様の義務を課すために、教育等の必要な措置を講じなければならない。

3 受注者は、この契約の履行において個人情報を取り扱う場合は、別記「奈良市個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約不適合責任)

第11条 委託業務の実施に関してこの契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という）である場合は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものを除き、発注者は、その指定する方法による追完を請求することができる。

2 前項の場合において、民法（明治29年法律第89号）第562条第1項ただし書の規定は、適用しない。

3 発注者は、第1項に規定する場合において、その選択により同項の追完を請求することなく、かつ、催告なしに、売買代金の減額を請求することができる。

4 発注者は、委託業務の実施に関する契約不適合がある場合は、業務の完了後1年以内に通知するものとする。

(業務完了の報告及び確認等)

第12条 受注者は、委託業務を完了したときは、業務完了報告書及び成果物を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の報告書を受領したときは、委託業務の履行について確認し、完全

に履行されていない場合は受注者に対し履行を求めるものとする。この場合において
は、履行の完了を業務の完了とみなして、発注者の確認を受けるものとする。

(委託料の支払)

第13条 発注者は、委託料として、金61,670,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を支払うものとする。

2 発注者は、前項に規定する委託料については、次の各号に掲げる月の末日までに当該各号に定める額を受注者の請求に基づき、受注者に支払うものとする。

- (1) 令和6年 7月 金27,400,000円
- (2) 令和6年10月 金13,600,000円
- (3) 令和7年 1月 金 9,070,000円
- (4) 令和7年 3月 金11,600,000円

3 発注者は、受注者から前条の提出物を受けた後に、精算を行い、受注者に対して通知を行う。この場合において、受注者は、受理した日から30日以内の日(当該期間の末日が銀行等の休日にあたる場合は、当該末日の前日を当該期間の末日とする。)までの期間(以下「約定期間」という。)内に支払を行わなければならない。

4 受注者は、委託料を他の経費と区分して執行し、その収支を明確にしなければならない。

(委託期間の延長)

第14条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、委託期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して委託期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(履行遅滞等)

第15条 受注者の責めに帰すべき理由により委託期間内に委託業務を完了することができない場合において、委託期間満了後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は、違約金(次項の規定により計算した額が1,000円未満であるときは、これを要しない。)を付して委託期間を延長することができる。

2 前項の違約金は、委託料につき、延長日数に応じて年2.5パーセント(政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が定める率が改正された場合は、当該改正された後の率)を乗じて計算した額とする。

(委託業務の内容の変更等)

第16条 発注者は、この契約締結後の事情により必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の処理を一時中止することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、委託業務の処理その他この契約による債務を履行しないとき。
- (2) この契約に基づく発注者の指示に従わず、又は発注者の調査に協力しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として委託料の10分の1に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害に

ついては、発注者はその責めを負わない。

(発注者の催告によらない解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に関し、次のいずれかに該当するとき。

ア 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

ウ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

エ 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

(2) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) この契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第2号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(8) 受注者が、第2号から第6号までのいずれかに該当する者をこの契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(9) 受注者が、この契約による債務を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(10) この契約に基づく調査において発注者の業務を妨害し、又はこの契約に基づく債務の履行において詐欺その他の不正行為をしたとき。

(11) 委託業務の処理が不能である(ことが明らかに認められる)とき。

(12) 委託業務の処理を拒絶する意思を明確に示したとき。

(13) 委託業務の一部の処理を拒絶する意思を明確に示した場合又は委託業務の一部の処理が不能である場合において、既に完了した部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

(14) 特定の日時又は一定の期間内に委託業務を処理しなければ契約の目的を達することができない場合において、当該日時又は期間内に処理しないとき。

(15) 第10号から第13号までに掲げる場合のほか、委託業務の処理その他この契約による債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約の目的を達するに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかとなるとき。

2 受注者が次に掲げる場合に該当するときは、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。

(1) 委託業務の一部の処理が不能である（ことが明らかに認められる）とき。

(2) 委託業務の一部の処理を拒絶する意思を明確に示したとき。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の解除の場合に準用する。

4 受注者は、第1項第1号に該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同号アからウまでに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

5 前項の規定は、この契約による債務の履行が完了した後においても適用するものとする。

6 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者がこの契約を解除した場合は、第1項第11号及び第12号に該当するものとみなす。

(1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があつた場合 同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があつた場合 同法の規定により選任された管財人

(3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があつた場合 同法に規定する再生債務者等

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 第17条第1項各号又は前条第1項各号若しくは第2項各号に定める場合の解除が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第20条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告によらない解除権)

第21条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第14条の規定により、委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第14条の規定により、中止の期間が契約期間の2分の1以上に達したとき。

2 前条第2項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条 第20条第1項又は前条第1項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(管轄裁判所)

第23条 この契約に関する訴訟等については、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年4月1日

発注者 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
奈良市長 仲川 元庸



受注者 奈良市月ヶ瀬尾山23番5号
一般社団法人Local Code
代表理事 林 篤志



別記（契約第10条関係）

奈良市個人情報取扱特記事項

（個人情報の保護に関する法律等の遵守）

第1条 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び奈良市情報セキュリティ基本方針を遵守しなければならない。

（責任体制の整備）

第2条 受注者は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の安全管理について内部における責任体制を構築し、これを維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者（以下「作業責任者等」という。）を定め、個人情報を取り扱う業務（以下「業務」という。）の着手前に作業責任者等報告書（様式第1号）により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者等を変更する場合は、事前に作業責任者等変更報告書（様式第2号）により発注者に報告しなければならない。

（作業場所の特定）

第4条 受注者は、業務に係る作業を行う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に作業場所に関する報告書（様式第3号）により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に前項の作業場所に関する報告書により発注者に報告しなければならない。

3 受注者は作業責任者等以外の者が作業場所に立ち入らないよう、必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者の事務所に作業場所を設置する場合は作業責任者等に受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、作業責任者等を容易に識別できるようにしなければならない。

（教育の実施）

第5条 受注者は、作業責任者等にこの特記事項の内容その他個人情報の適正な取扱いに必要な事項を習得させ、その個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、作業責任者等を対象とする教育及び研修を実施しなければならない。

（個人情報の漏えいの禁止）

第6条 受注者は、業務の処理において知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が満了し、又は解除若しくは解約された後においても同様とする。

（再委託）

第7条 受注者は、業務の第三者への委託（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、業務の一部を再委託する必要があると認める場合は、業務の着手前に再委託承認申請書（様式第4号）により発注者に申請しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において申請内容が適正であると認めるときは、再委託承認書（様式第5号）により再委託を承認するものとする。

4 受注者は、発注者及び第三者に対して、再委託先の行為及びその結果について責任を負うものとする。

5 受注者は、再委託先との契約において、次に掲げる事項を規定しなければならない。

(1) 再委託先は、この契約に基づく受注者の義務と同様の義務を負うこと。

(2) 再委託先に対する管理及び監督の具体的な手続及び方法

6 受注者は、再委託先の履行状況を管理し、及び監督するとともに、発注者の求めに応じて管理及び監督の状況を報告しなければならない。

7 前各項の規定は、再委託した業務をさらに委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）する場合について準用する。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第8条 受注者は、業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者に、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
2 前項に規定する場合において、受注者は、発注者に対して、当該労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第9条 受注者は、個人情報の適正な管理のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を収集する場合は、業務に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行うこと。
- (2) 個人情報を保管する場合は、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に行うこと。
- (3) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出さないこと。
- (4) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (5) 事前に発注者の承認を受けて、作業場所において、かつ、業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (6) 個人情報を電子データで保管する場合は、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について定期的に点検すること。
- (7) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん又は破損その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (8) 作業場所に私用の端末機器又は電磁的記録媒体等を持ち込んで、業務に係る作業を行わないこと。
- (9) 業務に係る作業を行う端末機器に業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、収集又は作成した個人情報を業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(受渡し)

第11条 受注者は、発注者と受注者の間の個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行うとともに、発注者に個人情報預り証（様式第6号）を提出しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第12条 受注者は、業務が終了した場合は、個人情報を発注者の指定する方法により、返還し、又は廃棄しなければならない。

2 受注者は、個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った場合は個人情報消去・廃棄報告書（様式第7号）により発注者に報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 受注者は、発注者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちにこれを報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査又は検査等)

第14条 発注者は、個人情報の取扱いについてこの契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかを検証するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 前項の規定による監査又は検査のほか、発注者は、受注者に個人情報の取扱いに係る情報を求め、又は指示をすることができる。

(事故時の対応)

第15条 受注者は、漏えい等の事故が発生した場合は、当該漏えい等の事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に報告し、その指示に従うとともに、漏えい等の事故報告書(様式第8号)を提出しなければならない。

2 受注者は、漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

様式第1号（第3条関係）

作業責任者等報告書

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）

名称（商号）

代表者名

連絡先（ ）

以下のとおり報告します。

業 務 名			
契約年月日	年 月 日		
	所属・職位	氏 名	担当業務
作業責任者			
作業従事者			

記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。

様式第2号（第3条関係）

作業責任者等変更報告書

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地（住所）
名称（商号）
代表者名
連絡先 ()

以下のとおり作業責任者等を変更しますので報告します。

業 務 名				
契約年月日	年 月 日			
	所属・職位	氏名	担当業務	変更年月日
(変更前) 作業責任者				年 月 日
(変更後) 作業責任者				
抹消となる 作業従事者				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
追加となる 作業従事者				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。

様式第3号（第4条関係）

作業場所に関する報告書（新規／変更）

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）

名称（商号）

代表者名

連絡先 （ ）

個人情報の取扱いに係る作業場所について、次のとおり報告します。

業 務 名	
契約年月日	年 月 日
所在地	：（所在住所）
名称	：（ビル等の名称、所在階、区画・部屋等の名称）
作業内容	：（当該作業場所で行う作業の詳細）

所在地が複数ある場合は、作業場所ごとに追加すること。

<変更後の内容> 変更年月日 年 月 日

所在地	：（所在住所）
名称	：（ビル等の名称、所在階、区画・部屋等の名称）
作業内容	：（当該作業場所で行う作業の詳細）

変更する事項のみについて記入すること。

様式第4号（第7条関係）

再委託承認申請書

年 月 日

奈良市長

（受注者） 所在地（住所）
名称（商号）
代表者名
連絡先 （ ）

次のとおり、業務の一部を他の事業者へ再委託したいので、その承認について申請します。

業務名	
契約年月日	年 月 日
再委託先名	所在地（住所） 名称（商号） 代表者氏名
再委託する理由	
再委託して 処理する内容	
再委託先が 取り扱う情報	
再委託先における安全 性及び信頼性を確保 する対策並びに再 委託先に対する管理 及び監督の方法	（記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。）

様式第5号（第7条関係）

再委託承認書

（記号）第 号
年 月 日

（受注者）所在地（住所）
名称（商号）
代表者名
連絡先

奈良市長

（公印省略）

年 月 日付で承認申請のありました次の業務の一部の再委託について、
次のとおり承認します。

業務名	
契約年月日	年 月 日
再委託先	所在地（住所） 名称（商号） 代表者名
再委託する業務 及びその内容	

様式第6号（第11条関係）

個人情報預り証

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地(住所)
名称(商号)
代表者名
連絡先 ()

次のとおり個人情報を預かりました。

業務名	
契約年月日	年 月 日
記録媒体種類	☐ 紙 ☐ USBメモリ ☐ 外付けハードディスク ☐ CD/DVD ☐ その他 ()
情報の名称(内容)	
受領者及び受領日	(所在地) (名称・商号) (連絡先) (受領者氏名) (受領日) 年 月 日
預り期間(予定)	年 月 日から 年 月 日まで
返却方法(予定)	

情報の名称(内容)には、名称のほかその情報の範囲や数量など詳細を記入すること。
返却の場合は、以下も記入すること。

返却年月日	年 月 日	受領者	
-------	-------	-----	--

様式第7号（第12条関係）

個人情報消去・廃棄報告書

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）

名称（商号）

代表者名

連絡先 ()

次のとおり個人情報の消去・廃棄が完了したことを報告します。

業務名	
契約年月日	年 月 日
消去・廃棄した個人情報	
消去・廃棄年月日	年 月 日
消去・廃棄作業場所	
作業処理者	
消去・廃棄方法	

備考

- 1 専用ソフト等を使用して消去・廃棄した場合は、使用ソフト名を記載すること。
- 2 物理的破壊の場合は、処理方法（穿孔処理、焼却処理等）を記載すること。
- 3 消去・廃棄を第三者に委託した場合は、処理委託先の消去又は廃棄証明書を添付すること。

様式第8号（第15条関係）

漏えい等の事故報告書

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）

名称（商号）

代表者名

連絡先

（ ）

次のとおり漏えい等の事故が発生しましたので報告します。

業務名	
契約年月日	年 月 日
①報告種別	新規報告・続報（前回報告： 年 月 日）
②事案の概要 （発覚日、発生日及び 発覚に至る経緯を必ず 記載すること。）	発覚日： 年 月 日 発生日： 年 月 日
③発生事実	☐ 紛失 ☐ 漏えい ☐ 改ざん ☐ 破損 ☐ その他
④漏えい等した個人 データ又は加工方法等 情報の内容	
⑤漏えい等した個人 データ又は加工方法等 情報に係る本人の数	（ ）人 （発覚した時点で把握した概数を記載すること。）
⑥発生原因	
⑦二次被害（そのおそ れを含む。）の有無 （被害がある場合は、 その内容）	
⑧公表（予定）	【事案の公表】 ☐ あり（予定も含む。） 公表（予定） 年 月 日 ☐ なし ☐ 未定 【公表方法（事案の公表において「あり（予定も含む。）」を選択し た場合のみ記載すること。）】 ☐ HPに掲載 ☐ 記者会見 ☐ 記者クラブ等への資料 配布 ☐ その他（ ）

⑨本人への対応等 (連絡の有無及び対応 内容を必ず記載するこ と。)	
⑩再発防止策等	
⑪その他	

前回報告から記載を変更した箇所には、変更した記載に下線を引くこと。

令和6年度奈良市
持続可能な地域共生社会構築検討業務

仕 様 書

奈 良 市

第1章 総則

1. 委託業務名

奈良市持続可能な地域共生社会構築検討業務

2. 適用範囲

本仕様書は、奈良市（以下、「発注者」という。）が実施する業務に関して必要な事項を定めるとともに、受託事業者（以下、「受注者」という。）が履行しなければならない事項を定めたものである。

3. 適用基準等

（1）適用基準

本業務の履行に当たっては、本仕様書のほか、奈良市契約規則等の関係法令に基づき実施しなければならない。

（2）業務対象区域

業務対象区域は、奈良市全域とする。

4. 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

5. 提出書類

受注者は本業務実施に当たって、次の書類を速やかに発注者に提出し、承認を得るものとする。

（1）作業実施計画書

（2）業務着手届

（3）責任者届兼経歴書

（4）業務行程表

（5）実施体制図

（6）その他発注者が指示するもの

6. 責任者

（1）受注者は、責任者をもって本業務を行うとともに、高度な技術及び知識を要する部門については、相当の経験を有する適切な数の責任者を配置しなければならない。

（2）責任者は、本業務の全般にわたり、管理を行うものとする。

（3）責任者の交代は、原則として認めない。ただし、死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない理由による場合には、同等以上の責任者であると認められる場合に限りこれを認めるものとする。

（4）本業務の円滑な進捗を図るため、実施前に発注者と受注者とが十分に協議を行うとともに常に連絡を密にし、本業務遂行に支障のないようにするものとする。

7. 資料の貸与

受注者は、本業務に必要な資料を発注者から借り受けるものとするが、適正な管理をもって行うとともに、本業務完了後速やかに返却するものとする。

8. 関係官公庁等への手続き等

本業務遂行のために必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、受注者の責任において迅速に処理するものとする。

9. 検査

本業務実施中、受注者は必要に応じて発注者の中間検査を受け、本業務完了後は最終検査を受けなければならないものとする。なお、加除・訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとする。また、それに要する経費は受注者が負担するものとする。

10. 成果品等の帰属

本業務で履行した内容は全て発注者の所有とし、調査結果についても発注者の承諾なくして貸与、公表又は使用してはならない。また、発注者へ提出された写真、イラスト及びグラフ等については、以後、発注者が使用するに当たり支障のないものとする。

第2章 業務内容

11.業務概要

本市の総人口は、2005年を境に減少傾向に転じ、2040年には30万人を割り込むことが見込まれている。また、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の減少に伴い、高齢化率が上昇を続け、2040年には40%に到達する見込みである。特に東部地域では市街地に比して、その影響が顕著に表れており、地域の担い手不足による衰退など深刻な状況にある。

このような人口動態は、市民生活や地域経済をはじめ、まちづくり、地方行政等に様々な影響を及ぼす。そして、その影響は更なる人口減少や人口構造の変化をもたらす、負のスパイラルを引き起こしている。

そこで、少子高齢化・人口減少社会の中であっても、地域住民の暮らしやすさ・Well-beingの向上と地域の環境・経済・社会・文化が維持・発展できる持続的な社会基盤を構築することを目的に、地域住民による主体的な支え合い（共助）の意識醸成及び自治意識醸成を図りながら、先端技術の活用や新たなサービスの開発を産官学民の連携のもとで実施し、持続可能な共助型サービスの社会実装を目指す。

また、令和4年度に策定した「奈良市東部地域における持続可能性向上のための中期実施計画」を基に、月ヶ瀬地区及びその他奈良市東部地域（田原、柳生、大柳生、東里、狭川、都祁）を対象とし、以下に掲げる項目について履行するものとする。

（1）持続可能な社会基盤構築に向けた意識醸成と環境形成

月ヶ瀬ワーケーションルーム「ONONO」等の拠点を活用し、地域住民同士のコミュニティ形成やコミュニケーションの活性化を促す機会の提供と地域住民同士の議論による主体的な課題解決策の検討を行うことで、持続可能な社会基盤の構築に必要な共助・互助意識及び自治意識の醸成を図る。また、これらの実施内容については事前に発注者と共有し、適宜、民間企業やNPO、大学などと連携しながら実施に向けて調整するものとする。

①住民ワークショップの企画・実施

受注者は、地域住民同士による議論と意思決定を行うワークショップ等を東部地域で実施すること。議論するテーマやワークショップ等の形式、参加者の選定、会場の場所など、開催にあたり必要な運営・進行・制作・調整などについては、発注者と協議の上で決定するものとする。

②課題解決策の検討

受注者は、上記①で議論された地域課題の解決を図るため、発注者との協議の上、地域内外問わず大学や民間企業、NPOなどとのビジネスマッチング等を実施し、地域特性に応じた課題解決に向けたサービスやリソースの提供を検討・調整すること。

（2）持続可能な社会基盤構築に向けた行政サービスの実施

下表①の業務について、令和5年度に作成した事業計画に基づき、実施するものとする。ただし、事業計画の内容が現状と適さないなど修正等が必要な場合は、速やかに発注者に報告し、協議の上、対応するものとする。

表① 「持続可能な地域共生社会構築に向けた事業・サービス」

業務名	業務内容
(A) 再生資源収集運搬業務	月ヶ瀬地区において、再生資源（空き缶、ガラスびん、ペットボトル及び飲料用紙パック）を収集運搬し、処理施設等へ搬入・処理する業務を行うとともに、再生資源出しを活用した利用者同士のコミュニケーション機会の創出を図ること
(B) コミュニティバス運行業務	月ヶ瀬小中学生及び月ヶ瀬診療所の利用者を対象とした域内交通を最大限維持しつつ、すべての月ヶ瀬住民を対象としたコミュニティバスの運行を実施することで、地域住民のコミュニケーション機会の創出を図ること

① (A) 再生資源収集運搬業務

I. 業務概要

月ヶ瀬地区において再生資源（空き缶、ガラスびん、ペットボトル及び飲料用紙パック）を収集運搬し、処理施設等への搬入・処理するとともに、再生資源出す行為を活用した利用者同士のコミュニケーション機会の創出を図ること。

II. 業務実施内容

業務の実施は、以下の要領により行うものとする。ただし、要領に記載しない事項については、都度、発注者と協議の上、決定するものとする。

(i) 収集区域

月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野

(ii) 業務内容等

収集区域内の住民に対して、滞りなく再生資源（空き缶、ガラスびん、ペットボトル及び飲料用紙パック）の収集及び運搬を行うこと。

加えて、利用者同士が資源を出す行為を通じて、コミュニケーションができる機会の創出を図るものとする。また、季節や曜日により再生資源の量変動するので、効率的に収集できるように受注者において体制を構築すること。

その他、定めのない再生資源の収集や収集方法、運搬方法等については、安全衛生上に留意し、具体的な手法について、発注者と協議の上、決定するものとする。

(iii) 作業時間等

収集及び運搬作業は、午前9時から17時までに完了すること。収集経路については道路事情や収集効率を勘案の上、受注者にて決定すること。

(iv) 収集した再生資源の搬入

収集した再生資源については、リサイクル事業者等に売却することができるものとし、売却益の処理については、受注者が決めることができるものとする。ただし、事業趣旨を鑑み、発注者および地域と協議の上、定めるものとする。

また、やむを得ない事情により、再生資源を奈良市の処理施設にて搬入せざるを得ない場合は、事前に発注者に連絡し、協議の上、対応を決定するものとする。

(v) 業務に従事する者

原則、発注者が委嘱した地域おこし協力隊が作業をするものとし、受注者は作業が安全かつ効率よく実施できるよう、業務責任者（兼任可）を配置するなど体制づくりを行うこと。

(vi) 車両運行管理等

- ・収集及び運搬に使用する車両については、発注者が別途賃貸借契約をしているリース車とする。不慮の故障及び車検時は、発注者が賃貸借契約を締結しているリース社と調整すること。
- ・運転担当者の氏名を発注者に報告すること（別紙1）。
- ・車両の運行にあたっては、道路交通法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守するとともに、事故等を起こさないよう安全運転に心がけること。
- ・受注者は、車両の維持管理に務めること。
- ・車両の運転者は、使用時の都度、運転報告書（別紙2）を作成すること。

(vii) 不適物の処理

- ・不適物を回収する際は、市の制度に基づき、可燃ごみ、プラスチック製包装容器、又は不燃ごみに分別し、廃棄することとする。
- ・その他、回収できない不適物などについては、発注者と協議の上、対応するものとする。

(viii) 交通事故、労働災害等発生時

本委託業務に係る作業中に、交通事故、労働災害等が発生した時は、警察・消防等関係機関への連絡等、直ちに適切な措置をとるとともに、受注者の責任において当事者と協議の上、誠意をもって解決すること。なお、発注者に対して、遅滞なく口頭及び文書での報告をすること。

III. 業務報告

月末締め業務報告書（別紙3）を翌月10日までに発注者に提出すること。

IV. その他の遵守事項

- ・常設の再生資源収集箱等に関して、安全衛生に留意し、適切に管理すること。
- ・市が実施する排出量調査などについて協力すること。
- ・本業務の実施に当たり、関係する法令を遵守すること。

② (B) コミュニティバス運行業務

I. 業務概要

月ヶ瀬小中学生及び月ヶ瀬診療所の利用者を対象とした域内交通を最大限維持しつつ、広く月ヶ瀬住民を対象としたコミュニティバスの運行を実施することで、地域住民のコミュニケーション機会の創出を図ること。

II. 業務実施内容

(i) 運行計画

受注者は、発注者が指示した本業務を実施するにあたり、運行計画（別紙4）を作成し、発注者の承認を得ること。

(ii) 対象者

特に定めない

(iii) 運行場所

原則、月ヶ瀬地区内（月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬高、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野）とし、やむを得ず対応が必要となった場合は発注者と協議の上、定めるものとする。

(iv) 運行日

原則、月曜日～金曜日（祝日・12月29日～1月4日を除く）とし、やむを得ず対応が必要となった場合は発注者と協議の上、定めるものとする。

(v) 運行経路

運行時間・停留所・運行ルートを策定するにあたり、事業趣旨及び対象者・運行場所を考慮し、発注者と協議の上、定めるものとする。

(vi) 運転担当者の配置

■運行体制

・運転担当者の氏名を発注者に報告すること（別紙1）。
・業務を統括し、発注者および現場との連絡調整を行う業務管理者を選任し、その氏名を発注者に報告すること。

■運転担当者の資格・免許等

・運転担当者は普通免許以上の免許所持者であること。また、二種運転免許を持っていない者は、一定の運転技術を担保するために自動車学校等による講習等を受講することとする。
・受注者は、契約後ただちに運転担当者の資格、免許取得状況が確認できる免許証又は修了証書等の写しを発注者に提出すること。

■教育及び研修

・受注者は、運転担当者の業務の状況を把握し、資質の維持向上に努めること。
・受注者は、本業務の安全上の向上を図るため、避難訓練の実施や緊急災害時の対応等の徹底に努めること。

■運転担当者の健康管理等

・疾病の疑いがある運転担当者については乗務を中止し、その旨を発注者に報告するとともに速やかに医療機関の診断を受け、その指示に従うこと。
・また、受注者は、運転担当者に手洗い、うがい、必要に応じたマスクの着用等日常的な健康管理を励行すること。
・いわゆる「健康起因」の事項を防止するため、関連法令に基づき、運転担当者の健康状態を把握するとともに、健康診断の受診結果を踏まえて適切な健康管理を行うこと。

■飲酒運転の防止

関係法令及び通達に基づき適切な対策を実施することはもとより、運転担当者について、運行前に酒気帯び等の点検を行うなど、万全を期すこと。また、受注者は、運転担当者が危険薬物、脱法薬物等を一切使用していないことを確認すること。

■その他

発注者が運転担当者を不適当と認めたときは、受注者に対してその変更を求めることができる。

(vii) 車両運行管理等

・収集及び運搬に使用する車両については、発注者が別途用意する車両とする。不慮の故障及び車検時は、発注者と調整すること。
・車両の運行にあたっては、道路交通法を遵守するとともに、事故等を起こさないよう安全運転に心がけること。
・受注者は、車両の維持管理に努めること。
・車両の運転者は、使用時の都度、別途発注者が指示する運転報告書を作成すること。

(viii) 交通事故、労働災害等発生時

本委託業務に係る作業中に、交通事故、労働災害等が発生した時は、警察・消防等関係機関への連絡等、直ちに適切な措置をとるとともに、受注

者の責任において当事者と協議の上、誠意をもって解決すること。なお、発注者に対して、遅滞なく口頭及び文書での報告をすること。

III. 業務報告

受注者は、コミュニティバスを運行した時は、コミュニティバスの日報運行記録表（別紙5）に所定事項を記入し、停留所ごとの乗客数の把握を行い、毎月の集計を記載している月報運転記録表（別紙6）を翌月10日までに発注者に提出すること。

IV. その他の遵守事項

- (i) 受注者は、運行経路を変更又は中止しなければならない事情が生じた場合は、発注者に連絡し、その指示に従うこと。
- (ii) 受注者は常に住民が安心して利用しやすいコミュニティバスの運行を心掛けること。
- (iii) 受注者は、車両に緊急連絡用の携帯電話を設置するものとする。なお、その費用については、受注者が負担すること。
- (iv) 運転担当者は車両内における乗客の指導（着席やシートベルトの着用等）及び管理に従事する。
- (v) 空席がない場合を除き、各停留所において利用者の乗り残しがあった時は、受注者の責任において対応する。
- (vi) 運転担当者は、終点バス停においてすべての乗客が下車したことを確認し、終了するものとする。
- (vii) 受注者は、使用台数に応じて安全運転管理者及び安全運転副管理者の選任を行うものとする。
- (viii) 受注者は、その責に帰する理由により、委託業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えた時は、その損害を賠償すること。
- (ix) 運行業務の履行に際して、本仕様書に定めのない事項を行おうとする場合は、必ず事前に発注者と協議の上、定めること。

(3) 持続可能な社会基盤構築に向けた新たな事業スキームの構築

地域住民の暮らしやすさ・Well-being向上と地域の環境・経済・社会・文化が維持・発展できる持続的な社会基盤の構築を加速させるため、一定の効率化を図りつつも、事業趣旨及び地域特性を十分に考慮した新たな持続可能な共助型サービスを検討する。

下表②の業務について、社会実装を見据えた上で、受注者は新たな事業スキームの構築に向けた検証や実証、事業スキームの検討等を行うこととする。

①新たな事業スキームの構築

受注者は、表②に記載された項目について、社会実装を見据えた上で、新たな事業スキームの構築に向けた検証や実証、事業スキームの検討等を行うこととする。

事業内容については、契約締結後、発注者と協議の上、関係各所や地域住民との調整、採算性の確保など持続可能性の担保などを考慮し、事業内容を決定するものとする。また、検討・検証に必要な会場の確保、運営、進行、設営、制作など取り組みに際して必要なことは受注者が行うこととする。

②事業計画の策定

受注者は、検討結果を踏まえ、事業内容の社会実装に向けた事業計画を作成すること。なお、計画開始は令和7年度からとし、事業スキームの方針・スケジュール・実施体制など、事業を円滑に推進するために必要な項目を記載するものとする。

表②持続可能な社会基盤構築に向けた新たな事業スキーム等の構築

業務内容	新たな事業スキーム構築等に勘案すべき要素
(A) 月ヶ瀬温泉・ふれあい市場の活性化に向けた基本調査	■現況・課題分析、現地調査、ヒアリング、他類似施設との比較など施設活性化に向けた調査を行うこと ■温泉及びふれあい市場を活用した地域住民及び利用者同士の交流を促進することで地域コミュニティの向上を図る要素を取り込み、活性化に向けた方針を策定すること ■ただし、現在の指定管理先への配慮を十分に行うものとし、誠意のある対応をすること ■調査等に係る場所の確保、設備、車両などの負担等、その他の事項については、発注者と協議の上で決定すること
(B) 地域コミュニティ強化に向けた「マイクロワーク」の企画・検証	■地域コミュニティの活用をした、地域住民の困りごとや相談事について解決する仕組みとして、地域内マイクロワークのスキーム構築を行うこと ■スキーム構築等に係る場所の確保、設備、車両などの負担等、その他の事項については、発注者と協議の上で決定すること

(4) 地域おこし協力隊制度の活用

発注者は、本業務を遂行するにあたり、適当な人材について地域おこし協力隊として委嘱し、業務に従事させるものとする。

受注者は、地域おこし協力隊候補者の募集行為に係る業務を行い、発注者は、候補者を地域おこし協力隊に委嘱する。また、受注者は、委嘱された地域おこし協力隊を適正に管理すること。地域おこし協力隊制度に関しては、要綱等の各種資料を参照し、趣旨及び内容を十分に理解し遵守すること。

(参照：総務省 | 地域力の創造・地方の再生 | 地域おこし協力隊)

①地域おこし協力隊候補者の募集と選考

受注者は、本業務の実施に必要なかつ適正な地域おこし協力隊の候補者を確保するため、本業務の目的の明確化や活動内容の検討等を含め、募集に係る業務を実施すること。なお、事業内容に適した人材からの応募が集まるよう、募集広告の方法や内容、実施について、発注者と協議の上で進めること。

候補者の選考にあたっては、書類選考や面接、おためし地域おこし協力隊制度の活用等、適切な選考過程や選考基準の検討及び実施を行うこと。なお、選考による候補者の決定は令和6年12月末までに完了するものとするが、必要な人数が確保できない等の場合は、発注者と協議の上、追加募集等も含めて検討すること。

②候補者の決定と地域おこし協力隊の委嘱

受注者は、上記①により、決定した候補者について発注者と共有し、協議の上、発注者は地域おこし協力隊に委嘱を行う。なお、発注者が委嘱する地域おこし協力隊は12名を上限とする。

ただし、候補者が地域おこし協力隊として相応しくないと判断される相応な理由がある場合は、発注者は地域おこし協力隊に委嘱をしないものと

する。

③地域おこし協力隊の雇用

受注者は、地域おこし協力隊を雇用し、適切に本業務の遂行のためにマネジメントを行うものとする。地域おこし協力隊に対して、危機・安全管理及び人権に配慮した対応を行い、勤務形態等については、労働基準法その他労働関係法令を遵守し、職員を指導監督し、規律及び清潔の保持に努めるものとする。

また、円滑な事業遂行に向けて、地域おこし協力隊に対して本業務の理解や地域おこし協力隊としての働き方などの教育等を実施すること。

④地域おこし協力隊に関する経費

地域おこし協力隊に要する経費については、最新の「地域おこし協力隊推進要綱」を参照し、趣旨及び内容を十分に理解した上で、表③をもとに執行管理すること。執行管理方法については、事前に発注者と協議の上、決定するものとする。発注者が当該経費について調査を求める場合、この求めに応じること。なお、経費内容について疑義が生じる場合は、執行前に事前に発注者に相談の上、決定するものとする。

また、表③「3. 地域おこし協力隊の活動に要する経費」は、地域おこし協力隊の雇用人数（上限8名）に応じて、精算するものとする。

表③地域おこし協力隊に関する経費

経費名	金額	経費内容例
(A) 募集等に要する経費	上限2,000,000円（含む、取引に係る消費税及び地方消費税の合計金額）	・募集に係る企画経費 ・求人サイト等を活用したPRに要する経費 ・都市部における説明会に要する経費など
(B) おためし地域おこし協力隊の実施に要する経費	上限600,000円（含む、取引に係る消費税及び地方消費税の合計金額）	住民との交流を含む、2泊3日以上地域協力活動の体験プログラム（おためし地域おこし協力隊）に要する経費など
(C) 地域おこし協力隊の活動に要する経費	隊員1人あたり上限5,200,000円（うち報償費等については3,200,000円を上限、報償費等以外の活動に要する経費については2,000,000円を上限）（含む、取引に係る消費税及び地方消費税の合計金額） （※）上記上限額は、令和6年6月から雇用した場合である。7月以降に雇用となった場合は、雇用期間に応じて月割りを行う。	・報償費 ・住居、活動用車両の借上費 ・活動旅費等移動に要する経費 ・作業道具・消耗品等に要する経費など
(D) 日々のサポートに要する経費	上限2,000,000円（含む、取引に係る消費税及び地方消費税の合計金額）	・現役隊員の活動や生活に関する日々の相談業務 ・現役隊員と地域住民とのつながりづくり及びそのサポート ・現役隊員向けの研修会の企

		画、運営 など
--	--	---------

12.成果物

本業務において成果物として取りまとめることとし、主な成果物は次のとおりとするが、詳細については発注者と受注者が協議の上決定するものとする。

(1) 納品物

I. 「11.業務概要」の各報告書

II. 諸調査の各原稿データ

※電子記録媒体に保存、調査で使用了各統計資料、ホームページ掲載のためのPDFデータを含む

(2) 納期

令和7年3月31日

(3) 納入場所

奈良市月ヶ瀬行政センター

別紙 1

業務管理者・運転担当者届

1. 業務名 令和6年度奈良市
持続可能な地域共生社会構築検討業務

2. 契約締結日 令和 年 月 日

3. 業務管理者 住所

氏名

生年月日

4. 運転担当者 (A)再生資源収集運搬業務

氏名： 氏名：

氏名： 氏名：

氏名： 氏名：

氏名： 氏名：

(B)コミュニティバス運行業務

氏名： 氏名：

氏名： 氏名：

氏名： 氏名：

氏名： 氏名：

上記のとおりお届けします。

令和 年 月 日

奈良市長 仲 川 元 庸 様

受注者 住所

氏名

別紙2

運 転 報 告 書

令和 年 月 日 ()

所屬牌 かい名		車面の種類 及び番号			
前日まで	走行	キロ	数	累計	燃 料 注 入
キロ	キロ	キロ	キロ	キロ	リットル
運転順位	目的地及び経路			運転時間 出発時刻 帰着時刻	用務
第 1 回	()			時 分	保育所・診療所・学校 その他
第 2 回	()			時 分	保育所・診療所・学校 その他
第 3 回	()			時 分	保育所・診療所・学校 その他
第 4 回	()			時 分	保育所・診療所・学校 その他
第 5 回	()			時 分	保育所・診療所・学校 その他
第 6 回	()			時 分	保育所・診療所・学校 その他
備考					
指 示 事 項					

※運転前の酒気帯び確認時刻は出発時刻、運転後の酒気帯び確認時刻は帰着時刻と同様とする。

別紙3 業務報告書

年	月	平日出勤率	予定生産	2次加工品	生産状況				生産設備	生産設備利用率	O/M状況				設備稼働率	稼働時間	稼働率	稼働率
					生産設備	生産設備	生産設備	生産設備			生産設備	生産設備	生産設備	生産設備				
2024	4														0	0	0	0
	5														0	0	0	0
	6														0	0	0	0
	7														0	0	0	0
	8														0	0	0	0
	9														0	0	0	0
	10														0	0	0	0
	11														0	0	0	0
	12														0	0	0	0
	1														0	0	0	0
	2														0	0	0	0
	3														0	0	0	0
年間合計																		

別紙4 運行計画

コミュニティバス運行計画

	○便		○便		○便		○便	
	運行時刻		運行時刻		運行時刻		運行時刻	
コース								

受注者	住所
氏名	

【運行日】月曜～土曜日（※土曜は午前中のみ）
 【運休日】日・祝、年末年始（12月29日～翌1月4日）
 ※路線上では、自由乗降とする。
 ただし、安全に乗降できる場所で停車すること。

月ヶ瀬地域コミュニティバス運行記録（Oコース）

○運行日 令和 年 月 日 ()

[illegible]

[illegible][illegible]



6 4. 環境省に承認された循環型社会形成推進地域計画の全て（令和4年以降）

環境部 クリーンセンター建設推進課

循環型社会形成推進地域計画

令和4年1月5日

奈良市・斑鳩町

<目 次>

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	2
(3) 基本的な方向.....	2
(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況.....	2
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	4
(1) 一般廃棄物（ごみ）等の処理の現状.....	4
(2) 生活排水の処理の現状.....	5
(3) 一般廃棄物（ごみ）の処理の目標.....	6
(4) 生活排水の処理の目標.....	9
3. 施策の内容	11
(1) 発生抑制、再使用の推進.....	11
(2) 処理体制	12
(3) 処理施設等の整備.....	17
(4) 廃棄物処理施設における計画支援事業.....	18
(5) その他の施策.....	19
4. 計画のフォローアップと事後評価	22
(1) 計画のフォローアップ.....	22
(2) 事後評価及び計画の見直し.....	22

【添付資料】

様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画 総括表 1	23
様式 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画 総括表 2	26
参考資料様式 6	施設概要（し尿処理施設系）	27
参考資料様式 7	施設概要（浄化槽系）	28
参考資料様式 8	計画支援概要	30

添付資料 1	現有及び新設予定の施設配置図	32
添付資料 2	公共下水道整備区域図	34
添付資料 3	現有及び新設予定の施設が所在する地域のハザードマップ	36

（トレンドグラフ）

添付資料 4	人口及び事業所数の動向	42
添付資料 5	1人あたり・1事業所あたりの排出量の推移	43
添付資料 6	家庭系・事業系総排出量、総資源化量及び最終処分量の推移	44
添付資料 7	生活排水処理と人口の推移	45
添付資料 8	生活排水処理の汚泥衛生処理率の推移	47

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町名：奈良市、斑鳩町

面積：291.21 km²

人口：382,444 人（令和2年10月1日現在）

（内訳）

市町村名	奈良市	斑鳩町
面積（km ² ）	276.94	14.27
人口（人）	354,833	27,611

（出典）令和元年奈良県統計年鑑、令和2年国勢調査

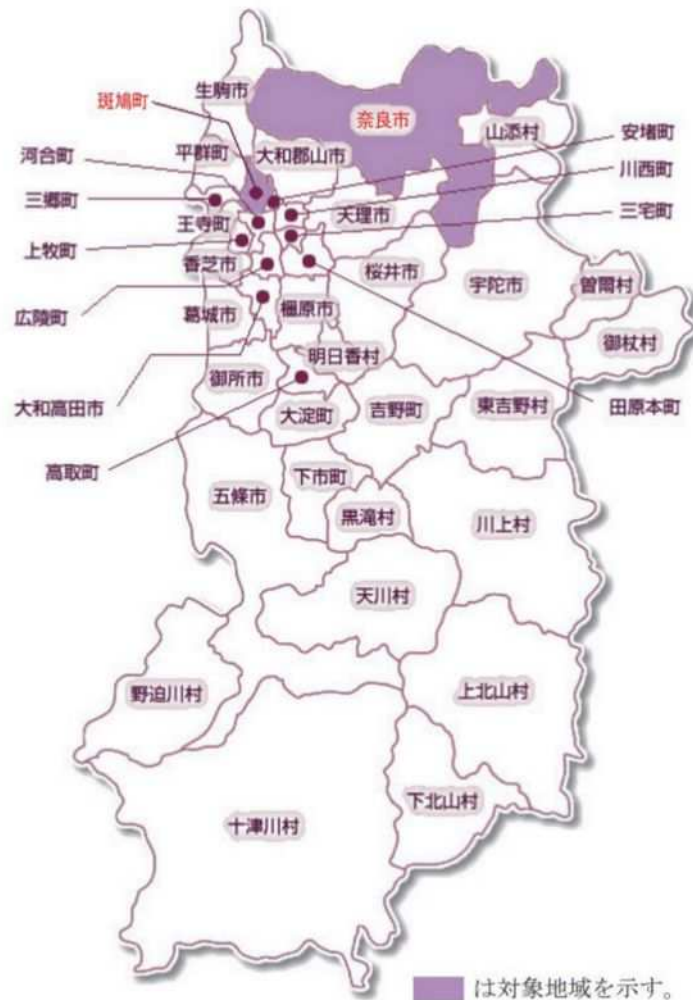


図1 対象地域図

(2) 計画期間

本計画は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、計画期間内でも、社会経済情勢や廃棄物・リサイクルに関する法律・諸制度が大きく変化した場合などにおいては、必要に応じて計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

奈良市及び斑鳩町のごみ処理の現状は、奈良市は単独施設によるごみ処理を実施しているが、焼却施設の老朽化等の問題に直面している。また、斑鳩町は平成29年に「斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言」を制定し、ごみの発生抑制及び資源化に努め、処理しきれなかった可燃ごみ等については、他都市の民間業者にごみ処理委託している。

奈良県では、平成30年3月に「奈良県廃棄物処理計画（第4次計画）」を策定し、「未来に生きる『ごみゼロ奈良県』の実現」を基本目標に、県民一人ひとりが日々の暮らしの中で資源やエネルギーを大切にする「環境に配慮したライフスタイル」の促進、地域特性に適した3R（Reduce、Reuse、Recycle）等を促進することにより、さらなる「ごみの減量化」に向けた積極的な実践活動の普及・拡大を図り、循環型社会の構築に向けて取り組んでいくとしている。

奈良市及び斑鳩町においても、ごみの減量化や資源化をより一層推進するとともに、1市1町でのごみ処理広域化による効率的な事業運営を行うことにより、循環型社会にふさわしい減量化・再生利用等のシステムの構築に努めていく。

生活排水処理の現状は、奈良市は公共下水道の整備が進められているが、一部の生活雑排水は未処理のまま河川等の公共用水域に排出されている。斑鳩町は未処理人口が多く、適切な処理と水質の改善を図るためにも、公共下水道整備を推進させる必要がある。

また、奈良市は、「世界遺産のあるまち」として豊かな自然環境を保持していく必要があるため、これまで以上に計画的かつ総合的に生活排水対策を推進することが課題である。このような課題に応えるため、奈良市では、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽設置整備の3事業、斑鳩町では、下水道、合併処理浄化槽設置整備の2事業を計画的に進めていくものとする。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

奈良県では、県内のごみ処理施設の大半が、小規模かつ老朽化していることから、施設の広域・統合整備による「ごみ共同処理」の促進が喫緊の課題となっており、ごみ処理広域化の取り組みを促進するため、平成28年度から一般廃棄物処理の広域化に対する補助金制度である「奈良モデル」を創設し、財政的支援を行っている。

このような状況を受けて、奈良市は、平成29年2月から大和郡山市、生駒市、平群町で開催されていた「合同勉強会」に平成30年2月から参加、斑鳩町は平成30年5月から参加し、ごみ処理広域化の可能性について検討を進めてきた。現在は奈良市と斑鳩町の1市1町

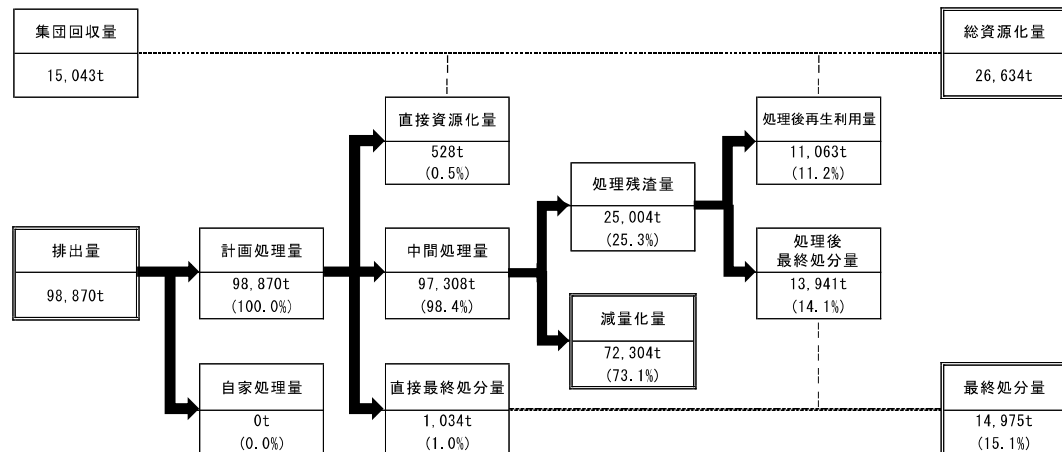
によるごみ処理広域化に向けて検討しており、令和 12 年度中に新クリーンセンターの稼働を目指している。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和2年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図2のとおりである。

なお、現状では、奈良市は奈良市環境清美工場において焼却処理を行っており、斑鳩町は民間業者に焼却処理委託を行っている。



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図2 一般廃棄物の処理状況フロー

(2) 生活排水の処理の現状

1) 奈良市

奈良市の令和２年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図３のとおりである。

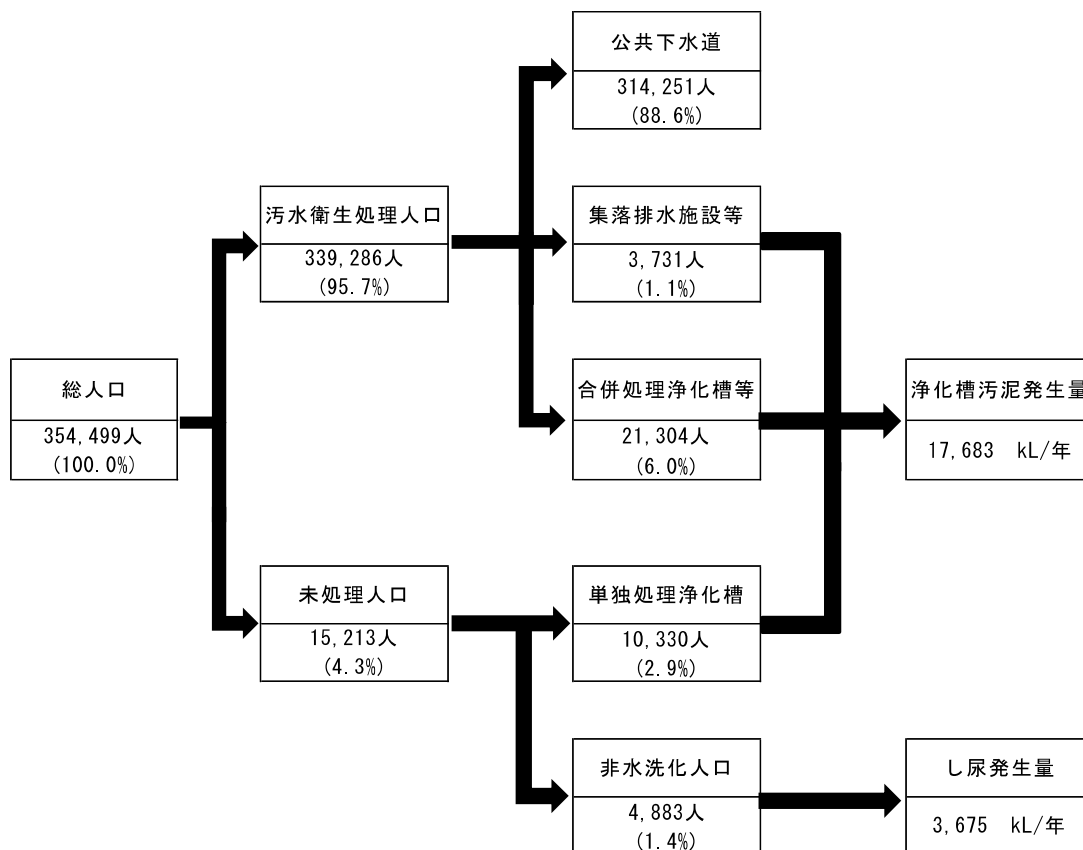
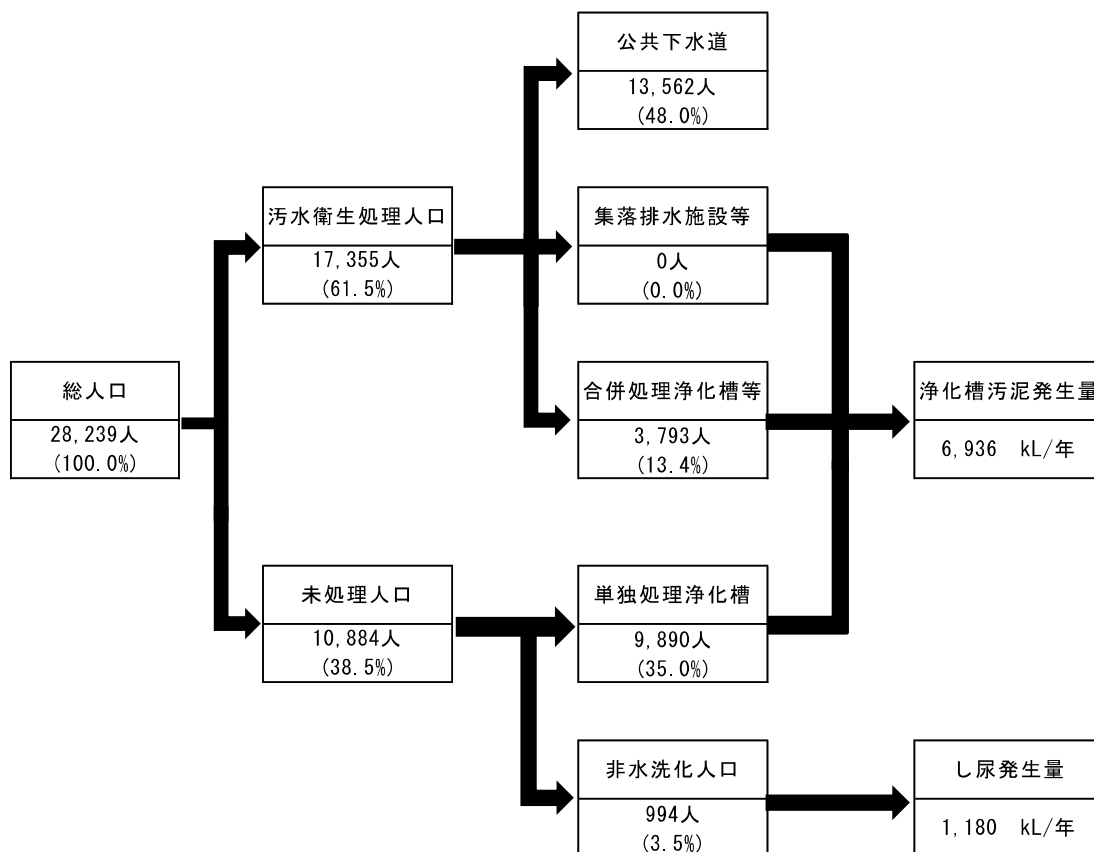


図３ 生活排水の処理状況フロー
(令和２年度 奈良市)

2) 斑鳩町

斑鳩町の令和2年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図4のとおりである。



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図4 生活排水の処理状況フロー
(令和2年度 斑鳩町)

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

計画終了の翌年度である令和9年度を目標年度とし、目標達成時の処理状況を図5に示す。

表 1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合※1) (令和2年度)		目 標 (割合※1) (令和9年度)	
排 出 量	事業系 総排出量	30,945 トン		28,956 トン	(-6.4 %)
	1事業所当たりの排出量※2	1.88 トン／事業所		1.75 トン／事業所	(-6.9 %)
	生活系 総排出量	67,925 トン		55,086 トン	(-18.9 %)
	1人当たりの排出量※3	155.2 kg／人		129.1 kg／人	(-16.8 %)
	合 計 事業系生活系排出量計	98,870 トン		84,042 トン	(-15.0 %)
再生利用量	直接資源化量	528 トン	(0.5%)	610 トン	(0.7 %)
	総資源化量	26,634 トン	(23.4%)	28,355 トン	(28.5 %)
エネルギー 回 収 量	エネルギー回収量(年間の発電電力量 及び熱利用量)	-		未定	
最終処分量	埋立最終処分量	14,975 トン	(15.1%)	12,587 トン	(15.0 %)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = [(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)] / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = [(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)] / (人口)

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位:トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位:トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位:MWh]及び熱利用量 [単位:GJ]

最終処分量：埋立処分された量 [単位:トン]

表 1 補足 市町ごとの減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合) (令和2年度)		目 標 (割合) (令和9年度)	
奈良市	事業系 総排出量	29,415 トン		27,858 トン	(-5.3 %)
	1事業所当たりの排出量※2	1.93 トン／事業所		1.83 トン／事業所	(-5.2 %)
	生活系 総排出量	62,822 トン		50,823 トン	(-19.1 %)
	1人当たりの排出量※3	159.0 kg／人		133.7 kg／人	(-15.9 %)
	合 計 事業系生活系排出量計	92,237 トン		78,681 トン	(-14.7 %)
	直接資源化量	348 トン	(0.4%)	374 トン	(0.5 %)
	総資源化量	22,439 トン	(21.1%)	22,946 トン	(24.5 %)
	埋立最終処分量	14,701 トン	(15.9%)	12,373 トン	(15.7 %)
斑鳩町	事業系 総排出量	1,530 トン		1,098 トン	(-28.2 %)
	1事業所当たりの排出量※2	1.00 トン／事業所		0.39 トン／事業所	(-61.0 %)
	生活系 総排出量	5,103 トン		4,263 トン	(-16.5 %)
	1人当たりの排出量※3	107.1 kg／人		73.7 kg／人	(-31.2 %)
	合 計 事業系生活系排出量計	6,633 トン		5,361 トン	(-19.2 %)
	直接資源化量	180 トン	(2.7%)	236 トン	(4.4 %)
	総資源化量	4,195 トン	(56.9%)	5,409 トン	(92.1 %)
	埋立最終処分量	274 トン	(4.1%)	214 トン	(4.0 %)

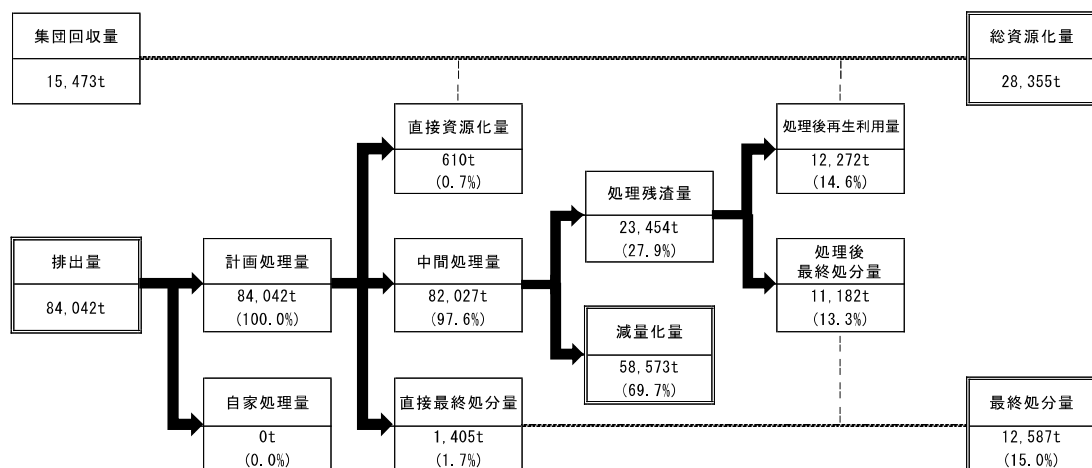


図5 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

(4) 生活排水の処理の目標

1) 奈良市

奈良市の生活排水処理については、表 2 に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表 2 生活排水処理に関する現状と目標（奈良市）

		令和2年度実績	令和9年度目標
処理形態別人口	公共下水道	314,251 人 (88.6%)	302,666 人 (90.1%)
	集落排水施設等	3,731 人 (1.1%)	3,694 人 (1.1%)
	合併処理浄化槽	21,304 人 (6.0%)	21,261 人 (6.3%)
	未処理人口	15,213 人 (4.3%)	8,262 人 (2.5%)
合計		354,499 人	335,883 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	3,675 キロリットル	1,989 キロリットル
	浄化槽汚泥量	17,683 キロリットル	15,283 キロリットル
	合計	21,358 キロリットル	17,272 キロリットル

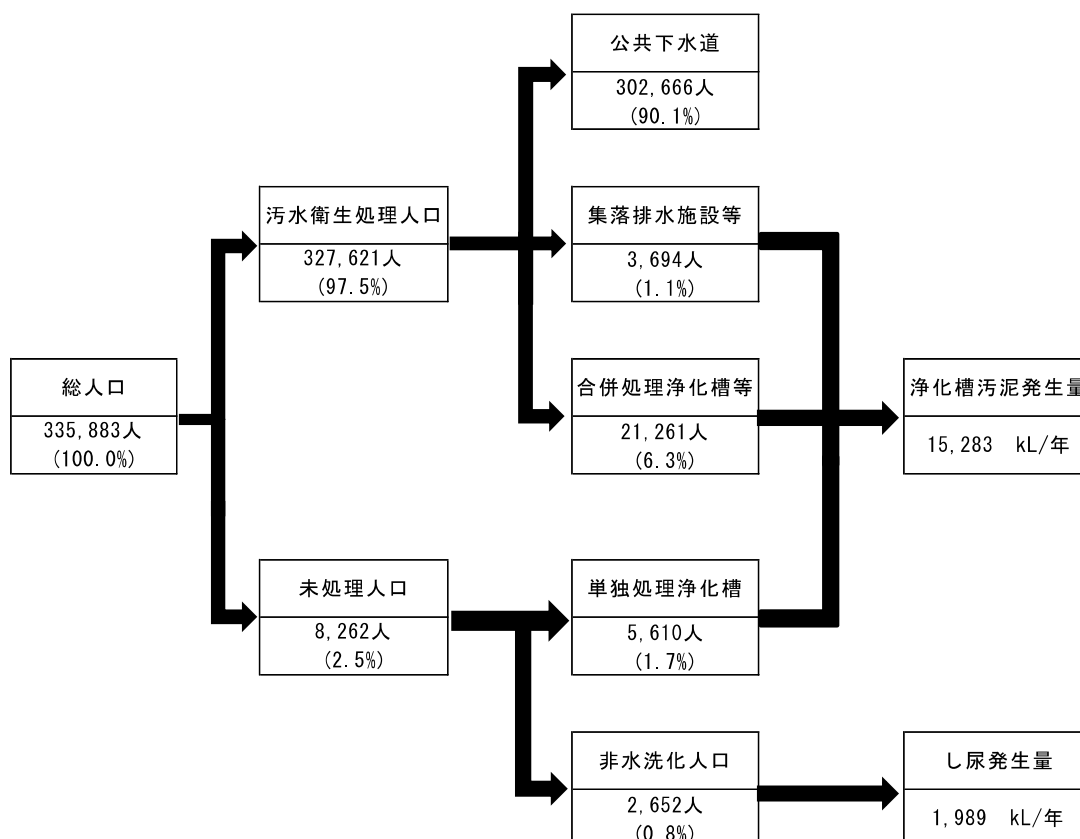


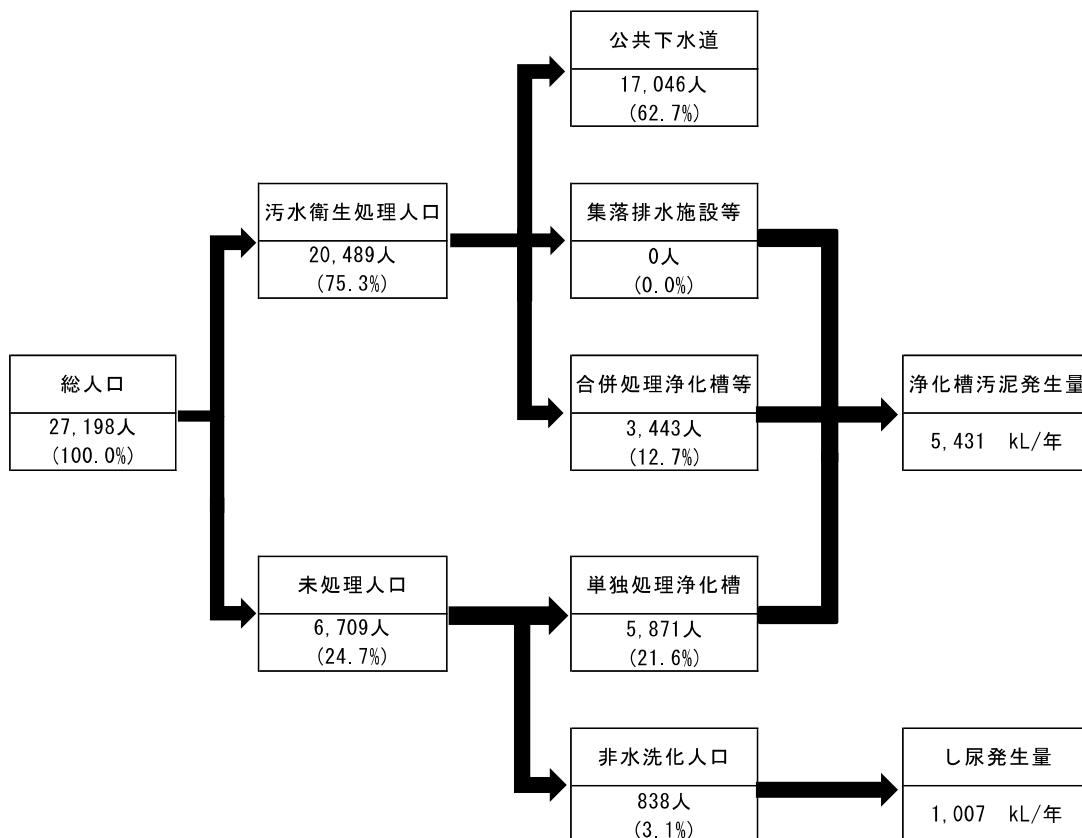
図 6 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（奈良市）

2) 斑鳩町

斑鳩町の生活排水処理については、表3に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表3 生活排水処理に関する現状と目標（斑鳩町）

		令和2年度実績	令和9年度目標
処理形態別人口	公共下水道	13,562 人 (48.0%)	17,046 人 (62.7%)
	集落排水施設等	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
	合併処理浄化槽	3,793 人 (13.4%)	3,443 人 (12.7%)
	未処理人口	10,884 人 (38.5%)	6,709 人 (24.7%)
	合計	28,239 人	27,198 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	1,180 キロリットル	1,007 キロリットル
	浄化槽汚泥量	6,936 キロリットル	5,431 キロリットル
	合計	8,116 キロリットル	6,438 キロリットル



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図7 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（斑鳩町）

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア. 有料化

奈良市では、現在、事業系一般廃棄物については、累進従量制により課金し、直接納入方式により処理料金を徴収している。今後も、事業系一般廃棄物の適正な処理を進めるため、随時、ごみ処理手数料の見直しを行い、徐々に処理原価に近付けていく。

生活系ごみについては、循環を進める生活習慣を形成するため、さらなる排出抑制を進めた上で、有料化に向け検討していく。

斑鳩町では、平成 12 年度より生活系可燃ごみ等の有料化を実施するとともに、平成 22 年度から事業系一般廃棄物の処理手数料の見直しなどにより、ごみの発生抑制を進めているが、今後も引き続き、収集体制、処理方法の見直しや事業系処理手数料の改定等により、ごみ処理経費のさらなる削減に努める。

イ. 環境教育、普及啓発

奈良市では、資源循環を進めるため、「ごみ懇談会」と連携し、資源化やごみ処理についての情報を住民に提供するとともに、ごみ発生抑制や排出マナーの徹底などについて啓発し、ごみの行く末にまで心向け、ごみに責任を持った生活の浸透を目指す。また、小学生向けのごみに関する学習教材や出前講座の機会を用いて、「より若い世代」にごみ減量の意識付けも図っていく。

斑鳩町では、ごみを燃やさない、埋め立てないまち「ゼロ・ウェイスト」の実現のため、住民、事業者、行政が一体となった取り組みを推進する。また、次世代を担う子どもたちへの教育の重要性から、幼稚園・保育園・小中学校と連携し、ごみゼロ、3R についての環境教室の実施や各種イベントをはじめ様々な機会をとらえ、ゼロ・ウェイストの周知啓発を行う。

また、高齢者など分別困難世帯への支援や紙おむつ専用袋の交付の充実など高齢者や子育て世帯などに配慮した取り組みを推進する。

ウ. ごみ減量化の推進

奈良市では、事業者に対して、ごみ減量の参考事例や適正なごみの排出方法を紹介するなどの講習会を実施する。

さらに、多量にごみを排出する事業所については、減量計画書による事業所指導を進める。

斑鳩町では、2R（リデュース＜ごみを出さない・発生抑制＞、リユース＜繰り返し使う・再使用＞）を推進し、ごみを発生させない仕組みづくりに努める。

エ．集団回収、販売店の店頭回収等の推進

奈良市では、集団回収未実施地区については、集団回収の実施を促進する。また、回収実施店舗情報の提供などにより生活系ごみの資源循環を進める。

斑鳩町では、集団回収未実施地区については、町において回収を行うなど資源化を推進する。

オ．行政による拠点回収・分別収集の推進

奈良市では、ごみ焼却施設（環境清美工場）において、古紙や空き缶、空きびん等の回収の取り組みを進めるとともに、公共施設での拠点回収を推進する。さらに、生活系ごみの分別収集を徹底し、資源循環を促進する。

斑鳩町では、各公共施設に「資源にカエル宝箱」（回収ボックス）を設置するなどし、住民の分別意識の向上を図るとともに紙類、布類の資源回収を進める。

カ．生活排水対策

奈良市・斑鳩町地域は、家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、それぞれ以下のような啓発活動の推進を今後目指していく。

- ・広報誌やパンフレット等を活用して啓発活動を実施（奈良市・斑鳩町）
- ・有志住民による学習会等の開催に協力（奈良市）
- ・使用済食用油回収事業の継続実施（斑鳩町）
- ・水質改善に向けた環境教室の実施（斑鳩町）

(2) 処理体制

1) 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については表4、表5に示すとおりである。

奈良市では、可燃ごみは焼却施設で焼却処理している。焼却施設については、新施設の建設計画を推進し、速やかに新たなエネルギー回収型廃棄物処理施設の建設工事に着手する予定である。一方、不燃ごみ・大型ごみは破碎処理後、可燃物は焼却処理、不燃物は埋立処分、資源化物は資源化を進めている。

リサイクルについては、平成11年度にその他プラスチック（平成19年度よりプラスチック製容器包装）を含めた9種分別収集を全市で実施するとともに、生活系ごみの排出ごみ袋の透明・半透明化を導入するなど、ごみの減量に努めてきた。現在は、再生資源（缶・びん・ペットボトル・紙パック）の分別収集（定期収集）、拠点回収及び古紙類の集団回収等を中心にリサイクルを推進している。

今後もプラスチック製容器包装を中心に分別の徹底に取り組んでいくとともに、食品ロスの削減・雑がみを含む古紙類の集団回収推進に取り組む。

生活系ごみの有料制が導入されるにあたっては、ごみの分別区分の見直し等を図る。排出

される可燃ごみについては、焼却処理施設で焼却処理を行い、焼却残渣の最終処分を行っている。

斑鳩町では、町焼却施設の廃止に伴い、可燃ごみは民間事業者の焼却施設で焼却処理されているが、可燃ごみの焼却は地球温暖化を加速させるとともに、焼却処理により、資源の有効利用が妨げられている。

資源化の推進により、リサイクル率は年々向上しているが、今後、可燃ごみ焼却量のさらなる減量を図るためには、現在、町内約6割で実施している生ごみ分別回収事業（生ごみ堆肥化事業）を、町全域で実施するよう進めることが不可欠である。しかしながら、各地区の集積場所の確保など、町全域での分別収集が難しいという課題もあり、収集体制等も含め検討を進める。

また、広域によるごみ処理を実施した場合のごみ処理体制について、分別・収集体制やごみ減量施策等に相違があるため全て統一する必要はないが、より良い体制整備に向けて各市町で調整する。

2) 事業系ごみの処理体制の現状と今後

奈良市では、事業系一般廃棄物について、引き続き、排出者が奈良市環境清美センター搬入管理要領に基づいた分別を行い、排出者による自己搬入または一般廃棄物収集業者（許可業者）への収集委託による処理施設への搬入の後、焼却処理、破碎処理、埋立処分及び資源化を行う。

なお、ごみを搬入する車両の積載物の展開検査等により、不適正な廃棄物の混入防止等、事業系一般廃棄物に対する適正搬入のための指導を徹底する。

斑鳩町では、事業系一般廃棄物（可燃ごみ）の処理量が年々増加傾向となっており、事業系一般廃棄物の減量化・資源化に向け取り組みを進める。

そのため搬入時の展開検査による搬入事業者への指導の徹底や事業所訪問などによる排出事業者への分別啓発により、生ごみ、紙類の資源化を推進し、生活系と同様にさらなるごみ減量を図る。

3) 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

奈良市の環境清美センターで受け入れることのできる産業廃棄物（あわせ産廃）については、紙くず、木くず、繊維くずを指定しているが、搬入事業者への適正搬入のための指導を徹底していく。

4) 生活排水処理の現状と今後

奈良市では、引き続き、下水道や集落排水処理施設が整備されていない人口散在地域等において、合併処理浄化槽の整備を進めていく。

また、し尿、浄化槽汚泥については、衛生浄化センターにおいて処理し、生じた汚泥は肥

料化を行っていく。

斑鳩町では、引き続き、下水道認可区域以外の地域等において、合併浄化槽の整備に対して助成を行っていく。

また、し尿、浄化槽汚泥については、現在、し尿処理施設において処理し、生じた汚泥を脱水後、民間業者へ引き渡し再生利用しているが、今後も引き続き、再生利用方法などについて調査研究を進める中、環境負荷の少ない利用方法などを進める。

表4 奈良市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状（令和2年度）			今 後（令和9年度）			
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等	
					一次処理	二次処理
燃やせるごみ	焼却 → 埋立	環境清美工場 （焼却処理施設）	燃やせるごみ	焼却 → 埋立	環境清美工場 （焼却処理施設）	[焼却灰] ・南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 ・大阪湾広域臨海環境整備センター
燃やせないごみ	破碎・選別 → 資源化・ 焼却・埋立	環境清美センター （粗大ごみ破碎処理施設）	燃やせないごみ	破碎・選別 → 資源化・ 焼却・埋立	環境清美センター （粗大ごみ破碎処理施設）	[破碎不燃物] ・南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 [処理困難物] ・専門業者処理委託
大型ごみ			大型ごみ			[破碎可燃物] ・環境清美センター（焼却処理） [破碎スクラップ] ・再生資源化業者
有害ごみ	資源化	再資源化業者	有害ごみ	資源化	再資源化業者	
プラスチック製容器包装 （定期収集）	選別・圧縮 梱包	プラスチック製容器包装処理施設	プラスチック製容器包装 （定期収集）	選別・圧縮 梱包	プラスチック製容器包装処理施設	再商品化事業者
ガラスびん （定期収集、拠点回収）	選別	ガラスびんストックヤード	ガラスびん （定期収集、拠点回収）	選別	ガラスびんストックヤード	
ペットボトル （定期収集、拠点回収）	選別・圧縮 梱包	ペットボトル処理作業所	ペットボトル （定期収集、拠点回収）	選別・圧縮 梱包	ペットボトル処理作業所	
発泡スチロール製食品トレイ （拠点回収）	選別・梱包	白色トレイストックヤード	発泡スチロール製食品トレイ （拠点回収）	選別・梱包	白色トレイストックヤード	
飲料用紙パック （定期収集、拠点回収）	選別	飲料用紙パックストックヤード	飲料用紙パック （定期収集、拠点回収）	選別	飲料用紙パックストックヤード	再生資源化事業者
空き缶 （定期収集、拠点回収）	選別・圧縮	空き缶選別作業所	空き缶 （定期収集、拠点回収）	選別・圧縮	空き缶選別作業所	
新聞、雑誌、 ダンボール、布類 （拠点回収）	選別	資源回収場	新聞、雑誌、 ダンボール、布類 （拠点回収）	選別	資源回収場	再生資源化事業者

表5 斑鳩町の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状（令和2年度）			今 後（令和9年度）		
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等
燃やせるごみ	焼却 → 埋立・資源化	処理委託	燃やせるごみ	焼却 → 埋立・資源化	処理委託
燃やせないごみ	破碎・選別 → 資源化・ 焼却・埋立	処理委託	燃やせないごみ	破碎・選別 → 資源化・ 焼却・埋立	処理委託
大型ごみ			大型ごみ		
有害ごみ	資源化	再資源化業者	有害ごみ	資源化	再資源化業者
その他プラスチック類、ビン類・缶類 （定期収集）	選別	再資源化業者	その他プラスチック類、ビン類・缶類 （定期収集）	選別	再資源化業者
ペットボトル、発泡スチロール製食 品トレイ （定期収集、拠点回収）	選別	町選別施設	ペットボトル、発泡スチロール製食 品トレイ （拠点回収）	選別	町選別施設
枝葉・草類、生ごみ （定期収集）	堆肥化	再資源化業者	枝葉・草類、生ごみ （定期収集）	堆肥化	再資源化業者
古紙類、古着類、紙パック、陶磁器 類・ガラス食器類、食用油等 （拠点回収）	選別	再資源化業者	古紙類、古着類、紙パック、陶磁器 類・ガラス食器類、食用油等 （拠点回収）	選別	再資源化業者

(3) 処理施設等の整備

1) 廃棄物処理施設

前述の分別区分及び処理体制において、ごみ処理を行うために必要な施設を表 6 のとおり整備する。

表 6 整備する処理施設

事業 番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)
1	ごみ焼却施設 (仮称) 新クリーンセンター	エネルギー回収型廃棄物 処理施設整備事業	未定	奈良市七条 地区	(R 9 ～R12)
2	リサイクルセンター (仮称) 新クリーンセンター	マテリアルリサイクル推 進施設整備事業	未定	奈良市七条 地区	(R 9 ～R12)
3	汚泥再生処理センター 奈良市衛生浄化センター 汚泥再生処理施設	基幹的設備改良事業	90kl/日 生ごみ 3.4 t	奈良市大安 寺西 2 丁目 281 番地内	R 4 ～R 8

(整備理由)

事業番号 1 既存焼却施設の老朽化、広域による処理の集約化、エネルギー回収・有効利用の促進

事業番号 2 既存処理施設の老朽化、施設の集約化、マテリアルリサイクルの推進

事業番号 3 し尿処理施設の老朽化、処理能力の向上

2) 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表 7 のとおり行う。

表 7 合併処理浄化槽の整備計画

事業	直近の整備済基数 (基) (令和 2 年度末)	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間
浄化槽設置整備事業				
奈良市	1,767	60	283	R 4 ～R 8
斑鳩町	618	45	273	R 4 ～R 8

(4) 廃棄物処理施設における計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表 8 のとおり計画支援事業を行う。

表 8 実施する計画支援事業

事業 番号	事業名	事業内容	事業期間
1 ・ 2	(仮称) 新クリーンセンター整備(事業番号 1・2) に係る施設整備基本計画	基本計画等	令和 4 年度
	(仮称) 新クリーンセンター整備(事業番号 1・2) に係る環境影響評価(方法書～評価書)	環境影響評価	令和 5 年度～ 令和 8 年度
	(仮称) 新クリーンセンター整備(事業番号 1・2) に係る P F I 導入可能性調査	P F I 導入可能性 調査	令和 4 年度
	(仮称) 新クリーンセンター整備(事業番号 1・2) に係る処理施設基本設計	基本設計等	令和 5 年度
	(仮称) 新クリーンセンター整備(事業番号 1・2) に係る測量業務	測量業務	令和 5 年度
	(仮称) 新クリーンセンター整備(事業番号 1・2) に係る地質調査	地質調査	令和 5 年度
	(仮称) 新クリーンセンター整備(事業番号 1・2) に係る埋蔵文化財調査	埋蔵文化財調査	令和 7 年度～ 令和 8 年度
	(仮称) 新クリーンセンター整備(事業番号 1・2) に係る発注支援業務	発注支援	令和 7 年度～ 令和 8 年度

(5) その他の施策

その他、構成地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

① 剪定枝木・草類の処理事業の実施

奈良市では、一般廃棄物処理の許可を持つ処分業者の組合の草木処分場を活用し、町内清掃時に排出される剪定草木類のチップ化・堆肥化等を行う。また、市内事業所等で発生する剪定草木類も、処分業者での処理ルートの活用を排出事業所及び収集事業者に促す取り組みを進める。

斑鳩町においては、引き続き、剪定枝葉・草類の分別収集を実施し、民間事業者において堆肥化を行い、作られた堆肥については住民に販売し、循環型社会の取り組みを進める。

② 有機性廃棄物の有効利用の推進

奈良市では、家庭における有機性廃棄物に対して、生ごみ処理機等の購入助成を引き続き行う。また、草木類及び食品残渣を活用した資源化（堆肥化）事業の実施と生産された堆肥の有効な利用先の確保について検討を進める。

斑鳩町においては、生ごみ処理機等の購入助成を引き続き行う。また、生ごみ分別収集の全町実施に向け取り組みを進めるとともに、事業系生ごみについても分別排出の促進に向け取り組みを進める。

また、分別排出された生ごみについては、民間事業者において枝葉等と合わせて堆肥化を行い、作られた堆肥については住民に販売し、循環型社会の取り組みを進める。

③ 廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発

奈良市及び斑鳩町では、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づき、適切な回収、再商品化がなされるよう関連団体や小売店などと協力して普及啓発及び回収体制を整えとともに、小型家電回収ボックスを公共施設等に設けリサイクルを推進していく。

④ 不法投棄、散在ごみ、野外焼却の防止

奈良市では、不法投棄が発生しやすい「重点地域」に対し、パトロールの強化やセンサーカメラの設置などの対策を行い、早期認知と指導を徹底していく。

一方、散在ごみに対しては、奈良市ポイ捨て防止に関する条例に基づく美化促進重点地域において、ごみの散乱を防止するための市民・事業者・観光客に対する啓発、パトロール、指導を徹底する。また、美化促進重点地域の清掃活動を、地域の事業所や住民と共に進める。

斑鳩町においては、環境パトロールの充実を図るとともに、不法投棄が多い地域において、防犯カメラの設置などの対策を行い、不法投棄のないまちづくりに向け取り組みを進める。

⑤ プラスチックごみの削減推進

奈良市では、プラスチック資源循環促進法の成立を受け、今後、法の趣旨に則り、プラスチック製容器包装以外の「ワンウェイプラスチック」の発生抑制に向けた啓発や、企業による自主回収ルートへの協力・参画、分別区分の見直し等、実施に向けて検討を進めていく。

斑鳩町においては、引き続き、プラスチック類の分別収集を行い、資源化处理を行う。

また、プラスチック資源循環促進法の成立を受け、今後、整備される制度等について、さらなる効率的な回収、リサイクル手法などの検討を進めていく。

⑥ 食品ロスの削減

奈良市では、食品ロス削減推進法が施行され、食品ロス削減の機運が高まる中、「手つかず食品を無くす」といった家庭で取り組む食品ロス削減と、「てまえどり」運動推進やフードバンク活動の認知度向上のための啓発など、多方面から取り組みを進めていく。

斑鳩町においては、食品ロス削減推進法及び県の推進計画を踏まえる中で、現状分析などを行い、食品ロス削減に向けた施策を進めていく。

⑦ 紙ごみの削減

奈良市では、燃やせるごみに含まれる紙ごみには、再生可能な古紙類が多分に含まれており、特に「雑がみ」と呼ばれる古紙についての認知度を向上させるための広報・啓発に引き続き取り組むとともに、集団資源回収未実施の自治会等に向けて、実施を促すための要請を行う。

また、小規模事業所に対しても、古紙のリサイクルを実施するための環境づくりを検討していく。

斑鳩町においては、引き続き、雑がみの分別排出施策を推進するとともに、集団回収実施団体への奨励金の交付や未実施団体における町の回収事業を継続する。

また、町内事業者に対しても、紙類のリサイクルが促進されるよう環境整備を進める。

⑧ 災害時の廃棄物処理に関する事項

奈良市では、将来発生が予想される大規模災害に備え、災害廃棄物を適正かつ円滑、迅速に処理を図るとともに、早期に復旧、復興することを目的として、環境省の「震災廃棄物対策指針」及び「水害廃棄物対策指針」に基づき、平成 21 年 3 月「奈良市災害廃棄物処理計画」を策定し、令和 4 年 3 月の改訂に向けその内容の見直しを行う予定である。万が一の災害発生時には、計画に沿った対応ができるように準備を進める。

また、平時から災害に対する危機管理に努めるとともに、災害時においては、奈良県都市清掃協議会参加の県下 12 市 2 組合により締結した、「災害等緊急時における一般廃棄物（ごみ）処理に関する相互応援基本協定」及び奈良県が中心となる県下自治体及び一般廃棄物処理を行う組合等との間で締結した、「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協

定」をもとに、広域的な相互応援・支援を行う。

斑鳩町においては、環境省の災害廃棄物対策指針に基づき、令和３年８月に「斑鳩町災害廃棄物処理計画」を策定し、今後、計画に沿った対応ができるよう準備を進める。

また、災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制が必要不可欠であることから、県及び県内自治体との協定である「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定」や県外自治体との協定である「災害時等相互協力に関する協定」をもとに、広域的な相互応援・支援を行う。

なお、奈良市及び斑鳩町において、民間事業者との間においても、「災害廃棄物等の処理に関する基本協定書」を締結し、地震等災害及び不測の事態において、処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための体制を整備している。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

奈良市・斑鳩町地域は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、奈良県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行うものとする。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

循環型社会形成推進交付金事業実施計画 総括表 1

1 地域の概要

(1) 地域名	奈良・斑鳩地域	(2) 地域内人口	382,444人（令和2年10月1日現在）	(3) 地域面積	291.21km ²
(4) 構成市町村等名	奈良市、斑鳩町	(5) 地域の要件※	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：年月日 設立 設立されていない場合、今後の見通し：				

※交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目すべてに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状（排出量等に対する割合）						目標
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和9年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	36,581	35,930	35,869	35,590	35,408	30,945	28,956 (R2比 -6.4 %)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.37	2.30	2.28	2.24	2.15	1.88	1.75 (R2比 -6.9 %)
	生活系 総排出量(トン)	72,501	68,324	67,676	66,830	67,447	67,925	55,086 (R2比 -18.9 %)
	1人あたりの排出量(kg/人)	163.0	154.0	153.2	152.1	154.0	155.2	129.1 (R2比 -16.8 %)
	合計 事業系生活系総排出量(トン)	109,082	104,254	103,545	102,420	102,855	98,870	84,042 (R2比 -15.0 %)
再生利用量	直接資源化量(トン)	1,117 (1.0%)	751 (0.7%)	739 (0.7%)	647 (0.6%)	588 (0.6%)	528 (0.5%)	610 (0.7 %)
	総資源化量(トン)	21,431 (18.0%)	21,601 (18.4%)	25,962 (22%)	26,295 (22.4%)	26,662 (22.6%)	26,634 (23.4%)	28,355 (28.5 %)
熱回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWh)	－	－	－	－	－	－	未定
	(年間の熱利用量 GJ)	－	－	－	－	－	－	未定
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	18,025 (16.5%)	15,259 (14.6%)	14,298 (13.8%)	14,541 (14.2%)	15,269 (14.8%)	14,975 (15.1%)	12,587 (15.0 %)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

--

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	奈良市環境清美センター ごみ焼却施設	奈良市	全連続式	480t/日	S57.3(1基) S60.8(3基)	未定	未定		新施設稼働開始後、現有施設を解体撤去
粗大ごみ処理施設	奈良市環境清美センター 粗大ごみ処理施設	奈良市	横軸スイングハンマー	100t/5h	H1.3	未定	未定		リサイクルセンターとして整備
ペットボトル圧縮設備	ペットボトル圧縮梱包作業所	奈良市	圧縮、梱包及び保管	4t/日	H20.12	未定	未定	(浸水深0.5m～3.0m未満の区域) 建物はなく設備のみ設置しており、 浸水により修繕が必要となった場合、 修繕が完了するまで民間業者に 処理を依頼する。	リサイクルセンターとして整備
空き缶資源化施設	空き缶資源化施設	奈良市	圧縮及び梱包	9.2t/日	H4.6 H11.7	未定	未定	(浸水深0.5m～3.0m未満の区域) 建物はなく設備のみ設置しており、 浸水により修繕が必要となった場合、 修繕が完了するまで民間業者に 処理を依頼する。	リサイクルセンターとして整備
最終処分場	奈良市南部土地改良清美事業 一般廃棄物最終処分場	奈良市	サンドイッチ方式 及びセル方式	(第2工区) 819,610㎡	H12.5	未定	未定		
最終処分場	奈良市緊急時一般廃棄物 最終処分場	奈良市	生物学的処理接触酸化+ 凝縮沈殿+塩素滅菌	264,403㎡	S63.5	未定	未定		
し尿処理施設	奈良市衛生浄化センター	奈良市	膜分離後負荷生物脱窒素 処理方式+高度処理	90kl/日 (生ごみ3.4t/日)	H15.3	未定	未定	(浸水深0.5m～3.0m未満の区域) 主要機器を2階に設置するなどの対 策を行っている。	
し尿処理施設	山辺衛生センター	山辺環境 衛生組合	高濃度二段活性汚泥法+ 高度処理	20kl/日	S62.4	未定	未定		
ごみ焼却施設	斑鳩町衛生処理場	斑鳩町	機械化パッチ燃焼式	40t/日	S57.4	H24.3.31	H26.12.18～H28.8.5	(浸水深0.5m～3.0m未満の区域) 同施設は、家庭からの持込ごみの 搬入施設として位置付けており、周 辺道路の浸水により施設へ搬入で きなくなった場合は、一時的に受け 入れを休止し、代替施設として、斑 鳩町最終処分場・ごみ積替え施設 においてその機能を運用する。	廃止後、民間へ処理委託
最終処分場	斑鳩町最終処分場	斑鳩町	管理型埋立施設	39,000㎡	S59.12	未定	未定		処分場内にごみ積替え施設建設 (H26.1稼働)
し尿処理施設	斑鳩町鳩水園	斑鳩町	標準脱窒素処理方式	40kl/日	S52.4	未定	未定	(浸水深5.0m～10.0m未満の区域) 周辺道路の浸水により、施設へ廃棄 物(し尿)が搬入できなくなった場合 は、奈良県災害廃棄物等の処理に 係る相互支援に関する協定等に基 づき、周辺自治体等へ処理を依頼 する。	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月日	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設の解体の有無 (解体施設の名称)	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	未定	未定	未定	未定	未定	現有施設の老朽化及び 広域処理のための新設	有 (奈良市環境清美センター ごみ焼却施設及び粗大ご み処理施設)	(浸水深0.5m～3.0m未満の区域、 対象区域の一部に浸水深3.0m～ 5.0m未満の区域あり) 施設嵩上げ等の対策を検討してい る。	
リサイクルセンター	未定	未定	未定	未定	未定	施設の集約及び 資源回収効率の向上	有 (ペットボトル圧縮設備 及び空き缶資源化施設)	(浸水深0.5m～3.0m未満の区域、 対象区域の一部に浸水深3.0m～ 5.0m未満の区域あり) 施設嵩上げ等の対策を検討してい る。	
し尿処理施設	奈良市衛生浄化センター	奈良市	膜分離後負荷生物脱窒素 処理方式+高度処理	90kl/日 (生ごみ3.4t/日)	未定	処理能力維持のための 基幹改良	—	(浸水深0.5m～3.0m未満の区域) 主要機器を2階に設置するなどの対 策を行っている。	

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目標
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和9年度
総人口		391,255	389,503	387,967	386,474	384,562	382,738	363,081
公共下水道	汚水衛生処理人口	322,412	323,997	324,978	326,049	328,123	327,813	319,712
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(82.4%)	(83.2%)	(83.8%)	(84.4%)	(85.3%)	(85.6%)	(88.1%)
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	4,723	3,889	3,852	3,780	3,714	3,731	3,694
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(1.2%)	(1%)	(1%)	(1%)	(1%)	(1%)	(1%)
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	25,017	25,238	25,258	25,236	25,110	25,097	24,704
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(6.4%)	(6.5%)	(6.5%)	(6.5%)	(6.5%)	(6.6%)	(6.8%)
未処理人口		39,103	36,379	33,879	31,409	27,615	26,097	14,971

※ 参考として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年度	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	奈良市	1,767	8,115	H3	60	283	R9	
	斑鳩町	618	2,843	H2	45	273	R9	
公共浄化槽等整備推進事業	奈良市	—	—	—	—	—	—	
	斑鳩町	—	—	—	—	—	—	

循環型社会形成推進交付金事業実施計画 総括表2

事業種別	事業 番号	事業主体名称	規模		事業期間		総事業費(千円・税抜き)					交付対象事業費(千円・税抜き)					備考		
			単位	開始	終了		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度		令和 8年度	
○し尿処理に関する事業							1,430,000	30,000	200,000	200,000	500,000	500,000	1,400,000	0	200,000	200,000	500,000	500,000	
基幹の設備改良事業	3	奈良市	90	t/日	R4	R8	1,430,000	30,000	200,000	200,000	500,000	500,000	1,400,000		200,000	200,000	500,000	500,000	
○浄化槽に関する事業							62,874	11,026	13,915	13,915	12,009	12,009	39,586	7,542	8,964	8,964	7,058	7,058	
浄化槽設置整備事業		奈良市	60	基	R4	R8	45,966	6,882	9,771	9,771	9,771	9,771	22,678	3,398	4,820	4,820	4,820	4,820	
浄化槽設置整備事業		斑鳩町	45	基	R4	R8	16,908	4,144	4,144	4,144	2,238	2,238	16,908	4,144	4,144	4,144	2,238	2,238	
○施設整備に関する計画支援事業							863,510	33,000	79,710	74,000	393,200	283,600	863,510	33,000	79,710	74,000	393,200	283,600	
（仮称）新クリーンセンター整備に係る施設整備基本計画支援事業	1・2	奈良市	－	－	R4	R4	24,500	24,500					24,500	24,500					
（仮称）新クリーンセンター整備に係る環境影響評価（方法書～評価書）支援事業	1・2	奈良市	－	－	R5	R8	228,510		7,710	74,000	128,200	18,600	228,510		7,710	74,000	128,200	18,600	
（仮称）新クリーンセンター整備に係るPFI導入可能性調査支援事業	1・2	奈良市	－	－	R4	R4	8,500	8,500					8,500	8,500					
（仮称）新クリーンセンター整備に係る処理施設基本設計支援事業	1・2	奈良市	－	－	R5	R5	30,000		30,000				30,000		30,000				
（仮称）新クリーンセンター整備に係る測量業務支援事業	1・2	奈良市	－	－	R5	R5	20,000		20,000				20,000		20,000				
（仮称）新クリーンセンター整備に係る地質調査支援事業	1・2	奈良市	－	－	R5	R5	22,000		22,000				22,000		22,000				
（仮称）新クリーンセンター整備に係る埋蔵文化財調査支援事業	1・2	奈良市	－	－	R7	R8	500,000				250,000	250,000	500,000				250,000	250,000	
（仮称）新クリーンセンター整備に係る発注支援業務支援事業	1・2	奈良市	－	－	R7	R8	30,000				15,000	15,000	30,000				15,000	15,000	
合 計							2,356,384	74,026	293,625	287,915	905,209	795,609	2,303,096	40,542	288,674	282,964	900,258	790,658	

構成市町: 奈良市、斑鳩町

【参考資料様式6】

施設概要（し尿処理施設系）

都道府県名 奈良県

(1) 事業主体名	奈良市
(2) 施設名称	奈良市衛生浄化センター汚泥再生処理施設
(3) 工期	令和 4 年度～令和 8 年度
(4) 施設規模	処理能力 90kl/日＋生ごみ 3.4 t/日
(5) 形式及び処理方式	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式 ＋ 高度処理
(6) 地域計画内の役割	二酸化炭素削減率 3 %
(7) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 ☒ 無

「汚泥再生処理センター」を整備する場合

(8) 資源化の方法	
(9) 資源化物の利用計画	

「コミュニティ・プラント」を整備する場合

(10) 計画処理人口及び 面積	
(11) 計画地域の性格	

(12) 総事業計画額	1,430,000 千円（税抜き） うち、交付対象事業費 1,400,000 千円（税抜き）
-------------	---

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 奈良県

（１）事業主体名	奈良市
（２）施設名称	浄化槽設置整備事業
（３）事業の実施目的及び内容	（目的）よりよい生活環境の向上と自然環境の保全に努め、清流の復活と清潔な町づくりを目指し、下水道事業及び農業集落排水事業で整備が困難な地域において、浄化槽設置整備事業を実施し、推進する。 （内容）補助対象地域において、50 人槽以下の浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。
（４）事業期間	令和 4 年度～令和 8 年度
（５）事業対象地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他 該当する対象地域を選択する。
（６）事業計画額	交付対象事業費 22,678 千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数	基準額合計	総事業費	交付対象事業費
5 人槽	28 基（132 人分）	9,296 千円	19,264 千円	9,296 千円
6～7 人槽	31 基（146 人分）	12,834 千円	25,606 千円	12,834 千円
8～10 人槽	1 基（5 人分）	548 千円	1,096 千円	548 千円
11～20 人槽	基（人分）			
21～30 人槽	基（人分）			
31～50 人槽	基（人分）			
51 人槽以上	基（人分）			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
改築費（災害）	基			
改築費（長寿命化）	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合 計	60 基（283 人分） ※基数の合計には、宅内配管費、 撤去費、改築費を除く。	22,678 千円	45,966 千円	22,678 千円

【参考資料様式 7】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 奈良県

（１）事業主体名	斑鳩町
（２）事業名称	浄化槽設置整備事業
（３）事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置整備について補助金を交付する。
（４）事業期間	令和 4 年度～令和 8 年度
（５）事業対象地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 <u>その他</u> 該当する対象地域を選択する。
（６）事業計画額	交付対象事業費 16,908 千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数	基準額合計	総事業費	交付対象事業費
5 人槽	21 基（105 人分）	6,972 千円	6,972 千円	6,972 千円
6～7 人槽	24 基（168 人分）	9,936 千円	9,936 千円	9,936 千円
8～10 人槽	基（人分）			
11～20 人槽	基（人分）			
21～30 人槽	基（人分）			
31～50 人槽	基（人分）			
51 人槽以上	基（人分）			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
改築費（災害）	基			
改築費（長寿命化）	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合 計	45 基（273 人分） ※基数の合計には、宅内配管費、 撤去費、改築費を除く。	16,908 千円	16,908 千円	16,908 千円

計画支援概要（1）

都道府県名 奈良県

(1) 事業主体名	奈良市			
(2) 事業目的	(仮称) 新クリーンセンター整備のため			
(3) 事業名称	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る施設整備基本計画	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る環境影響評価 (方法書～評価書)	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る P F I 導入可能性調査	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る処理施設基本設計
(4) 事業期間	令和 4 年度	令和 5 年度～ 令和 8 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
(5) 事業概要	(仮称) 新クリーンセンターの整備に係る施設整備事業基本計画を策定する。	(仮称) 新クリーンセンターの整備に伴い、事業対象区域及びその周辺区域を対象とした環境影響評価を行う。	(仮称) 新クリーンセンターの事業方式の選定を行うため、P F I 法に基づく P F I 導入可能性調査を実施する。	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る基本方針を整備する。
(6) 総事業計画額	24,500 千円 うち、交付対象事業費 24,500 千円	228,510 千円 うち、交付対象事業費 228,510 千円	8,500 千円 うち、交付対象事業費 8,500 千円	30,000 千円 うち、交付対象事業費 30,000 千円

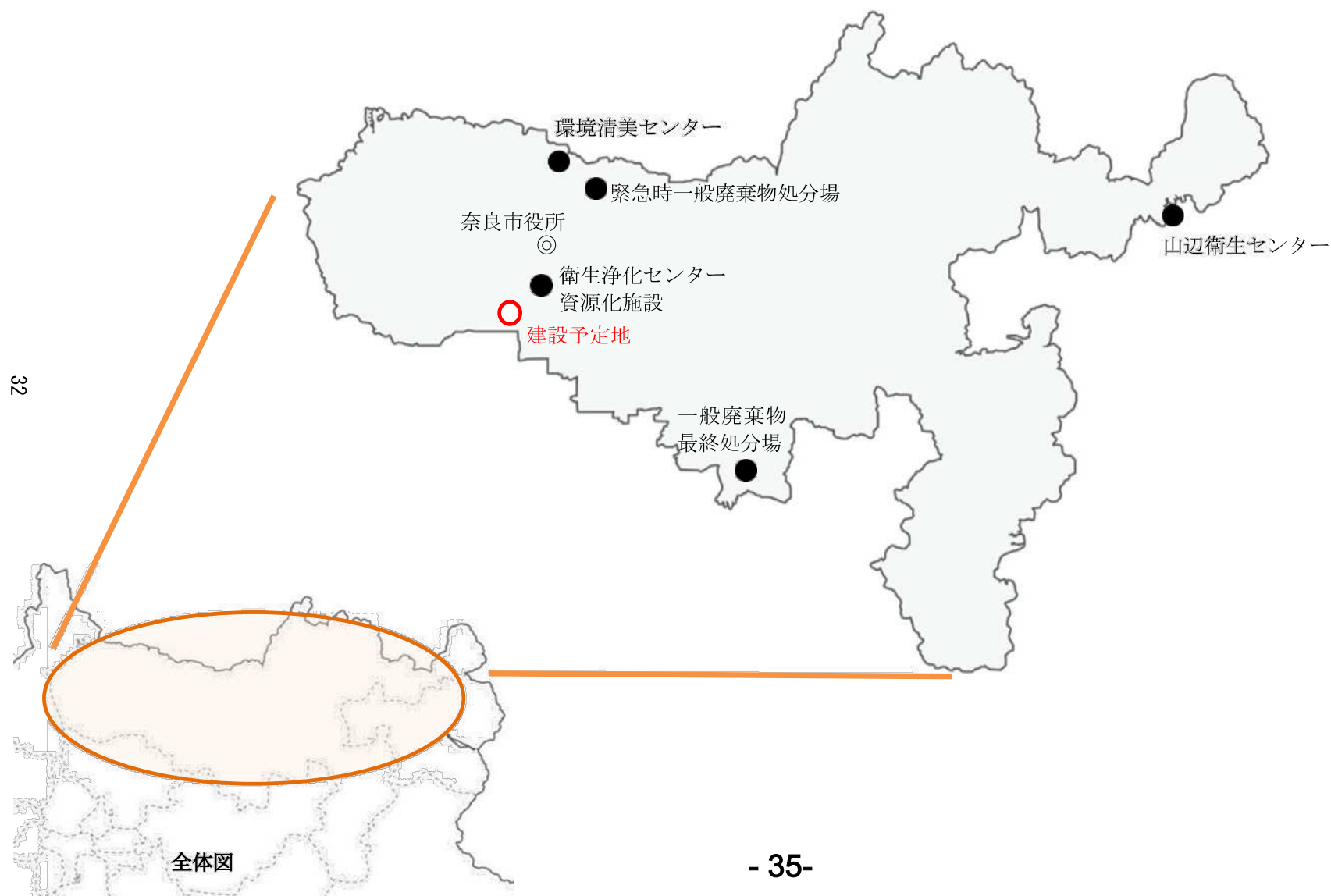
【参考資料様式 8】

計画支援概要（2）

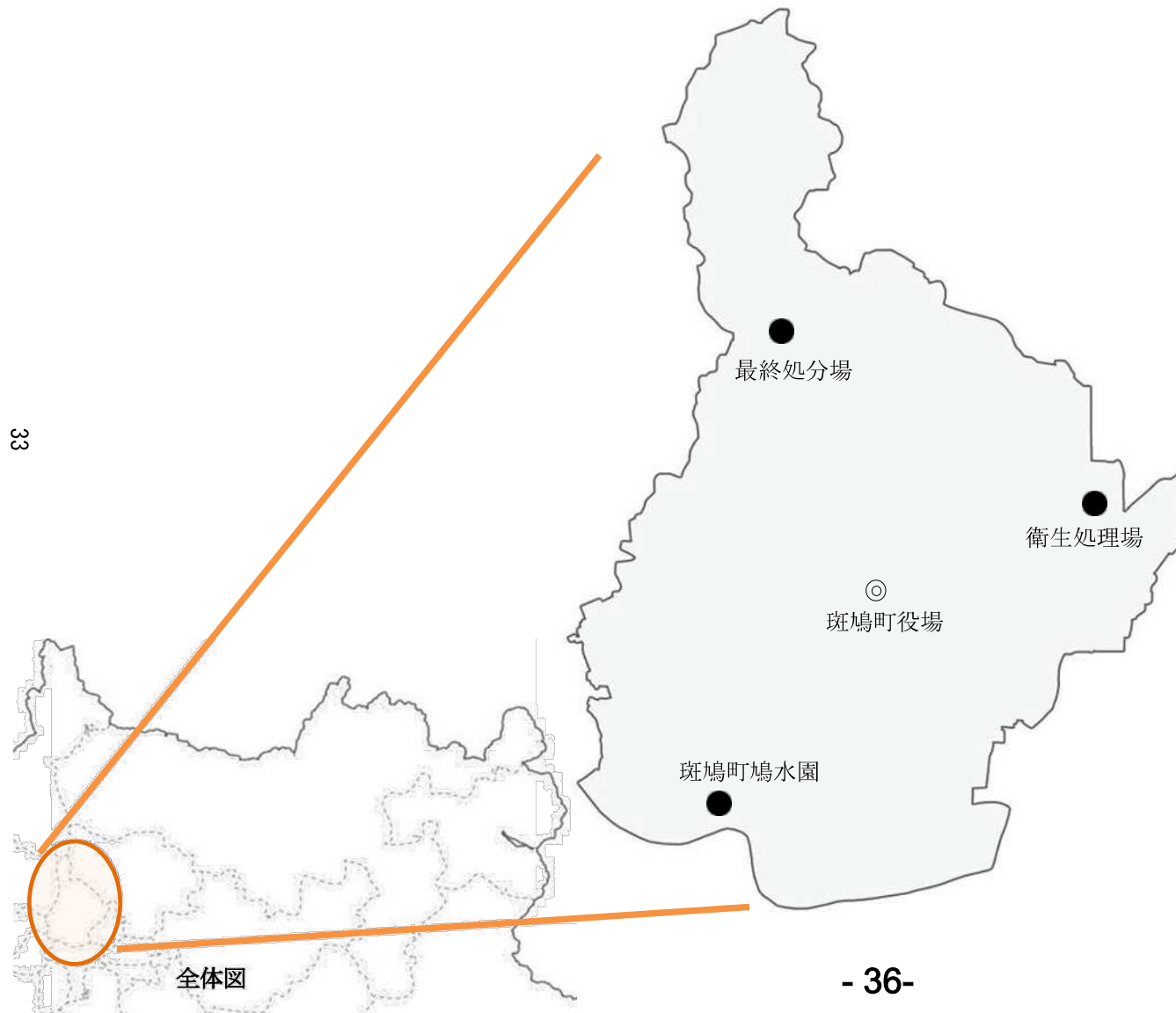
都道府県名 奈良県

(1) 事業主体名	奈良市			
(2) 事業目的	(仮称) 新クリーンセンター整備のため			
(3) 事業名称	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る測量調査	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る地質調査	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る埋蔵文化財調査	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る発注支援業務
(4) 事業期間	令和 5 年度	令和 5 年度	令和 7 年度～ 令和 8 年度	令和 7 年度～ 令和 8 年度
(5) 事業概要	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る測量調査を行う。	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る地質調査を行う。	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る埋蔵文化財調査を行う。	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る発注仕様書作成等の支援業務を行う。
(6) 総事業計画額	20,000 千円 うち、交付対象事業費 20,000 千円	22,000 千円 うち、交付対象事業費 22,000 千円	500,000 千円 うち、交付対象事業費 500,000 千円	30,000 千円 うち、交付対象事業費 30,000 千円

現有及び新設予定の施設配置図（奈良市）

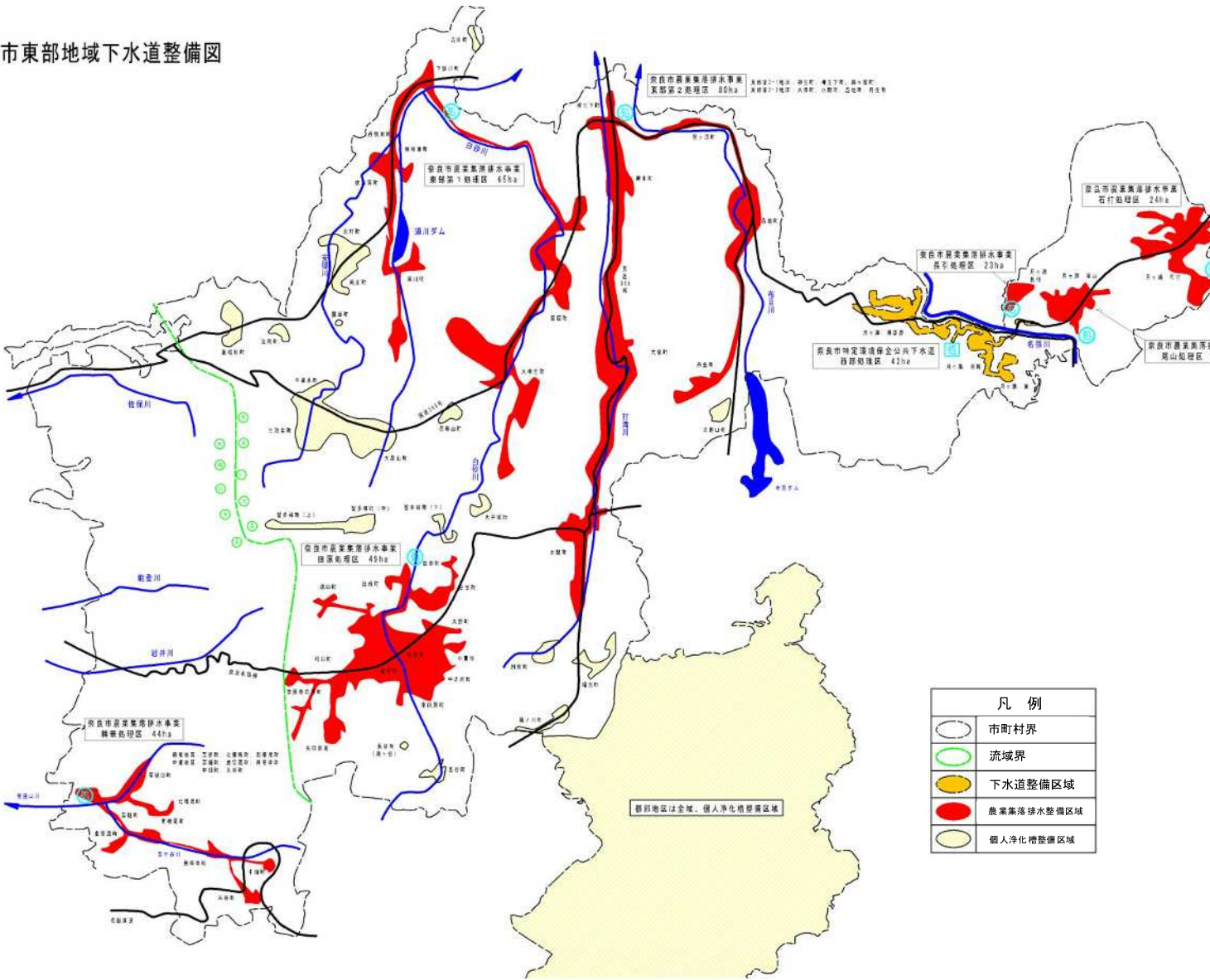


現有施設配置図（斑鳩町）

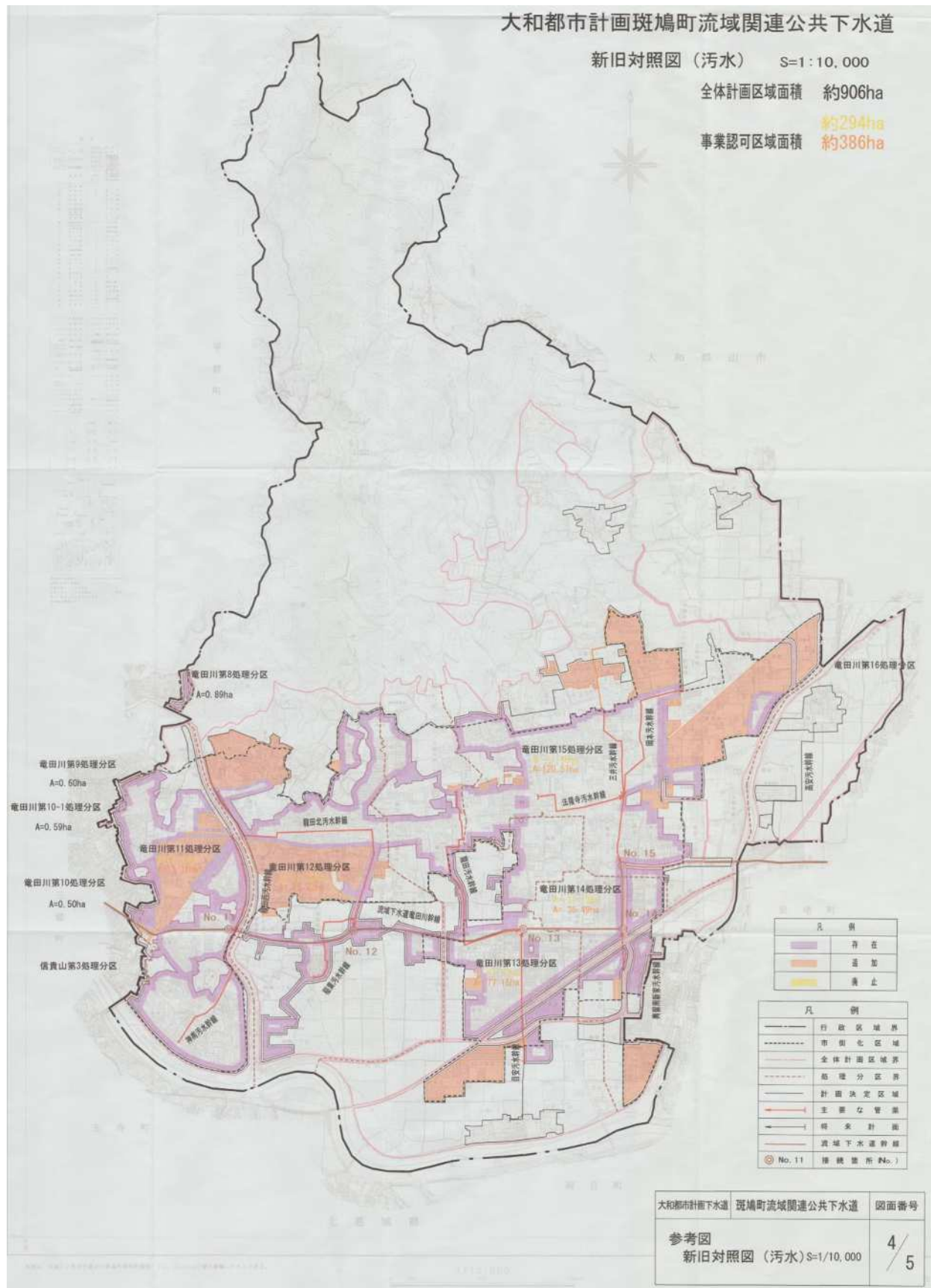


公共下水道整備区域図（奈良市）

奈良市東部地域下水道整備図



公共下水道整備区域図（斑鳩町）



※浄化槽整備区域は上図の全体計画区域外とする。

現有及び新設予定の施設が所在する地域のハザードマップ（奈良市）

① 奈良市環境清美センター周辺（所在地：奈良市左京五丁目）



©2020 ZENRIN CO., LTD. (Z21EH 第 152 号)

土砂災害（特別）警戒区域

- 土砂災害警戒区域（土石流）
- 土砂災害警戒区域（がけ崩れ（急傾斜地））
- 土砂災害警戒区域（地すべり）
- 土砂災害特別警戒区域（土石流）
- 土砂災害特別警戒区域（がけ崩れ（急傾斜地））

洪水浸水想定区域

- 0.5m未満の区域
- 0.5m～3.0m未満の区域
- 3.0m～5.0m未満の区域
- 5.0m～10.0m未満の区域
- 10.0m以上の区域
- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）

避難所などの施設

- | | |
|--------------|------------|
| 指定避難所 | 指定緊急避難場所 |
| 要配慮者利用施設 | 水位観測所 |
| 救護所 | 救急告示病院 |
| 市役所 | 出張所・行政センター |
| 保健所・教育総合センター | 消防署 |
| 警察署 | 交番・駐在所 |

防災重点ため池



② 建設予定地周辺（奈良市七条地区）



©2020 ZENRIN CO., LTD. (Z21EH 第 152 号)

③ 衛生浄化センター及び資源化施設周辺（所在地：奈良市大安寺西二丁目）



©2020 ZENRIN CO., LTD. (Z21EH 第 152 号)

④ 一般廃棄物最終処分場周辺（所在地：奈良市米谷町）



©2020 ZENRIN CO., LTD. (Z21EH 第 152 号)

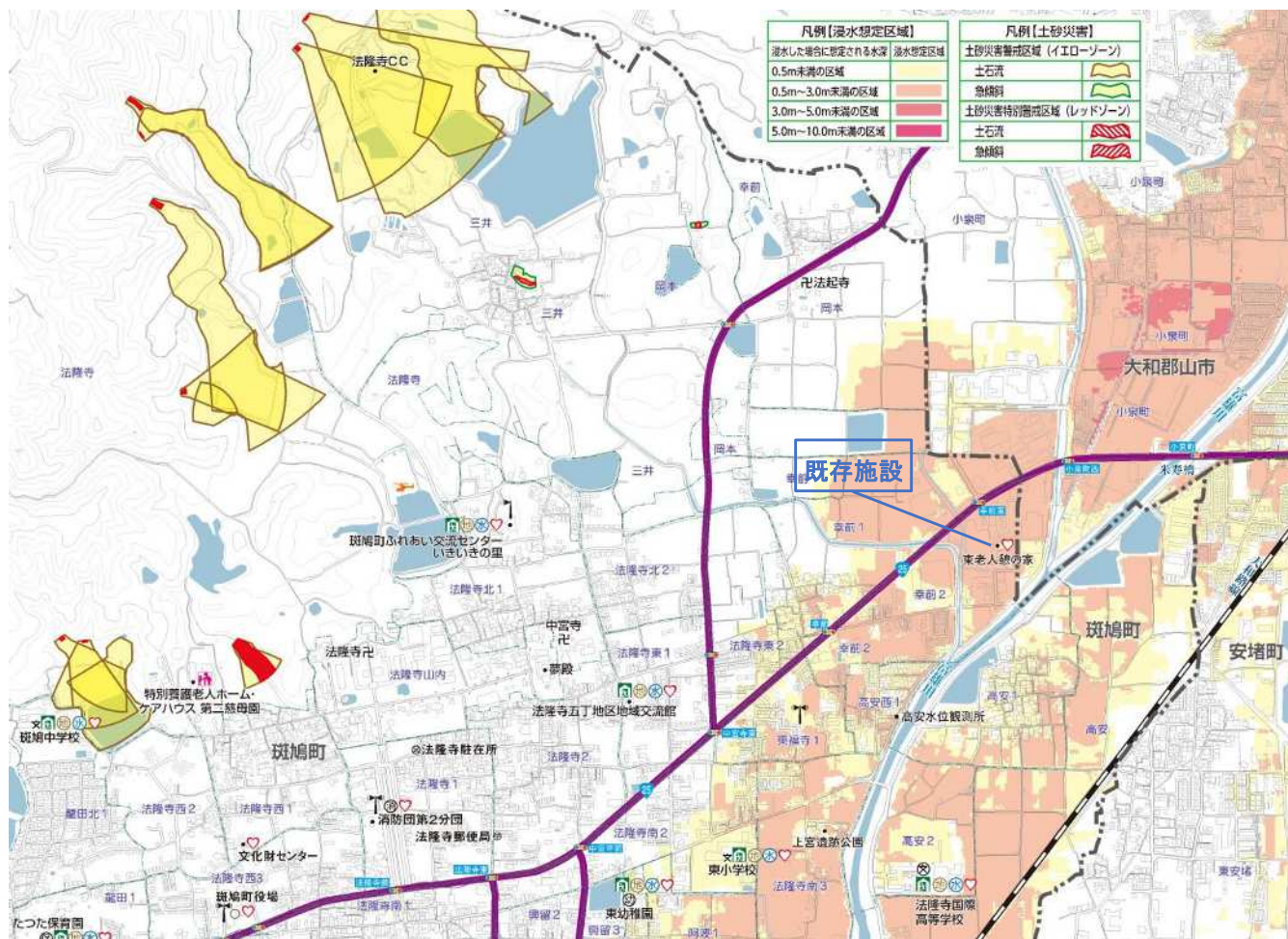
⑤ 緊急時一般廃棄物処分場周辺（所在地：奈良市奈良阪町）



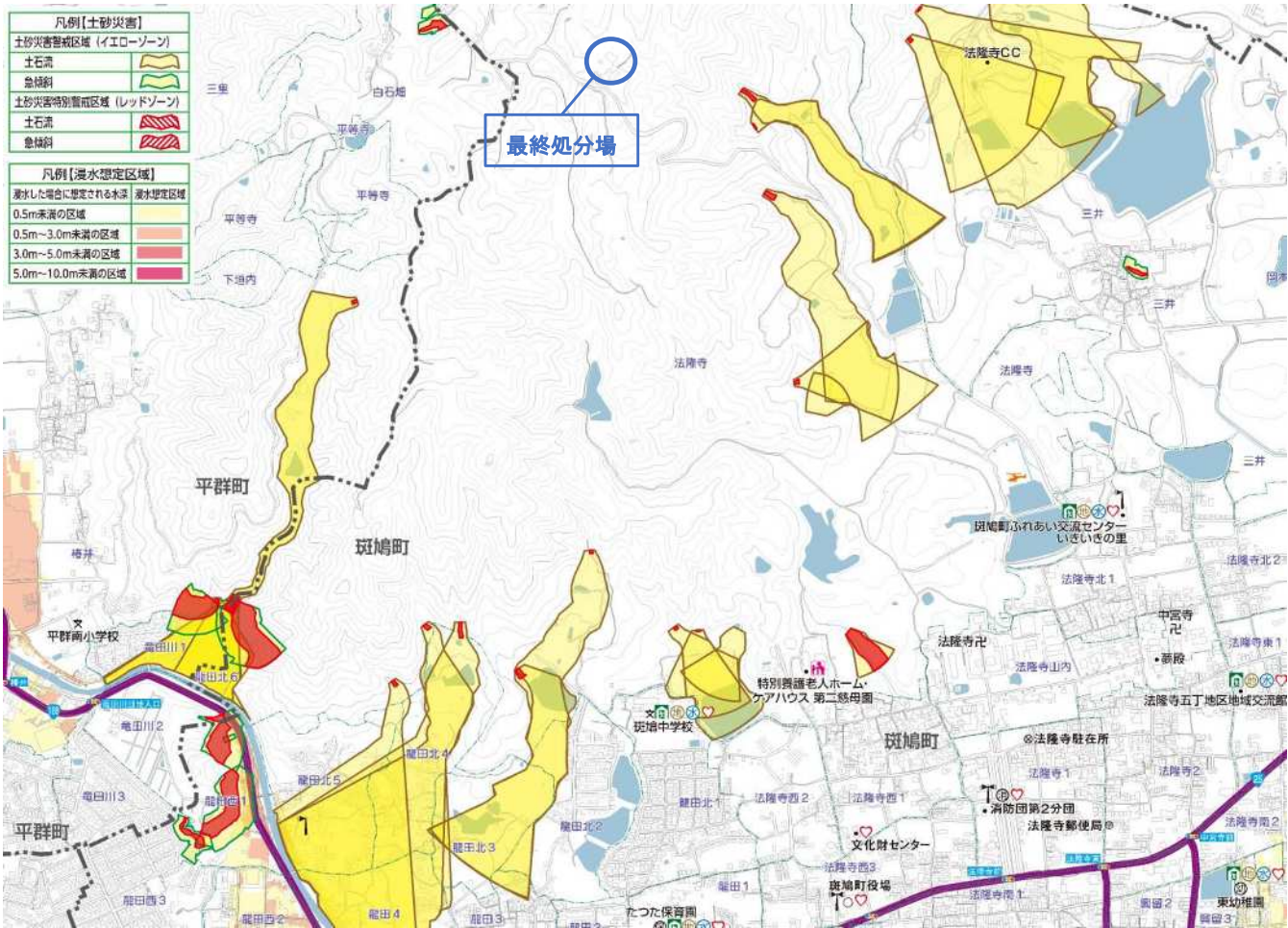
©2020 ZENRIN CO., LTD. (Z21EH 第 152 号)

現有施設が所在する地域のハザードマップ（斑鳩町）

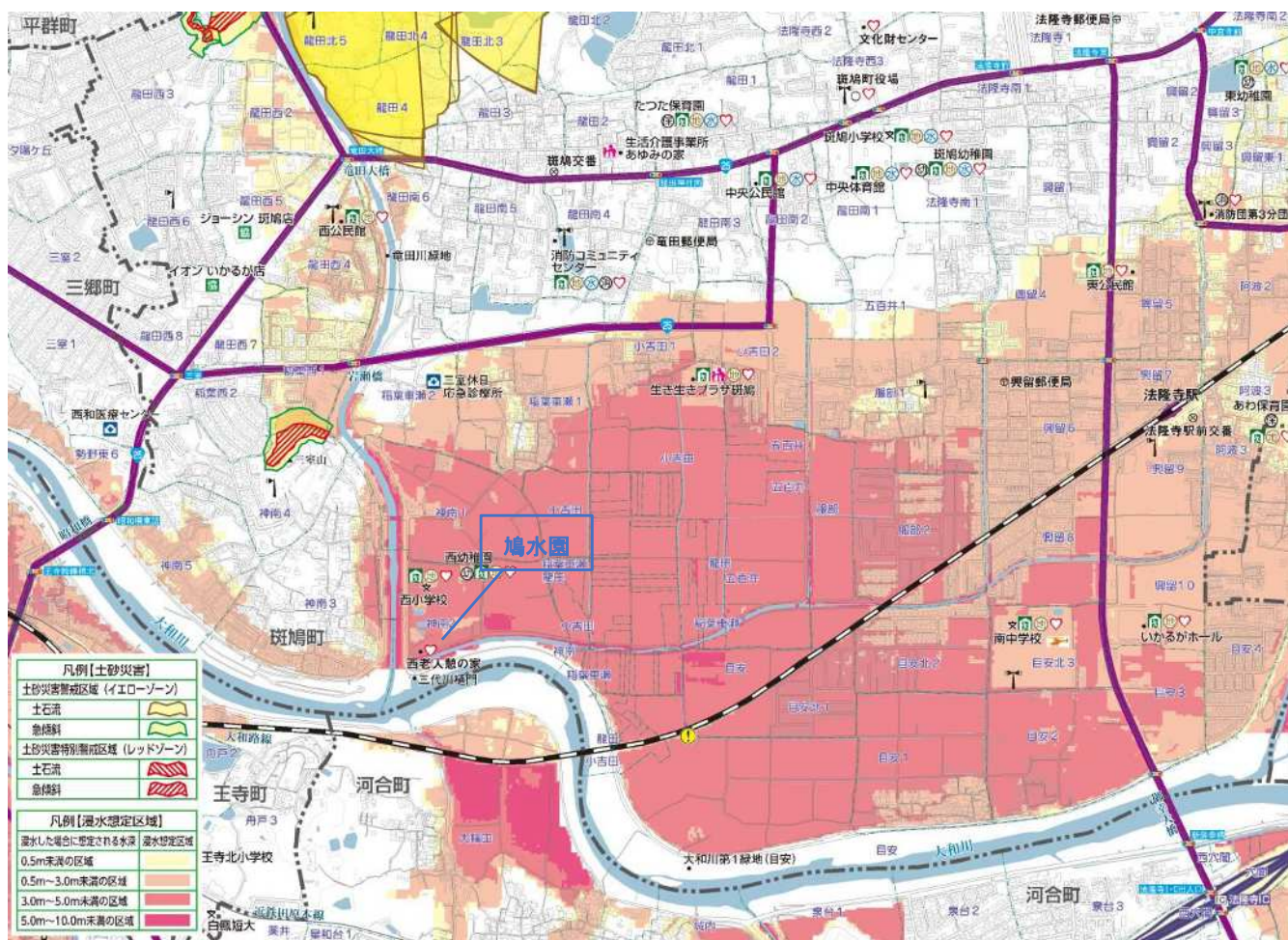
① 衛生処理場周辺（所在地：斑鳩町幸前）

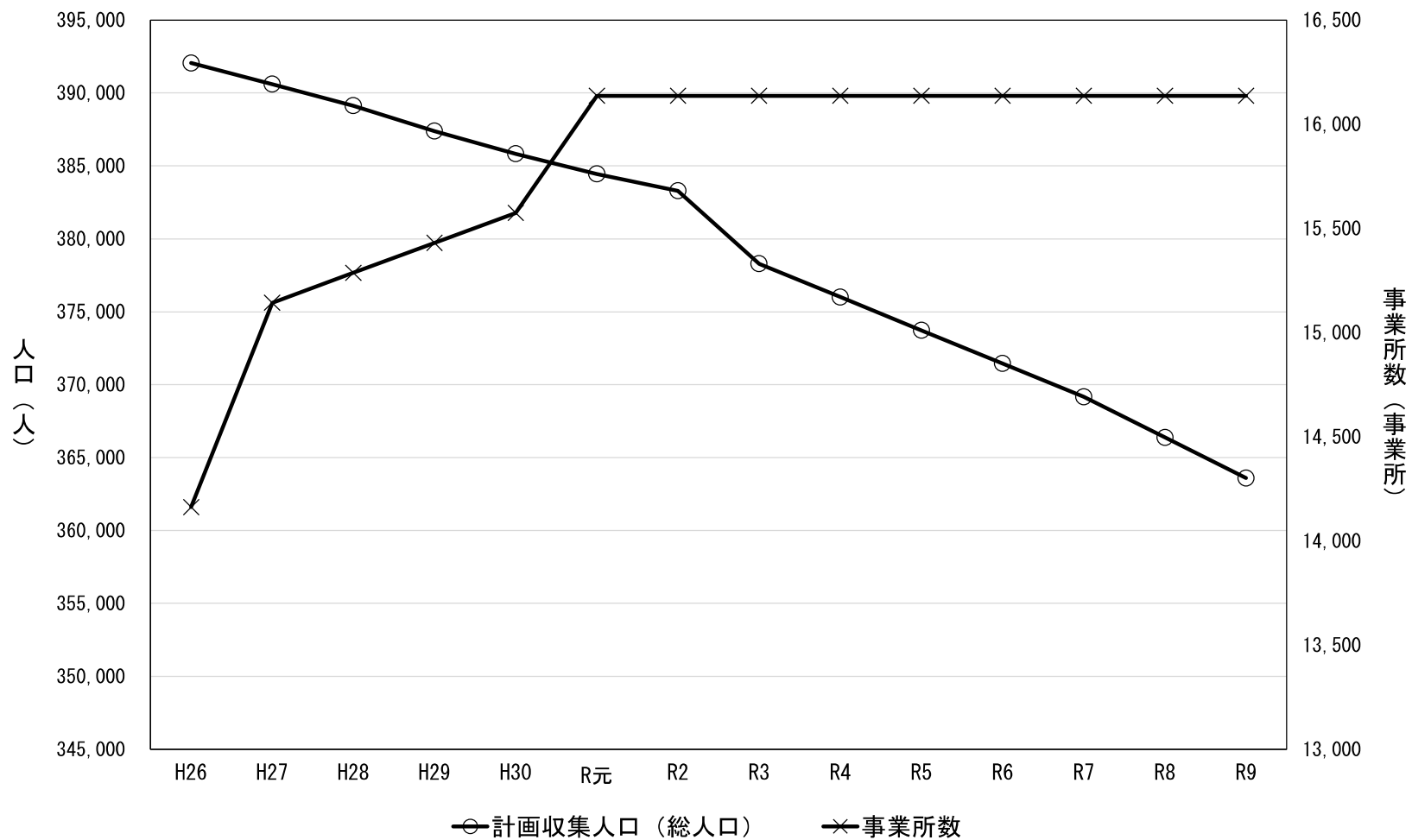


② 最終処分場周辺（所在地：斑鳩町大字法隆寺）

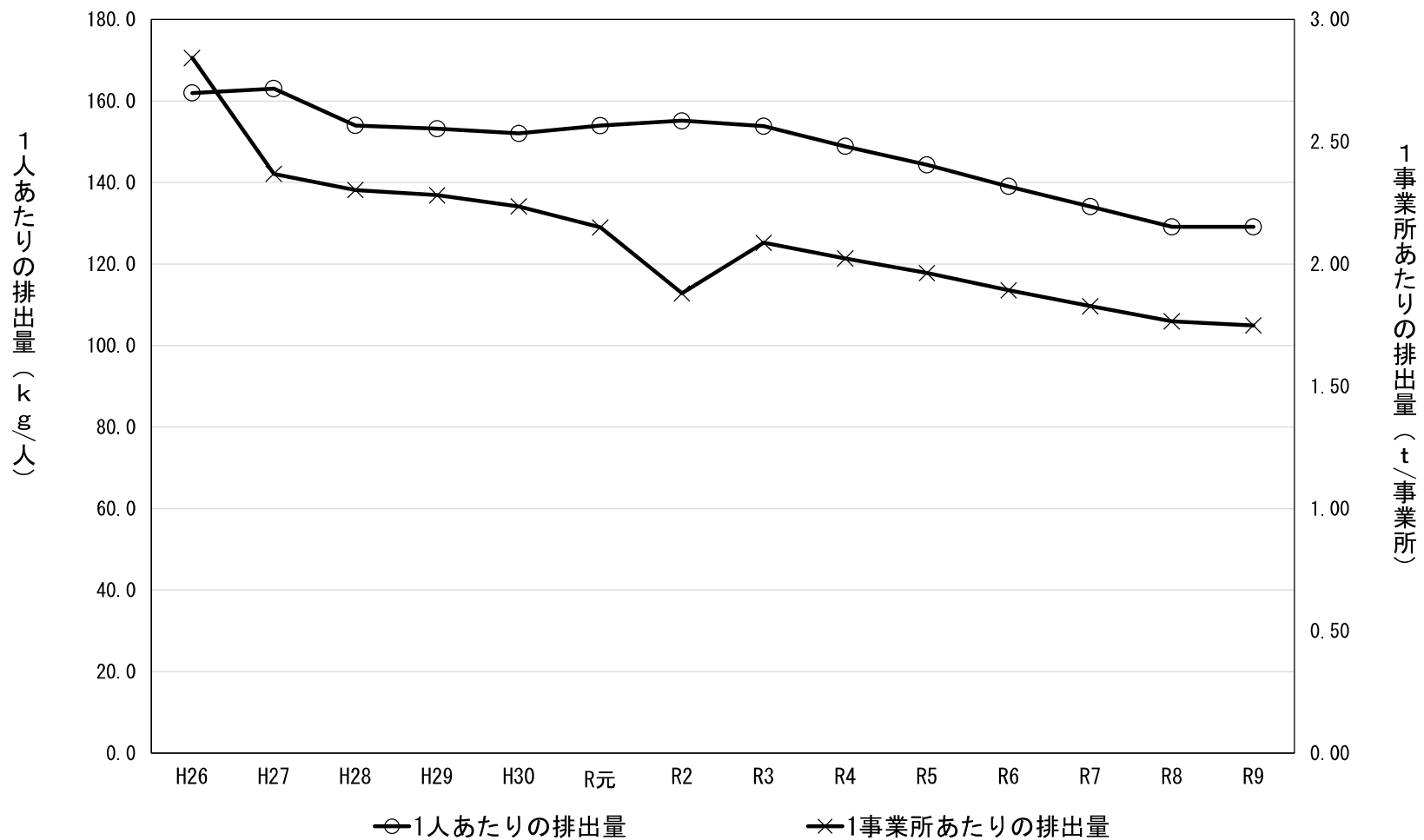


③ 鳩水園周辺（所在地：斑鳩町神南）

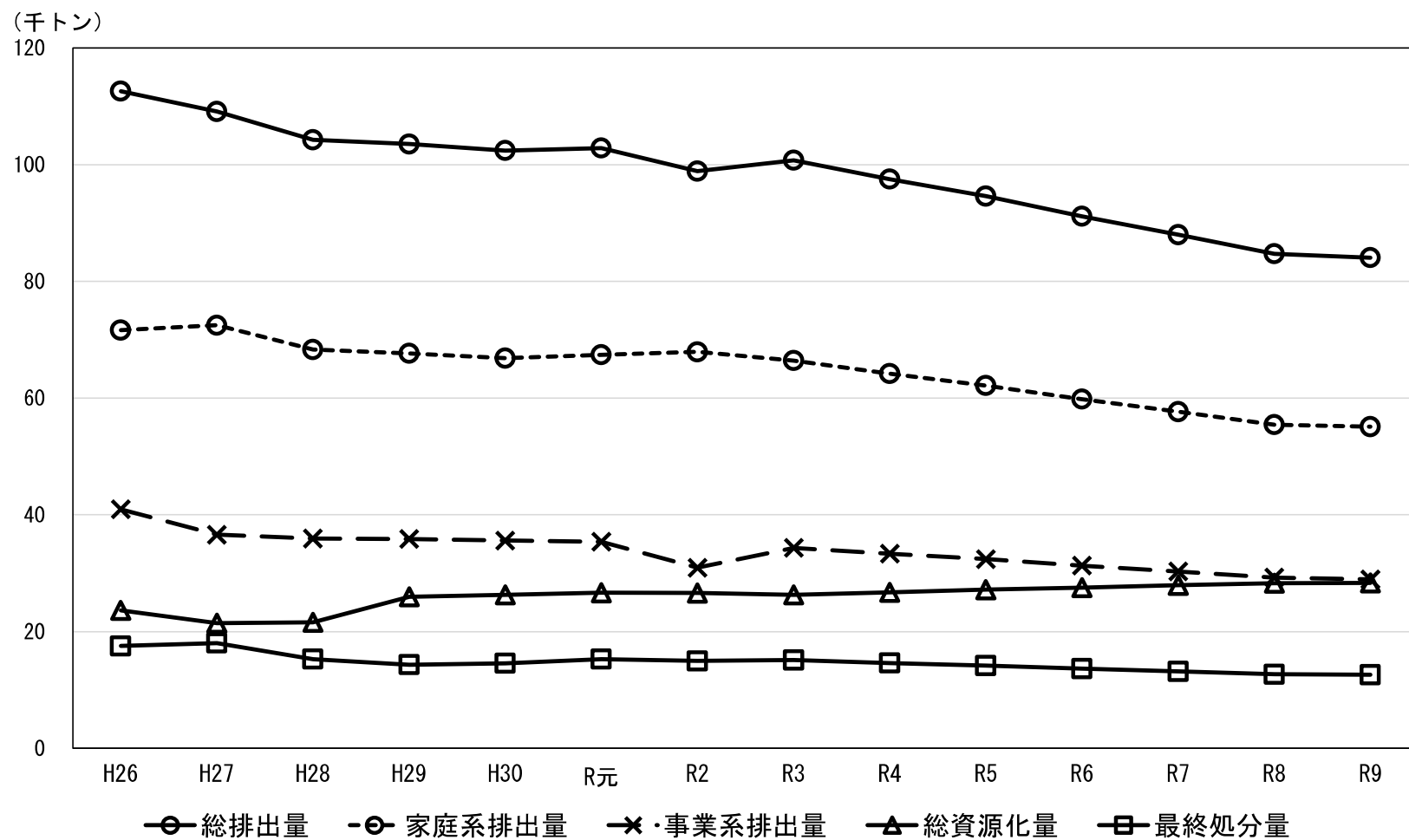




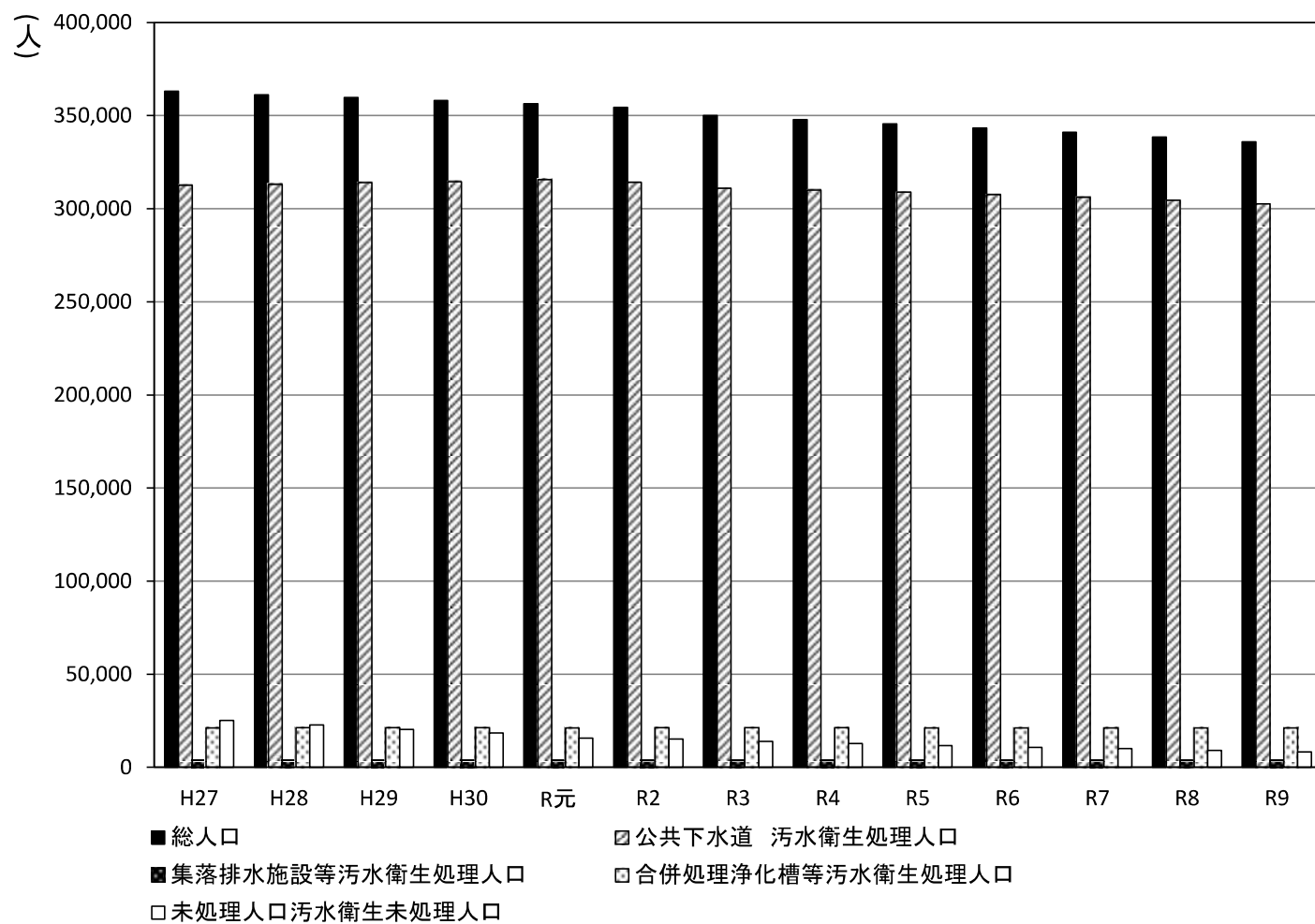
添付資料 4 人口及び事業所数の動向



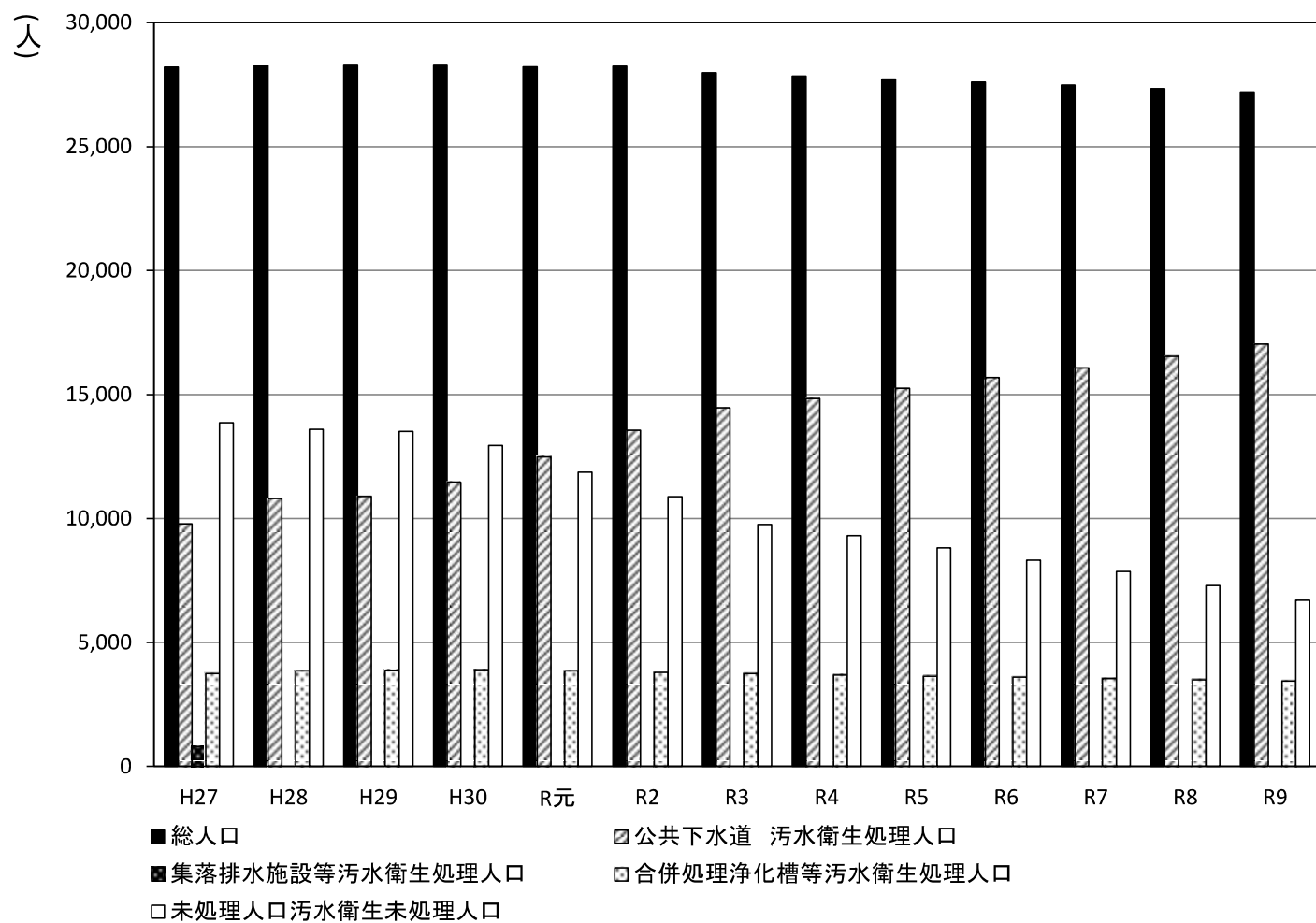
添付資料5 1人あたり・1事業所あたりの排出量の推移



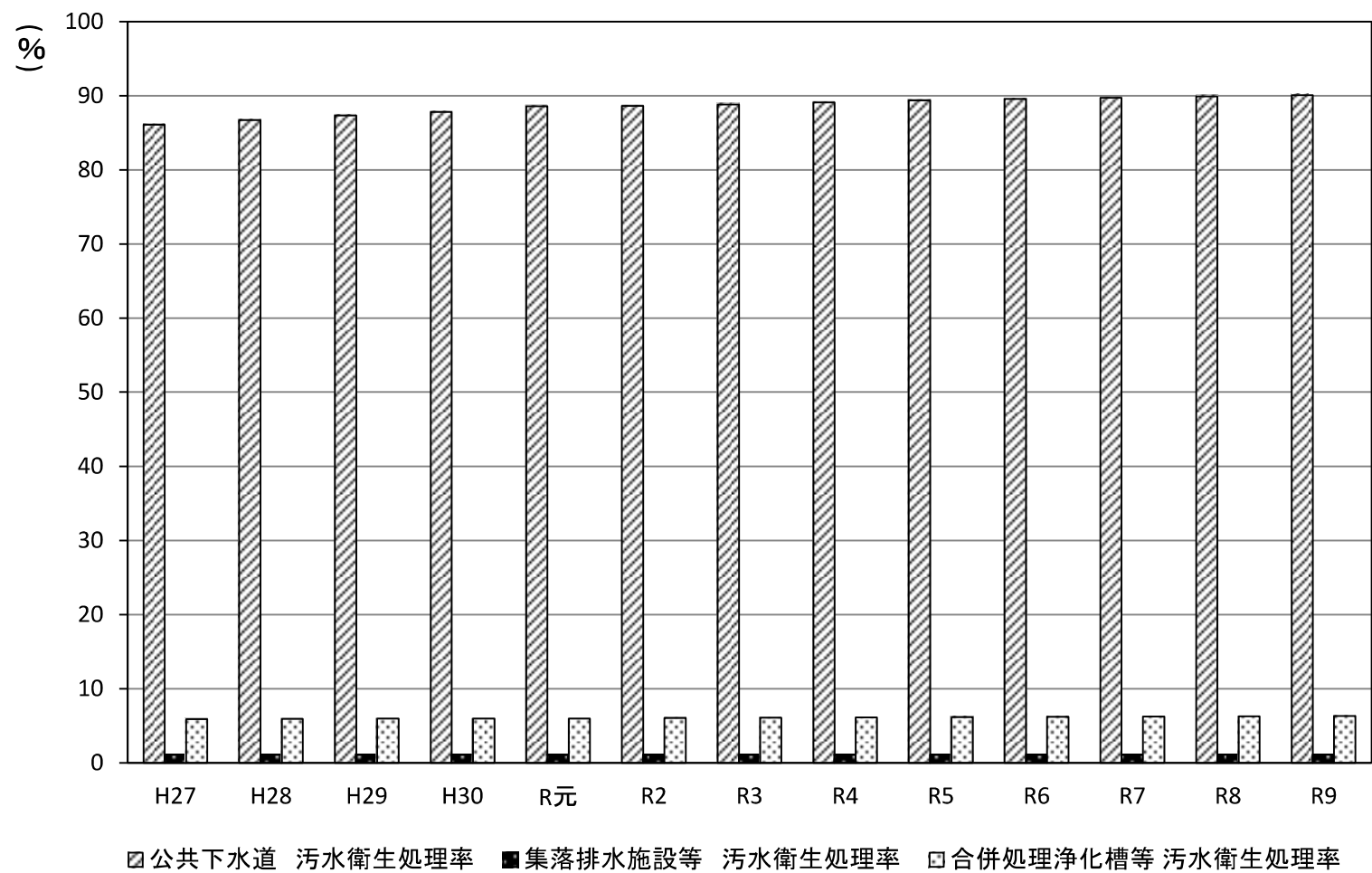
添付資料6 家庭系・事業系総排出量、総資源化量及び最終処分量の推移



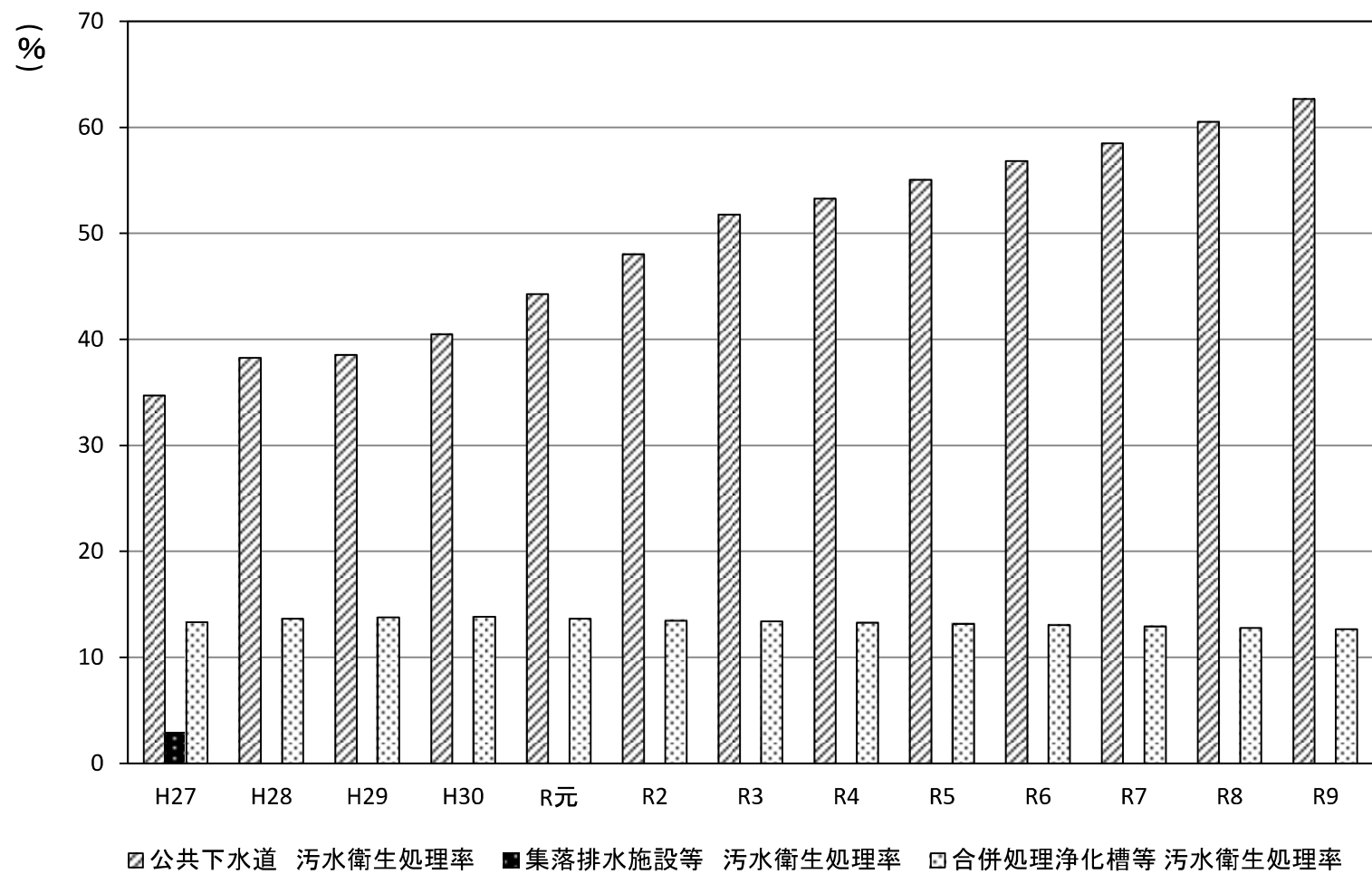
添付資料 7 (1) 生活排水処理と人口の推移 (奈良市)



添付資料 7 (2) 生活排水処理と人口の推移 (斑鳩町)



添付資料 8 (1) 生活排水処理の汚泥衛生処理率の推移 (奈良市)



添付資料 8 (2) 生活排水処理の汚泥衛生処理率の推移 (斑鳩町)

循環型社会形成推進地域計画

令和4年 1月 5日

令和4年12月14日変更

奈良市

<目 次>

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向.....	1
(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況.....	2
(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容.....	2
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状.....	3
(2) 生活排水の処理の現状.....	3
(3) 一般廃棄物等の処理の目標.....	4
(4) 生活排水の処理の目標.....	5
3. 施策の内容	6
(1) 発生抑制、再使用の推進.....	6
(2) 処理体制	7
(3) 処理施設等の整備.....	9
(4) 廃棄物処理施設における計画支援事業.....	10
(5) その他の施策.....	11
4. 計画のフォローアップと事後評価	13
(1) 計画のフォローアップ.....	13
(2) 事後評価及び計画の見直し.....	13

【添付資料】

様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画	総括表 1	14
様式 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画	総括表 2	17
参考資料様式 6	施設概要（し尿処理施設系）		18
参考資料様式 7	施設概要（浄化槽系）		19
参考資料様式 8	計画支援概要		20

添付資料 1	現有及び新設予定の施設配置図	22
添付資料 2	公共下水道整備区域図	23
添付資料 3	現有及び新設予定の施設が所在する地域のハザードマップ	24

（トレンドグラフ）

添付資料 4	人口及び事業所数の動向	27
添付資料 5	1 人あたり・1 事業所あたりの排出量の推移	28
添付資料 6	家庭系・事業系総排出量、総資源化量及び最終処分量の推移	29
添付資料 7	生活排水処理と人口の推移	30
添付資料 8	生活排水処理の汚泥衛生処理率の推移	31

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

市 名：奈良市

面 積：276.94 km²

人 口：354,833 人（令和2年10月1日現在）

（出典）令和元年奈良県統計年鑑、令和2年国勢調査



図1 対象地域図

(2) 計画期間

本計画は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、計画期間内でも、社会経済情勢や廃棄物・リサイクルに関する法律・諸制度が大きく変化した場合などにおいては、必要に応じて計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

奈良市のごみ処理の現状は、環境清美センター焼却処理施設において、焼却処理を実施しているが、施設の老朽化等の問題に直面している。

奈良県では、平成30年3月に「奈良県廃棄物処理計画（第4次計画）」を策定し、「未来

に生きる『ごみゼロ奈良県』の実現」を基本目標に、県民一人ひとりが日々の暮らしの中で資源やエネルギーを大切にする「環境に配慮したライフスタイル」の促進、地域特性に適した3R（Reduce、Reuse、Recycle）等を促進することにより、さらなる「ごみの減量化」に向けた積極的な実践活動の普及・拡大を図り、循環型社会の構築に向けて取り組んでいくとしている。

奈良市においても、ごみの減量化や資源化をより一層推進するとともに、循環型社会にふさわしい減量化・再生利用等のシステムの構築に努めていく。

生活排水処理の現状は、公共下水道の整備が進められているが、一部の生活雑排水は未処理のまま河川等の公共用水域に排出されている。

また、「世界遺産のあるまち」として豊かな自然環境を保持していく必要があるため、これまで以上に計画的かつ総合的に生活排水対策を推進することが課題である。このような課題に応えるため、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽設置整備の3事業を、計画的に進めていくものとする。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

奈良県では、県内のごみ処理施設の大半が、小規模かつ老朽化していることから、施設の広域・統合整備による「ごみ共同処理」の促進が喫緊の課題となっており、ごみ処理広域化の取り組みを促進するため、平成28年度から一般廃棄物処理の広域化に対する補助金制度である「奈良モデル」を創設し、財政的支援を行っている。

このような状況を受けて、奈良市も平成29年2月から大和郡山市、生駒市、平群町で開催されていた「奈良県北部地域におけるごみより広域化に関する合同勉強会」（以下、「合同勉強会」という。）に平成30年2月から参加、斑鳩町は平成30年5月から参加し、ごみ処理広域化の可能性について検討を進めてきた。しかし、令和2年8月27日開催の「第13回合同勉強会」において、生駒市及び平群町がごみ処理広域化への参加を見合わせることを表明された。その後、奈良市、大和郡山市、斑鳩町でごみ処理広域化についての検討を進めてきたが、令和3年9月に大和郡山市が、令和4年8月に斑鳩町がそれぞれ、「合同勉強会」からの離脱を表明した。そのため、現在は奈良市単独で令和12年度中に新クリーンセンターの稼働を目指している。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

当面の間、「プラマーク」の記載のある「プラスチック製容器包装廃棄物」の分別収集を継続する。収集した「プラスチック製容器包装廃棄物」は、再商品化事業者が再資源化、再商品化を行うなど容器包装リサイクル法に基づく再資源化を実施している。

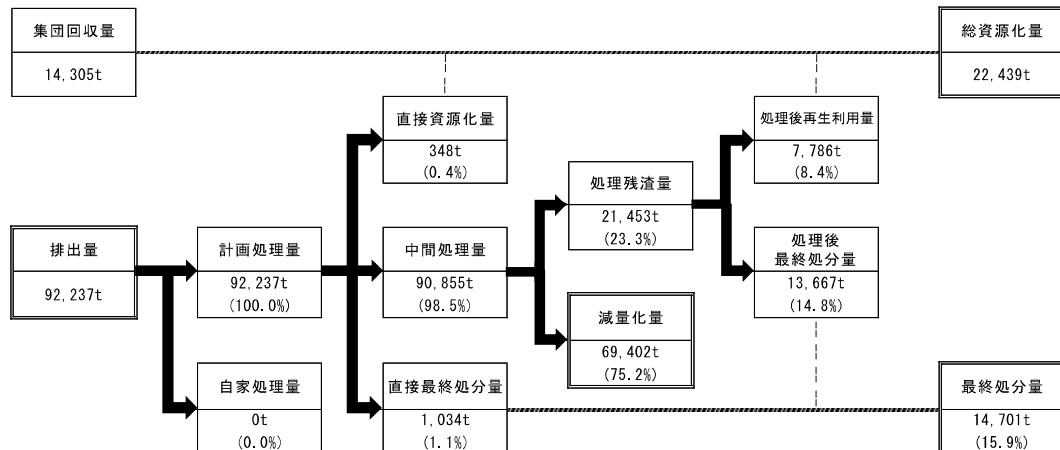
今後、「プラスチック製容器包装廃棄物」及び「プラマーク」の記載のないプラスチック製ごみの再資源化について、製造・販売事業者などによる自主回収や市町村の分別収集・再商品化などについて、行政としての取り組み内容の調査・研究を行っていく。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和2年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図2のとおりである。

なお、現状では、環境清美センター焼却処理施設において焼却処理を行っている。



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図2 一般廃棄物の処理状況フロー

(2) 生活排水の処理の現状

奈良市の令和2年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図3のとおりである。

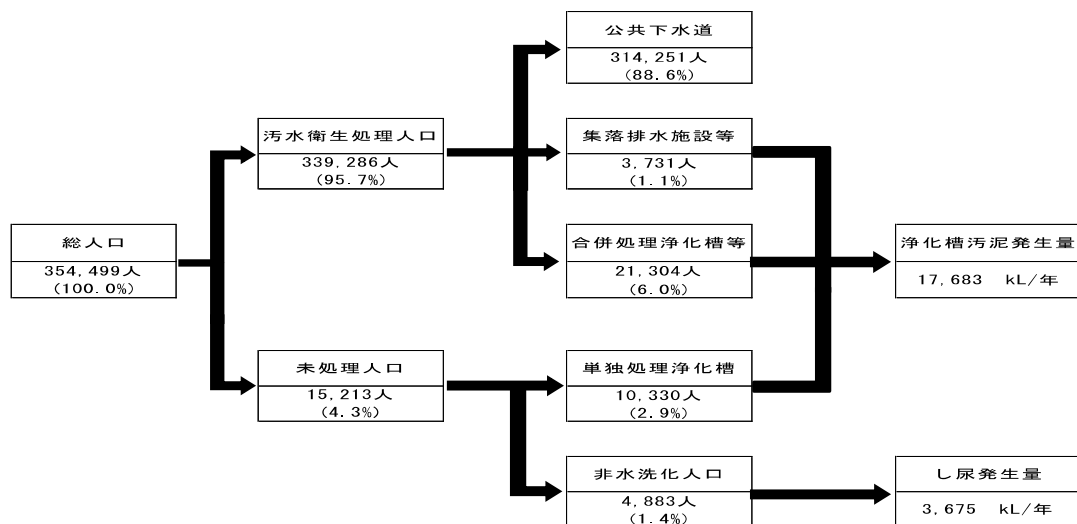


図3 生活排水の処理状況フロー

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

計画終了の翌年度である令和9年度を目標年度とし、目標達成時の処理状況を図4に示す。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合※ ¹) (令和2年度)	目 標 (割合※ ¹) (令和9年度)
排 出 量	事業系 総排出量	29,415 トン	27,858 トン (-5.3%)
	1事業所当たりの排出量※ ²	1.93 トン/事業所	1.83 トン/事業所 (-5.2%)
	生活系 総排出量	62,822 トン	50,823 トン (-19.1%)
	1人当たりの排出量※ ³	159.0 kg/人	133.7 kg/人 (-15.9%)
	合 計 事業系生活系排出量計	92,237 トン	78,681 トン (-14.7%)
再生利用量	直接資源化量	348 トン (0.4%)	374 トン (0.5%)
	総資源化量	22,439 トン (21.1%)	22,946 トン (24.5%)
エネルギー回 収 量	エネルギー回収量(年間の発電電力量)	-	MWh
最終処分量	埋立最終処分量	14,701 トン (15.9%)	12,373 トン (15.7%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位:トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh]

減量化量：中間処理量と処理残さ量及び資源化量の差[単位:トン]

最終処分量：埋め立て処分された量[単位:トン]

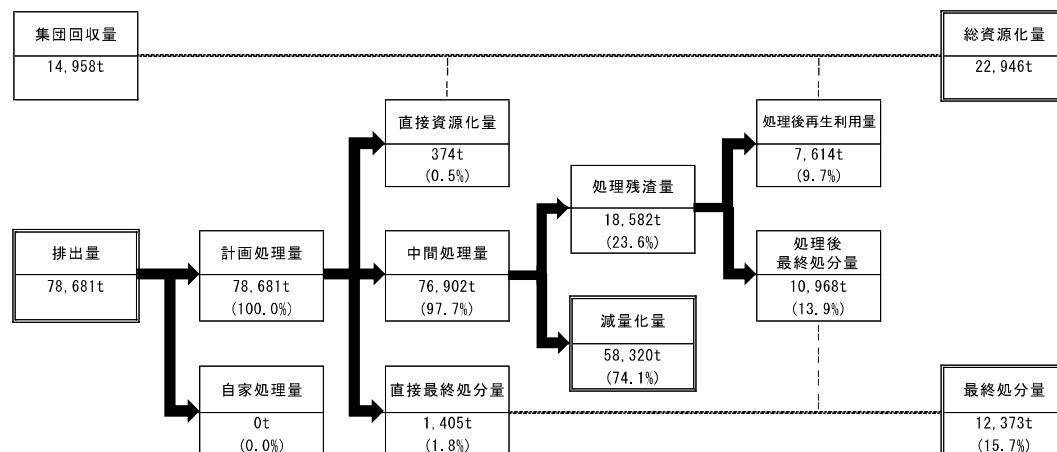


図4 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

(4) 生活排水の処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		令和2年度実績	令和9年度目標
処理形態別人口	公共下水道	314,251 人 (88.6%)	302,666 人 (90.1%)
	集落排水施設等	3,731 人 (1.1%)	3,694 人 (1.1%)
	合併処理浄化槽	21,304 人 (6.0%)	21,261 人 (6.3%)
	未処理人口	15,213 人 (4.3%)	8,262 人 (2.5%)
	合計	354,499 人	335,883 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	3,675 キロリットル	1,989 キロリットル
	浄化槽汚泥量	17,683 キロリットル	15,283 キロリットル
	合計	21,358 キロリットル	17,272 キロリットル

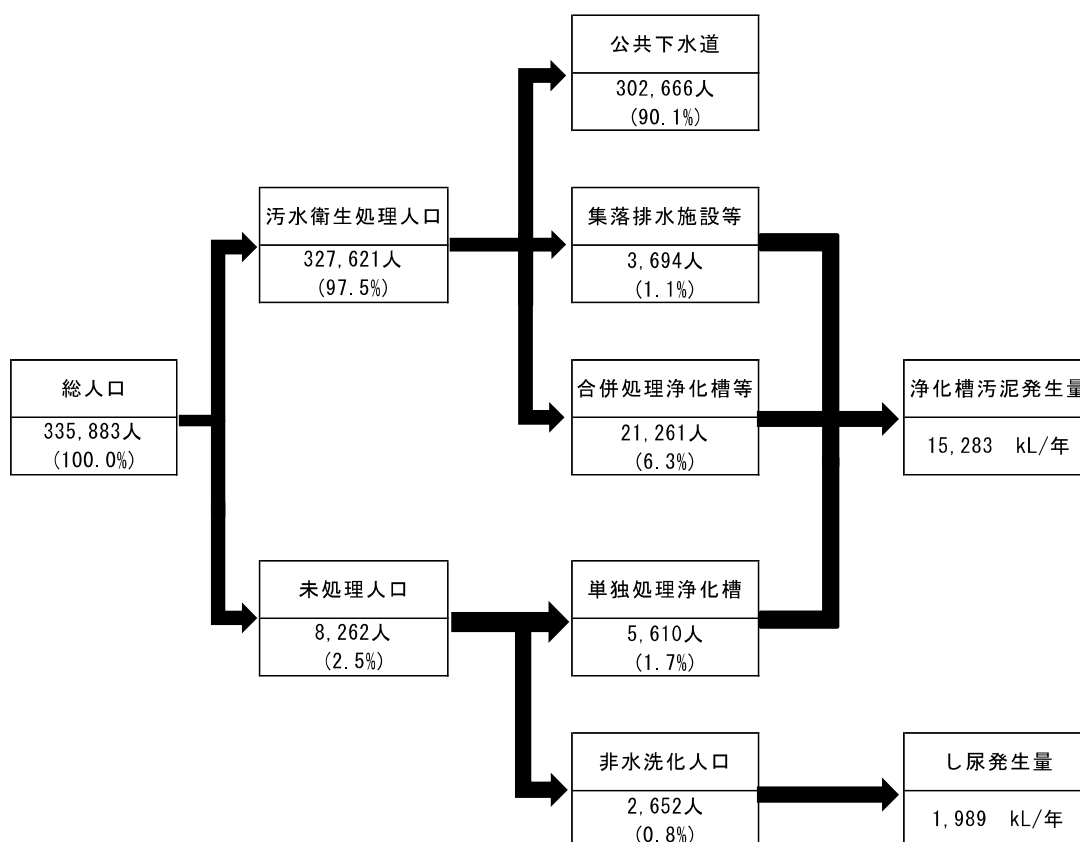


図5 目標達成時の生活排水の処理状況フロー

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア. 有料化

現在、事業系一般廃棄物については、累進従量制により課金し、直接納入方式により処理料金を徴収している。今後も、事業系一般廃棄物の適正な処理を進めるため、随時、ごみ処理手数料の見直しを行い、徐々に処理原価に近づけていく。

生活系ごみについては、循環を進める生活習慣を形成するため、さらなる排出抑制を進めた上で、有料化に向け検討していく。

イ. 環境教育、普及啓発

資源循環を進めるため、「ごみ懇談会」と連携し、資源化やごみ処理についての情報を住民に提供するとともに、ごみ発生抑制や排出マナーの徹底などについて啓発し、ごみの行く末にまで心に向け、ごみに責任を持った生活の浸透を目指す。また、小学生向けのごみに関する学習教材や出前講座の機会を用いて、「より若い世代」にごみ減量の意識付けも図っていく。

ウ. ごみ減量化の推進

事業者に対して、ごみ減量の参考事例や適正なごみの排出方法を紹介するなどの講習会を実施する。

さらに、多量にごみを排出する事業所については、減量計画書による事業所指導を進める。

エ. 集団回収、販売店の店頭回収等の推進

集団回収未実施地区については、集団回収の実施を促進する。また、回収実施店舗情報の提供などにより生活系ごみの資源循環を進める。

オ. 行政による拠点回収・分別収集の推進

環境清美センターにおいて、古紙や空き缶、空きびん等の回収の取り組みを進めるとともに、公共施設での拠点回収を推進する。さらに、生活系ごみの分別収集を徹底し、資源循環を促進する。

カ. 生活排水対策

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、以下のような啓発活動の推進を今後目指していく。

- ・広報誌やパンフレット等を活用して啓発活動を実施
- ・有志住民による学習会等の開催に協力

(2) 処理体制

1) 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については表 3 に示すとおりである。

排出される可燃ごみについては、焼却処理施設で焼却処理を行い、焼却残渣は埋立処分している。

不燃ごみ・大型ごみは破碎処理後、可燃物は焼却処理、不燃物は埋立処分、資源化物は資源化を進めている。焼却処理施設及び、粗大ごみ破碎処理施設の老朽化に伴い、新たなエネルギー回収型廃棄物処理施設及び、マテリアルリサイクル推進施設を令和 12 年度中の稼働を目指し、速やかに整備に着手する予定である。

リサイクルについては、平成 11 年度にその他プラスチック（平成 19 年度よりプラスチック製容器包装）を含めた 9 種分別収集を全市で実施するとともに、生活系ごみの排出ごみ袋の透明・半透明化を導入するなど、ごみの減量に努めてきた。現在は、再生資源（缶・びん・ペットボトル・紙パック）の分別収集（定期収集）、拠点回収及び古紙類の集団回収等を中心にリサイクルを推進している。

今後もプラスチック製容器包装を中心に分別の徹底に取り組んでいくとともに、食品ロスの削減・雑がみを含む古紙類の集団回収推進に取り組む。

生活系ごみの有料制が導入されるにあたっては、ごみの分別区分の見直し等を図る。

2) 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物について、引き続き、排出者が環境清美センター搬入管理要領に基づいた分別を行い、排出者による自己搬入または一般廃棄物収集業者（許可業者）への収集委託による処理施設への搬入の後、焼却処理、破碎処理、埋立処分及び資源化を行う。

なお、ごみを搬入する車両の積載物の展開検査等により、不適正な廃棄物の混入防止等、事業系一般廃棄物に対する適正搬入のための指導を徹底する。

3) 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

奈良市環境清美センターで受け入れることのできる産業廃棄物（あわせ産廃）については、紙くず、木くず、繊維くずを指定しているが、搬入事業者への適正搬入のための指導を徹底していく。

4) 生活排水処理の現状と今後

引き続き、下水道や集落排水処理施設が整備されていない人口散在地域等において、合併処理浄化槽の整備を進めていく。

また、し尿、浄化槽汚泥については、衛生浄化センターにおいて処理し、生じた汚泥は肥料化を行っていく。

表3 生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状（令和2年度）			今 後（令和9年度）			
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等	
					一次処理	二次処理
燃やせるごみ	焼却 → 埋立	環境清美センター （焼却処理施設）	燃やせるごみ	焼却 → 埋立	環境清美センター （焼却処理施設）	[焼却灰] ・南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 ・大阪湾広域臨海環境整備センター
燃やせないごみ	破碎・選別 → 資源化・ 焼却・埋立	環境清美センター （粗大ごみ破碎処理施設）	燃やせないごみ	破碎・選別 → 資源化・ 焼却・埋立	環境清美センター （粗大ごみ破碎処理施設）	[破碎不燃物] ・南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 [処理困難物] ・専門業者処理委託
大型ごみ			大型ごみ			[破碎可燃物] ・環境清美センター（焼却処理） [破碎スクラップ] ・再生資源化業者
有害ごみ	資源化	再資源化業者	有害ごみ	資源化	再資源化業者	
プラスチック製容器包装 （定期収集）	選別・圧縮 梱包	プラスチック製容器包装処理施設	プラスチック製容器包装 （定期収集）	選別・圧縮 梱包	プラスチック製容器包装処理施設	再商品化事業者
ガラスびん （定期収集、拠点回収）	選別	ガラスびんストックヤード	ガラスびん （定期収集、拠点回収）	選別	ガラスびんストックヤード	
ペットボトル （定期収集、拠点回収）	選別・圧縮 梱包	ペットボトル処理作業所	ペットボトル （定期収集、拠点回収）	選別・圧縮 梱包	ペットボトル処理作業所	
発泡スチロール製食品トレイ （拠点回収）	選別・梱包	白色トレイストックヤード	発泡スチロール製食品トレイ （拠点回収）	選別・梱包	白色トレイストックヤード	
飲料用紙パック （定期収集、拠点回収）	選別	飲料用紙パックストックヤード	飲料用紙パック （定期収集、拠点回収）	選別	飲料用紙パックストックヤード	再生資源化事業者
空き缶 （定期収集、拠点回収）	選別・圧縮	空き缶選別作業所	空き缶 （定期収集、拠点回収）	選別・圧縮	空き缶選別作業所	
新聞、雑誌、 ダンボール、布類 （拠点回収）	選別	資源回収場	新聞、雑誌、 ダンボール、布類 （拠点回収）	選別	資源回収場	再生資源化事業者

(3) 処理施設等の整備

1) 廃棄物処理施設

前述の分別区分及び処理体制において、ごみ処理を行うために必要な施設を表４のとおり整備する。

表４ 整備する処理施設

事業 番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)	国土強靱化
1	ごみ焼却施設 (仮称) 新クリーンセンター	エネルギー回収型廃棄物 処理施設整備事業	未定	奈良市七条地区	(R 9 ～R12)	奈良市国土強靱化 地域計画
2	リサイクルセンター (仮称) 新クリーンセンター	マテリアルリサイクル推 進施設整備事業	未定	奈良市七条地区	(R 9 ～R12)	奈良市国土強靱化 地域計画
3	汚泥再生処理センター 奈良市衛生浄化センター 汚泥再生処理施設	基幹的設備改良事業	90kl/日 生ごみ 3.4 t	奈良市大安寺西 2 丁目 281 番地内	R 6 ～R 8	奈良市国土強靱化 地域計画

(整備理由)

事業番号 1 既存焼却施設の老朽化、エネルギー回収・有効利用の促進

事業番号 2 既存処理施設の老朽化、施設の集約化、マテリアルリサイクルの推進

事業番号 3 し尿処理施設の老朽化、処理能力の向上

2) 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表５のとおり行う。

表５ 合併処理浄化槽の整備計画

事業	直近の整備済基数 (基) (令和 2 年度末)	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間	国土強靱化
浄化槽設置整備事業	1,767	57	269	R 4 ～R 8	—

(4) 廃棄物処理施設における計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表 6 のとおり計画支援事業を行う。

表 6 実施する計画支援事業

事業 番号	事業名	事業内容	事業期間
1 ・ 2	(仮称) 新クリーンセンター整備(事業番号 1・2) に係る施設整備基本計画	基本計画等	令和 4 年度～ 令和 5 年度
	(仮称) 新クリーンセンター整備(事業番号 1・2) に係る環境影響評価(方法書～評価書)	環境影響評価	令和 5 年度～ 令和 8 年度
	(仮称) 新クリーンセンター整備(事業番号 1・2) に係る P F I 等導入可能性調査	P F I 等導入可能 性調査	令和 4 年度～ 令和 5 年度
	(仮称) 新クリーンセンター整備(事業番号 1・2) に係る処理施設基本設計	基本設計等	令和 6 年度
	(仮称) 新クリーンセンター整備(事業番号 1・2) に係る測量業務	測量業務	令和 6 年度
	(仮称) 新クリーンセンター整備(事業番号 1・2) に係る地質調査	地質調査	令和 6 年度
	(仮称) 新クリーンセンター整備(事業番号 1・2) に係る埋蔵文化財調査	埋蔵文化財調査	令和 7 年度～ 令和 8 年度
	(仮称) 新クリーンセンター整備(事業番号 1・2) に係る発注支援業務	発注支援	令和 7 年度～ 令和 8 年度

(5) その他の施策

その他、構成地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

① 剪定枝木・草類の処理事業の実施

一般廃棄物処理の許可を持つ処分業者の組合の草木処分場を活用し、町内清掃時に排出される剪定草木類のチップ化・堆肥化等を行う。また、市内事業所等で発生する剪定草木類も、処分業者での処理ルートの活用を排出事業所及び収集事業者に促す取り組みを進める。

② 有機性廃棄物の有効利用の推進

家庭における有機性廃棄物に対して、生ごみ処理機等の購入助成を引き続き行う。また、草木類及び食品残渣を活用した資源化（堆肥化）事業の実施と生産された堆肥の有効な利用先の確保について検討を進める。

③ 廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発

家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づき、適切な回収、再商品化がなされるよう関連団体や小売店などと協力して普及啓発及び回収体制を整えるとともに、小型家電回収ボックスを公共施設等に設けリサイクルを推進していく。

④ 不法投棄、散在ごみ、野外焼却の防止

不法投棄が発生しやすい「重点地域」に対し、パトロールの強化やセンサーカメラの設置などの対策を行い、早期認知と指導を徹底していく。

一方、散在ごみに対しては、奈良市ポイ捨て防止に関する条例に基づく美化促進重点地域において、ごみの散乱を防止するための市民・事業者・観光客に対する啓発、パトロール、指導を徹底する。また、美化促進重点地域の清掃活動を、地域の事業所や住民と共に進める。

⑤ プラスチックごみの削減推進

プラスチック資源循環促進法の成立を受け、今後、法の趣旨に則り、プラスチック製容器包装以外の「ワンウェイプラスチック」の発生抑制に向けた啓発や、企業による自主回収ルートへの協力・参画、分別区分の見直し等、実施に向けて検討を進めていく。

また、プラスチック資源循環促進法の成立を受け、今後、整備される制度等について、さらなる効率的な回収、リサイクル手法などの検討を進めていく。

⑥ 食品ロスの削減

食品ロス削減推進法が施行され、食品ロス削減の機運が高まる中、「手つかず食品を無くす」といった家庭で取り組む食品ロス削減と、「てまえどり」運動推進やフードバンク活動の認知度向上のための啓発など、多方面から取り組みを進めていく。

⑦ 紙ごみの削減

燃やせるごみに含まれる紙ごみには、再生可能な古紙類が多分に含まれており、特に「雑がみ」と呼ばれる古紙についての認知度を向上させるための広報・啓発に引き続き取り組むとともに、集団資源回収未実施の自治会等に向けて、実施を促すための要請を行う。

また、小規模事業所に対しても、古紙のリサイクルを実施するための環境づくりを検討していく。

⑧ 災害時の廃棄物処理に関する事項

将来発生が予想される大規模災害に備え、災害廃棄物を適正かつ円滑、迅速に処理を図るとともに、早期に復旧、復興することを目的として、環境省の「震災廃棄物対策指針」及び「水害廃棄物対策指針」に基づき、平成 21 年 3 月「奈良市災害廃棄物処理計画」を策定し、令和 4 年 3 月の改訂に向けその内容の見直しを行う予定である。万が一の災害発生時には、計画に沿った対応ができるように準備を進める。

また、平時から災害に対する危機管理に努めるとともに、災害時においては、奈良県都市清掃協議会参加の県下 12 市 2 組合により締結した、「災害等緊急時における一般廃棄物（ごみ）処理に関する相互応援基本協定」及び奈良県が中心となる県下自治体及び一般廃棄物処理を行う組合等との間で締結した、「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定」をもとに、広域的な相互応援・支援を行う。

なお、民間事業者との間においても、「災害廃棄物等の処理に関する基本協定書」を締結し、地震等災害及び不測の事態において、処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための体制を整備している。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、奈良県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行うものとする。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

循環型社会形成推進交付金事業実施計画 総括表 1

1 地域の概要

(1) 地域名	奈良地域	(2) 地域内人口	354,833人 (令和2年10月1日現在)	(3) 地域面積	276.94km ²
(4) 構成市町村等名	奈良市	(5) 地域の要件※	人口 面積 沖縄 離島 その他	奄美 豪雪 山村 半島 過疎	
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 年月日 設立 設立されていない場合、今後の見通し：				

※交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目すべてに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目標
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和9年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	35,034	34,310	34,244	33,815	33,570	29,415	27,858 (R2比 -5.3%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.45	2.37	2.35	2.30	2.20	1.93	1.83 (R2比 -5.2%)
	生活系 総排出量(トン)	67,460	63,372	62,851	62,028	62,563	62,822	50,823 (R2比 -19.1%)
	1人あたりの排出量(kg/人)	167.1	157.8	157.2	156.0	158.1	159.0	133.7 (R2比 -15.9%)
合 計 事業系生活系総排出量(トン)		102,494	97,682	97,095	95,843	96,133	92,237	78,681 (R2比 -14.7%)
再生利用量	集団回収量(トン)	11,650 -	12,117 -	13,493 -	13,873 -	14,350 -	14,305 -	14,958 -
	直接資源化量(トン)	940 (1.0%)	572 (0.6%)	550 (0.6%)	461 (0.5%)	396 (0.4%)	348 (0.4%)	374 (0.5%)
	総資源化量(トン)	17,230 (15.0%)	17,374 (15.8%)	21,911 (19.8%)	22,214 (20.2%)	22,818 (20.7%)	22,439 (21.1%)	22,946 (24.5%)
熱回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWh)	-	-	-	-	-	-	未定
	(年間の熱利用量 GJ)	-	-	-	-	-	-	未定
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	17,640 (17.2%)	14,931 (15.3%)	13,949 (14.4%)	14,183 (14.8%)	14,696 (15.3%)	14,701 (15.9%)	12,373 (15.7%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、処理後再生利用量の和[単位：トン]

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位：MWh]

減量化量：中間処理量と処理残渣量(処理後再生利用量+処理後最終処分量)の差[単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量[単位：トン]

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	奈良市環境清美センター ごみ焼却施設	奈良市	全連続式	480t/日	S57.3(1基) S60.8(3基)	未定	未定		新施設稼働開始後、現有施設を解体撤去
粗大ごみ処理施設	奈良市環境清美センター 粗大ごみ処理施設	奈良市	横軸スイングハンマー	100t/5h	H1.3	未定	未定		リサイクルセンターとして整備
ペットボトル圧縮設備	ペットボトル圧縮梱包作業所	奈良市	圧縮、梱包及び保管	4t/日	H20.12	未定	未定	(浸水深0.5m～3.0m未満の区域) 建物はなく設備のみ設置しており、浸水により修繕が必要となった場合、修繕が完了するまで民間業者に処理を依頼する。	リサイクルセンターとして整備
空き缶資源化施設	空き缶資源化施設	奈良市	圧縮及び梱包	9.2t/日	H4.6 H11.7	未定	未定	(浸水深0.5m～3.0m未満の区域) 建物はなく設備のみ設置しており、浸水により修繕が必要となった場合、修繕が完了するまで民間業者に処理を依頼する。	リサイクルセンターとして整備
最終処分場	奈良市南部土地改良清美事業 一般廃棄物最終処分場	奈良市	サンドイッチ方式 及びセル方式	(第2工区) 819,610㎡	H12.5	未定	未定		
最終処分場	奈良市緊急時一般廃棄物 最終処分場	奈良市	生物学的処理接触酸化+ 凝縮沈殿+塩素滅菌	264,403㎡	S63.5	未定	未定		
し尿処理施設	奈良市衛生浄化センター	奈良市	膜分離後負荷生物脱窒素 処理方式+高度処理	90kl/日 (生ごみ3.4t/日)	H15.3	未定	未定	(浸水深0.5m～3.0m未満の区域) 主要機器を2階に設置するなどの対策を行っている。	
し尿処理施設	山辺衛生センター	山辺環境 衛生組合	高濃度二段活性汚泥法+ 高度処理	20kl/日	S62.4	未定	未定		

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月日	更新(改良)・新設理由	焼却施設の解体の有無 (解体施設の名称)	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を実施 するための施設整備事業	備考
ごみ焼却施設	未定	未定	未定	未定	未定	現有施設の老朽化	有 (奈良市環境清美センター ごみ焼却施設)	(浸水深0.5m～3.0m未満の区域、対象区域の一部に浸水深3.0m～5.0m未満の区域あり) 施設嵩上げ等の対策を検討している。	未定	
リサイクルセンター	未定	未定	未定	未定	未定	施設の集約及び 資源回収効率の向上	—	(浸水深0.5m～3.0m未満の区域、対象区域の一部に浸水深3.0m～5.0m未満の区域あり) 施設嵩上げ等の対策を検討している。	未定	
し尿処理施設	奈良市衛生浄化センター	奈良市	膜分離後負荷生物脱窒素 処理方式+高度処理	90kl/日 (生ごみ3.4t/日)	未定	処理能力維持のための 基幹改良	—	(浸水深0.5m～3.0m未満の区域) 主要機器を2階に設置するなどの対策を行っている。		

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目標
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和9年度
総人口		391,255	361,243	359,666	358,155	356,352	354,499	335,883
公共下水道	污水衛生処理人口	312,624	313,184	314,080	314,592	315,639	314,251	302,666
	污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	(79.9%)	(86.7%)	(87.3%)	(87.8%)	(88.6%)	(88.6%)	(90.1%)
集落排水施設等	污水衛生処理人口	3,912	3,889	3,852	3,780	3,714	3,731	3,694
	污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	(1%)	(1.1%)	(1.1%)	(1.1%)	(1%)	(1.1%)	(1.1%)
合併処理浄化槽等	污水衛生処理人口	21,265	21,384	21,368	21,325	21,265	21,304	21,261
	污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	(5.4%)	(5.9%)	(5.9%)	(6%)	(6%)	(6%)	(6.3%)
未処理人口	污水衛生処理人口	25,250	22,786	20,366	18,458	15,734	15,213	8,262

※ 参考として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年度	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	奈良市	1,767	8,115	H3	57	269	R9	
公共浄化槽等整備推進事業	奈良市	—	—	—	—	—	—	

循環型社会形成推進交付金事業実施計画 総括表2

事業種別	事業 番号	事業主体名称	規模		事業期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
			単位	開始	終了		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度		令和 8年度	
○し尿処理に関する事業							1,554,643	0	0	4,400	470,792	1,079,451	1,368,525	0	0	0	412,557	955,968	
基幹的設備改良事業	3	奈良市	90	kl/日	R6	R8	1,554,643	0	0	4,400	470,792	1,079,451	1,368,525	0	0	0	412,557	955,968	
○浄化槽に関する事業							43,764	6,882	6,882	9,771	9,771	10,458	21,600	3,398	3,398	4,820	4,820	5,164	
浄化槽設置整備事業		奈良市	57	基	R4	R8	43,764	6,882	6,882	9,771	9,771	10,458	21,600	3,398	3,398	4,820	4,820	5,164	
○施設整備に関する計画支援事業							857,000	33,000	16,000	207,000	316,000	285,000	857,000	33,000	16,000	207,000	316,000	285,000	
(仮称)新クリーンセンター整備に係る施設整備基本計画支援事業	1・2	奈良市	-	-	R4	R5	24,500	24,500	0				24,500	24,500	0				
(仮称)新クリーンセンター整備に係る環境影響評価(方法書～評価書)支援事業	1・2	奈良市	-	-	R5	R8	222,000		16,000	135,000	51,000	20,000	222,000		16,000	135,000	51,000	20,000	
(仮称)新クリーンセンター整備に係るPFI等導入可能性調査支援事業	1・2	奈良市	-	-	R4	R5	8,500	8,500	0				8,500	8,500	0				
(仮称)新クリーンセンター整備に係る処理施設基本設計支援事業	1・2	奈良市	-	-	R6	R6	30,000			30,000			30,000			30,000			
(仮称)新クリーンセンター整備に係る測量業務支援事業	1・2	奈良市	-	-	R6	R6	20,000			20,000			20,000			20,000			
(仮称)新クリーンセンター整備に係る地質調査支援事業	1・2	奈良市	-	-	R6	R6	22,000			22,000			22,000			22,000			
(仮称)新クリーンセンター整備に係る埋蔵文化財調査支援事業	1・2	奈良市	-	-	R7	R8	500,000				250,000	250,000	500,000				250,000	250,000	
(仮称)新クリーンセンター整備に係る発注支援業務支援事業	1・2	奈良市	-	-	R7	R8	30,000				15,000	15,000	30,000				15,000	15,000	
合 計							2,455,407	39,882	22,882	221,171	796,563	1,374,909	2,247,125	36,398	19,398	211,820	733,377	1,246,132	

【参考資料様式6】

施設概要（し尿処理施設系）

都道府県名 奈良県

(1) 事業主体名	奈良市
(2) 施設名称	奈良市衛生浄化センター汚泥再生処理施設
(3) 工期	令和 6 年度～令和 8 年度
(4) 施設規模	処理能力 90k1/日
(5) 形式及び処理方式	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式 + 下水放流
(6) 地域計画内の役割	二酸化炭素削減率 3 %
(7) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 ☒ 無

「汚泥再生処理センター」を整備する場合

(8) 資源化の方法	
(9) 資源化物の利用計画	

「コミュニティ・プラント」を整備する場合

(10) 計画処理人口及び 面積	
(11) 計画地域の性格	

(12) 総事業計画額	1,554,643 千円 うち、交付対象事業費 1,368,525 千円
-------------	---

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 奈良県

（１）事業主体名	奈良市
（２）施設名称	浄化槽設置整備事業
（３）事業の実施目的及び内容	（目的）よりよい生活環境の向上と自然環境の保全に努め、清流の復活と清潔な町づくりを目指し、下水道事業及び農業集落排水事業で整備が困難な地域において、浄化槽設置整備事業を実施し、推進する。 （内容）補助対象地域において、50 人槽以下の浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。
（４）事業期間	令和 4 年度～令和 8 年度
（５）事業対象地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他 該当する対象地域を選択する。
（６）事業計画額	交付対象事業費 21,600 千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数	基準額合計	総事業費	交付対象事業費
5 人槽	26 基（123 人分）	8,632 千円	17,888 千円	8,632 千円
6～7 人槽	30 基（141 人分）	12,420 千円	24,780 千円	12,420 千円
8～10 人槽	1 基（5 人分）	548 千円	1,096 千円	548 千円
11～20 人槽	基（人分）			
21～30 人槽	基（人分）			
31～50 人槽	基（人分）			
51 人槽以上	基（人分）			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
改築費（災害）	基			
改築費（長寿命化）	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合 計	57 基（269 人分） ※基数の合計には、宅内配管費、 撤去費、改築費を除く。	21,600 千円	43,764 千円	21,600 千円

計画支援概要（１）

都道府県名 奈良県

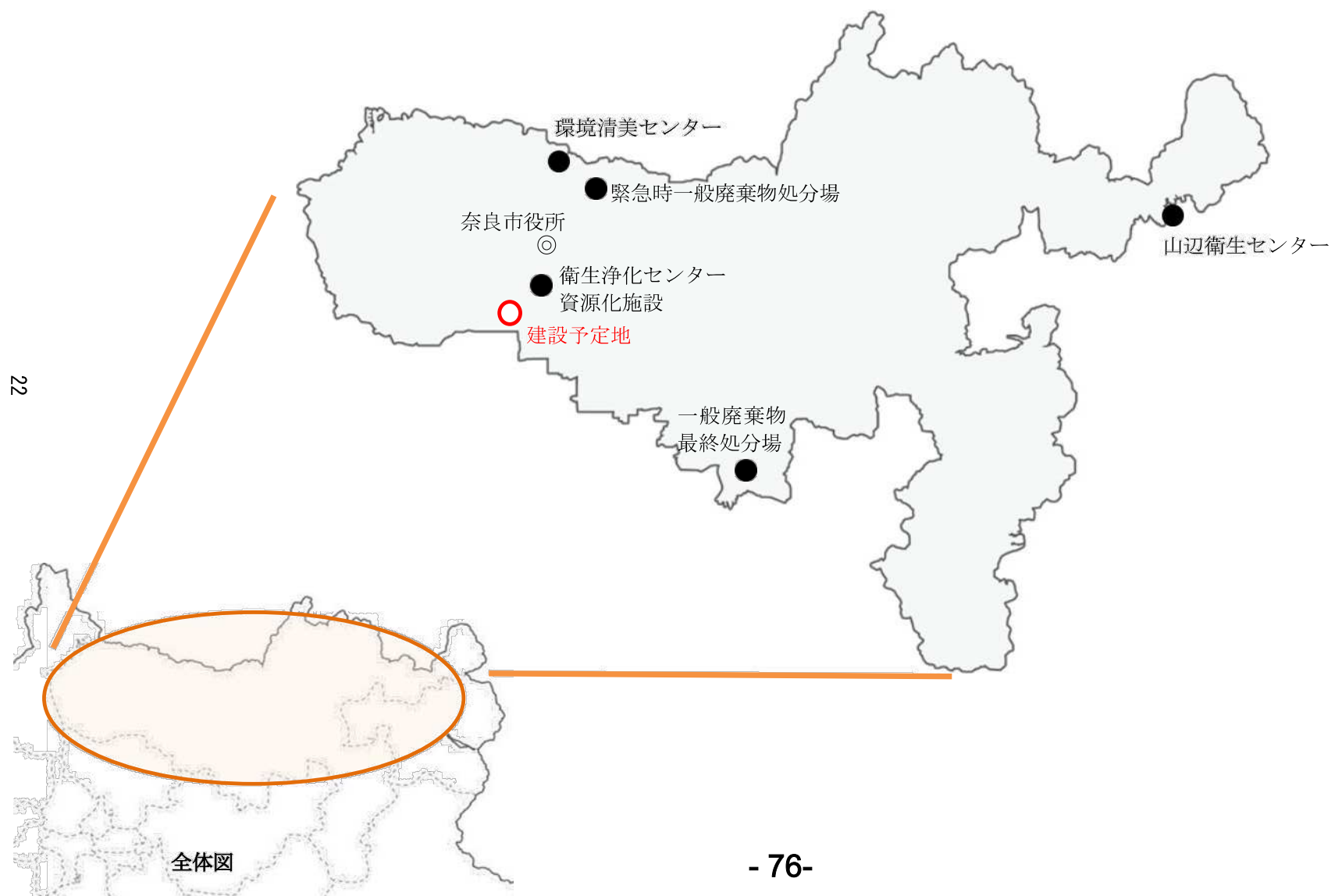
(1) 事業主体名	奈良市			
(2) 事業目的	(仮称) 新クリーンセンター整備のため			
(3) 事業名称	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る施設整備基本計画	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る環境影響評価 (方法書～評価書)	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る P F I 等導入可能性調査	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る処理施設基本設計
(4) 事業期間	令和 4 年度～ 令和 5 年度	令和 5 年度～ 令和 8 年度	令和 4 年度～ 令和 5 年度	令和 6 年度
(5) 事業概要	(仮称) 新クリーンセンターの整備に係る施設整備基本計画を策定する。	(仮称) 新クリーンセンターの整備に伴い、事業対象区域及びその周辺区域を対象とした環境影響評価を行う。	(仮称) 新クリーンセンターの事業方式の選定を行うため、P F I 法に基づく P F I 等導入可能性調査を実施する。	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る基本方針を整備する。
(6) 総事業計画額	24,500 千円 うち、交付対象事業費 24,500 千円	222,000 千円 うち、交付対象事業費 222,000 千円	8,500 千円 うち、交付対象事業費 8,500 千円	30,000 千円 うち、交付対象事業費 30,000 千円

計画支援概要（2）

都道府県名 奈良県

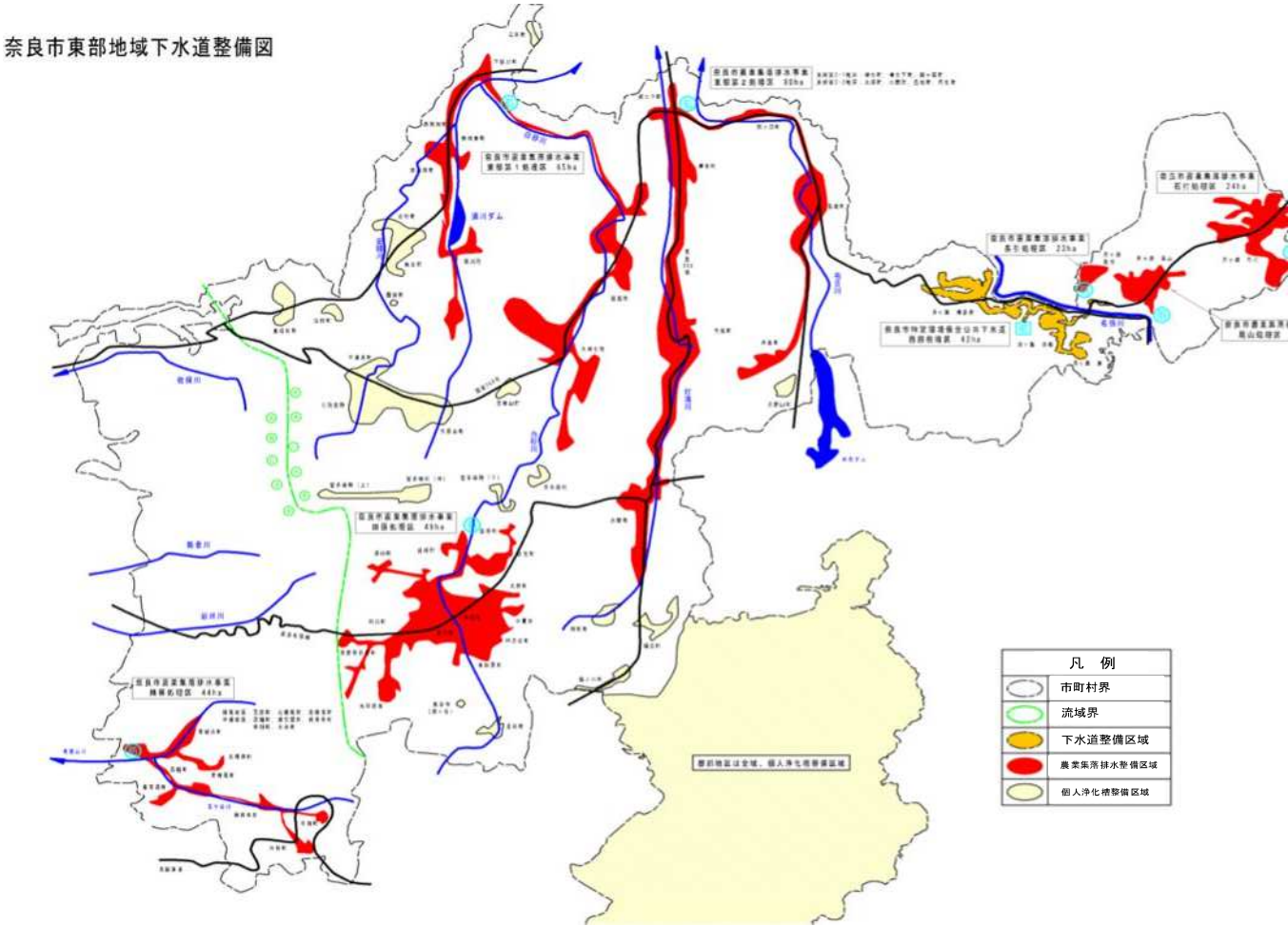
(1) 事業主体名	奈良市			
(2) 事業目的	(仮称) 新クリーンセンター整備のため			
(3) 事業名称	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る測量調査	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る地質調査	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る埋蔵文化財調査	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る発注支援業務
(4) 事業期間	令和 6 年度	令和 6 年度	令和 7 年度～令和 8 年度	令和 7 年度～令和 8 年度
(5) 事業概要	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る測量調査を行う。	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る地質調査を行う。	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る埋蔵文化財調査を行う。	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る発注仕様書作成等の支援業務を行う。
(6) 総事業計画額	20,000 千円 うち、交付対象事業費 20,000 千円	22,000 千円 うち、交付対象事業費 22,000 千円	500,000 千円 うち、交付対象事業費 500,000 千円	30,000 千円 うち、交付対象事業費 30,000 千円

現有及び新設予定の施設配置図



公共下水道整備区域図（奈良市）

添付資料 2



現有及び新設予定の施設が所在する地域のハザードマップ（奈良市）

① 環境清美センター周辺（所在地：奈良市左京五丁目）



©2020 ZENRIN CO., LTD. (Z21EH 第 152 号)

土砂災害（特別）警戒区域

- 土砂災害警戒区域（土石流）
- 土砂災害警戒区域（がけ崩れ（急傾斜地））
- 土砂災害警戒区域（地すべり）
- 土砂災害特別警戒区域（土石流）
- 土砂災害特別警戒区域（がけ崩れ（急傾斜地））

洪水浸水想定区域

- 0.5m未満の区域
- 0.5m～3.0m未満の区域
- 3.0m～5.0m未満の区域
- 5.0m～10.0m未満の区域
- 10.0m以上の区域
- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）

避難所などの施設

- | | |
|--------------|------------|
| 指定避難所 | 指定緊急避難場所 |
| 要配慮者利用施設 | 水位観測所 |
| 救護所 | 救急告示病院 |
| 市役所 | 出張所・行政センター |
| 保健所・教育総合センター | 消防署 |
| 警察署 | 交番・駐在所 |

防災重点ため池



② 建設予定地周辺（奈良市七条地区）



©2020 ZENRIN CO., LTD. (Z21EH 第 152 号)

③ 衛生浄化センター及び資源化施設周辺（所在地：奈良市大安寺西二丁目）



©2020 ZENRIN CO., LTD. (Z21EH 第 152 号)

④ 一般廃棄物最終処分場周辺（所在地：奈良市米谷町）

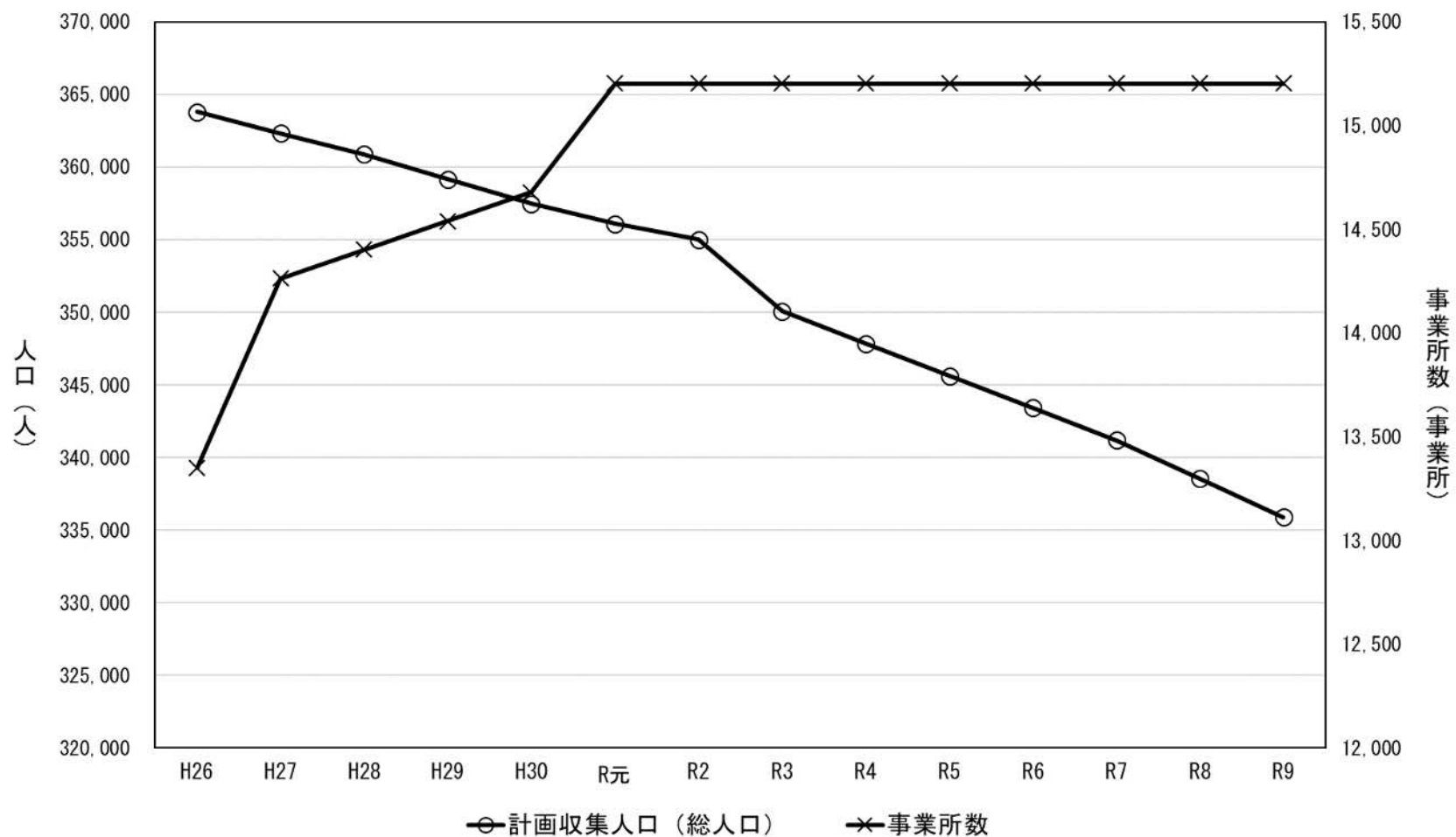


©2020 ZENRIN CO., LTD. (Z21EH 第 152 号)

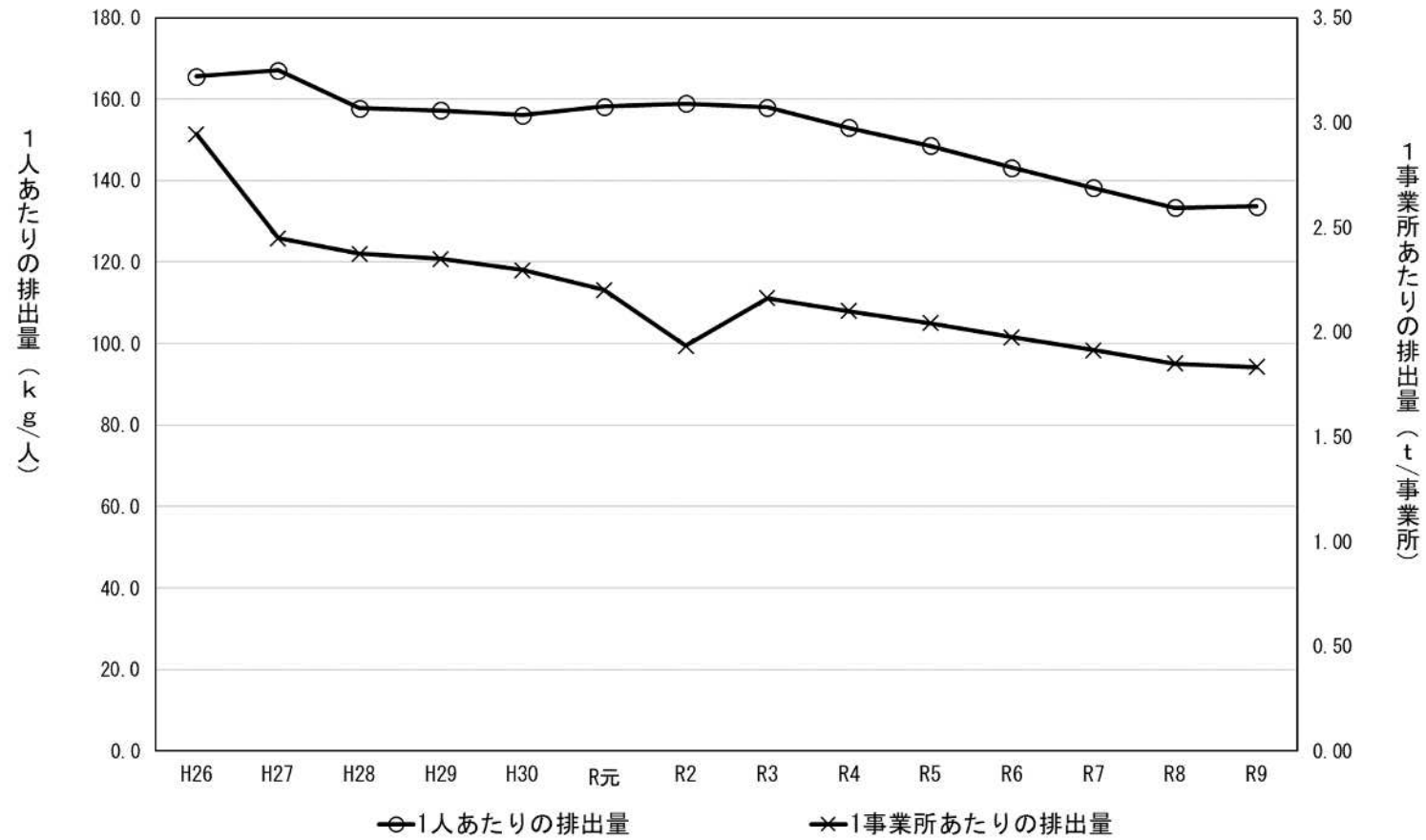
⑤ 緊急時一般廃棄物処分場周辺（所在地：奈良市奈良阪町）



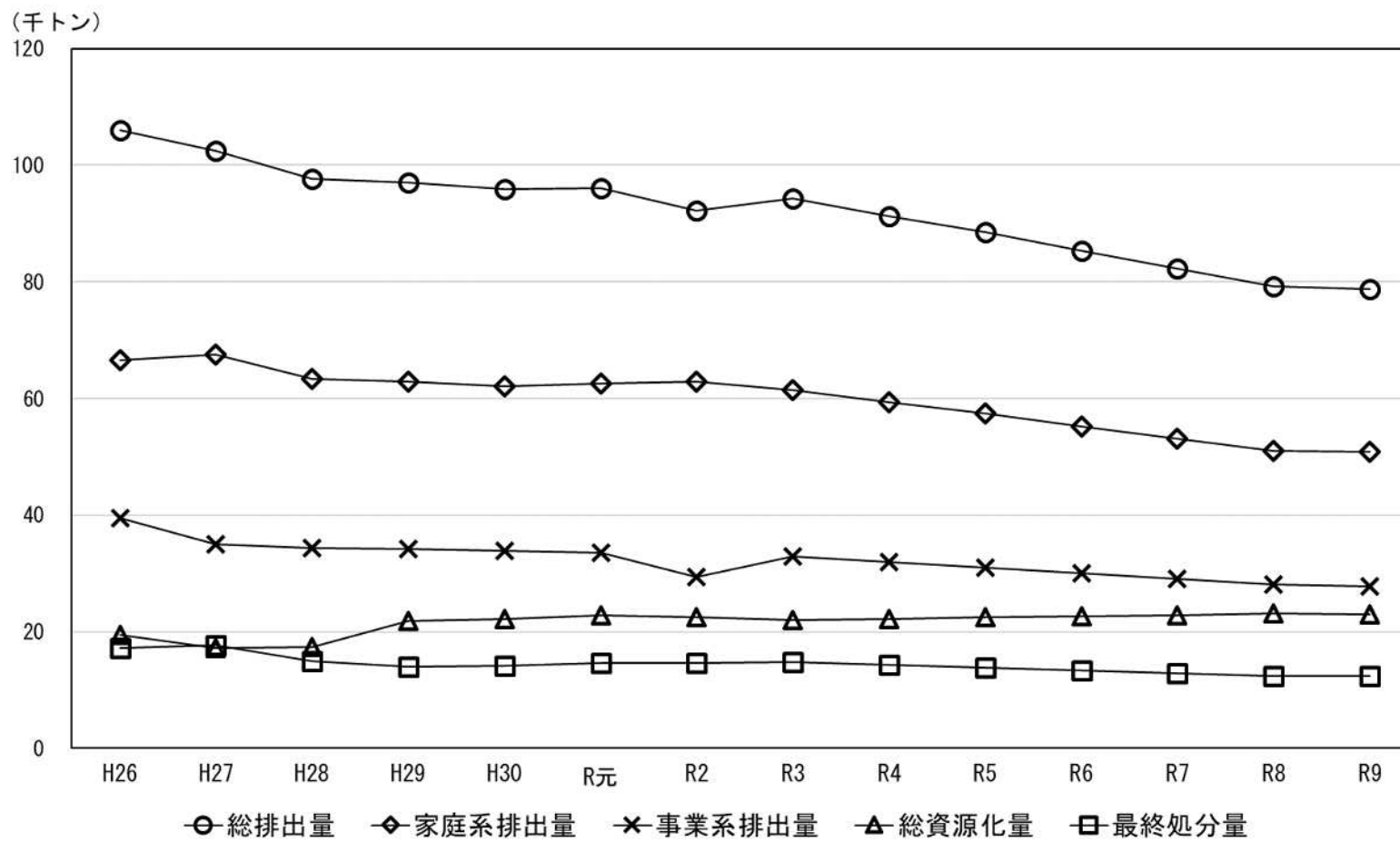
©2020 ZENRIN CO., LTD. (Z21EH 第 152 号)



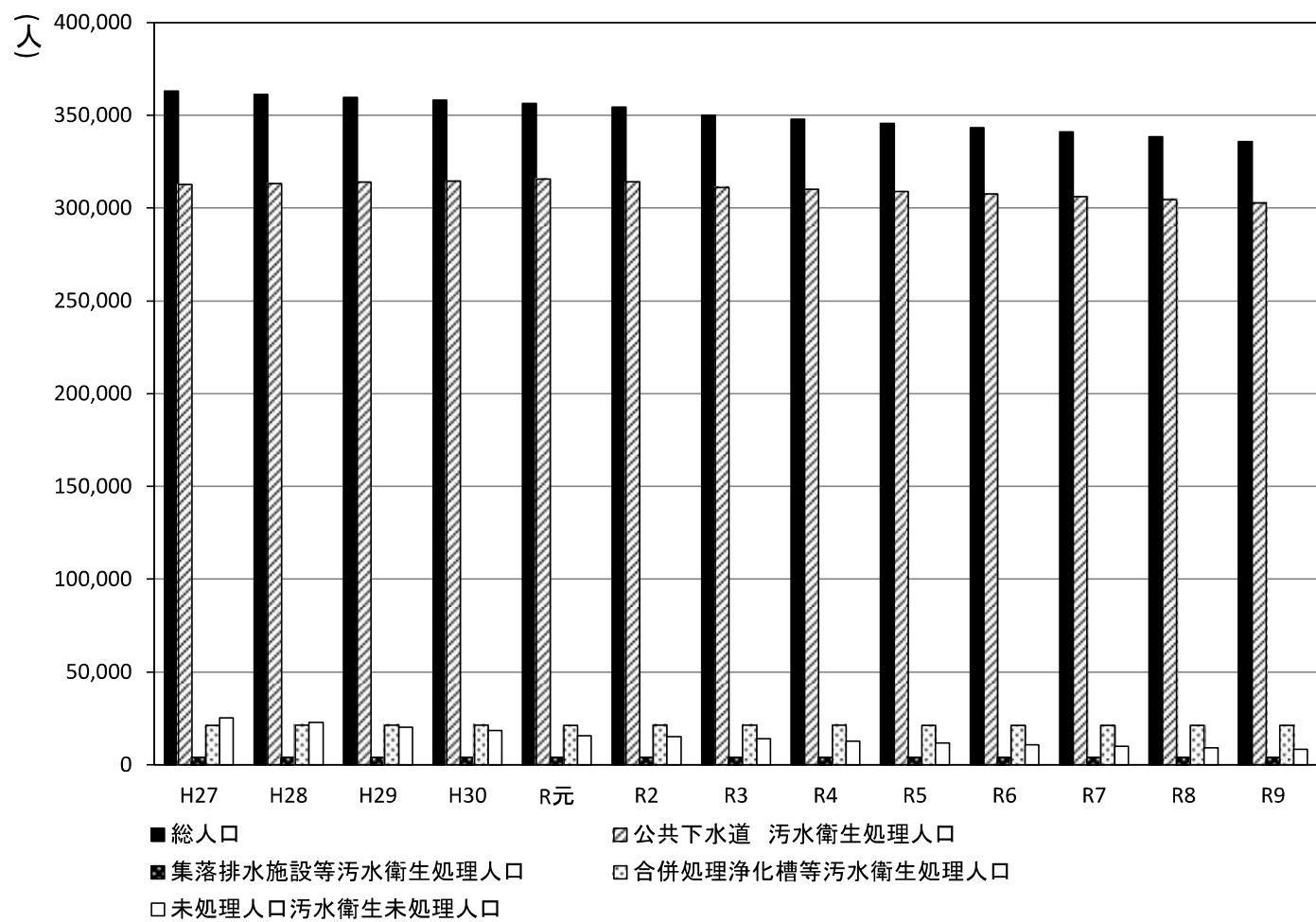
人口及び事業所数の動向



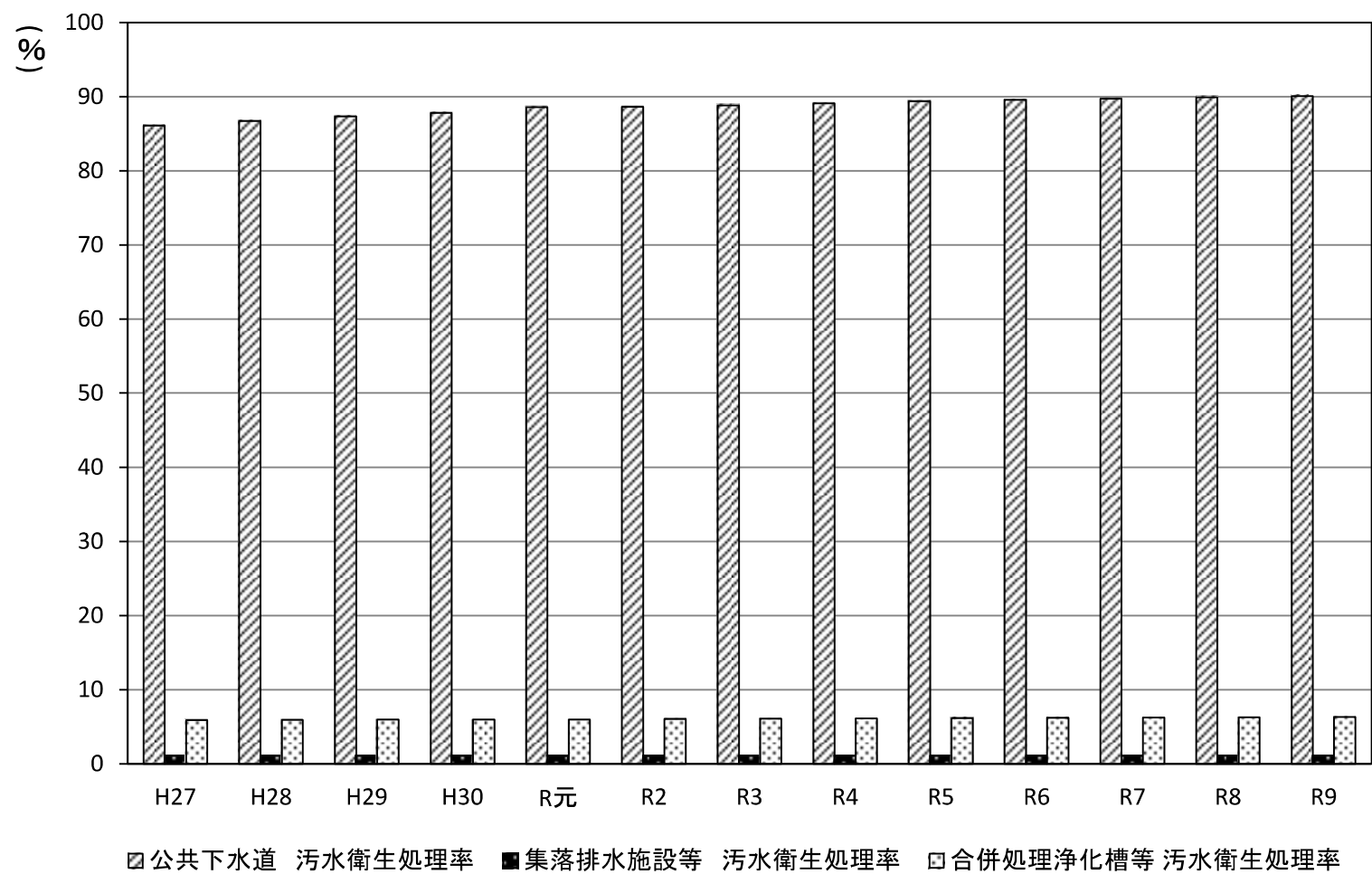
1人あたり・1事業所あたりの排出量の推移



家庭系・事業系総排出量、総資源化量及び最終処分量の推移



生活排水処理と人口の推移



生活排水処理の汚泥衛生処理率の推移

循環型社会形成推進地域計画

令和4年 1月 5日

令和4年12月14日

令和5年11月24日変更

奈良市

<目 次>

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向.....	1
(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況.....	2
(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容.....	2
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状.....	3
(2) 生活排水の処理の現状.....	3
(3) 一般廃棄物等の処理の目標.....	4
(4) 生活排水の処理の目標.....	5
3. 施策の内容	6
(1) 発生抑制、再使用の推進.....	7
(2) 処理体制	7
(3) 処理施設等の整備.....	9
(4) 廃棄物処理施設における計画支援事業.....	10
(5) その他の施策.....	11
4. 計画のフォローアップと事後評価	13
(1) 計画のフォローアップ.....	13
(2) 事後評価及び計画の見直し.....	13

【添付資料】

様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画 総括表 1	14
様式 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画 総括表 2	17
参考資料様式 6	施設概要（し尿処理施設系）	18
参考資料様式 7	施設概要（浄化槽系）	19
参考資料様式 8	計画支援概要	20

添付資料 1	現有及び新設予定の施設配置図	22
添付資料 2	公共下水道整備区域図	23
添付資料 3	現有及び新設予定の施設が所在する地域のハザードマップ	24

（トレンドグラフ）

添付資料 4	人口及び事業所数の動向	27
添付資料 5	1 人あたり・1 事業所あたりの排出量の推移	28
添付資料 6	家庭系・事業系総排出量、総資源化量及び最終処分量の推移	29
添付資料 7	生活排水処理と人口の推移	30
添付資料 8	生活排水処理の汚泥衛生処理率の推移	31

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

市 名：奈良市

面 積：276.94 km²

人 口：354,833 人（令和2年10月1日現在）

（出典）令和元年奈良県統計年鑑、令和2年国勢調査



図1 対象地域図

(2) 計画期間

本計画は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、計画期間内でも、社会経済情勢や廃棄物・リサイクルに関する法律・諸制度が大きく変化した場合などにおいては、必要に応じて計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

奈良市のごみ処理の現状は、環境清美センター焼却処理施設において、焼却処理を実施しているが、施設の老朽化等の問題に直面している。

奈良県では、平成30年3月に「奈良県廃棄物処理計画（第4次計画）」を策定し、「未来

に生きる『ごみゼロ奈良県』の実現」を基本目標に、県民一人ひとりが日々の暮らしの中で資源やエネルギーを大切にする「環境に配慮したライフスタイル」の促進、地域特性に適した3R（Reduce、Reuse、Recycle）等を促進することにより、さらなる「ごみの減量化」に向けた積極的な実践活動の普及・拡大を図り、循環型社会の構築に向けて取り組んでいくとしている。

奈良市においても、ごみの減量化や資源化をより一層推進するとともに、循環型社会にふさわしい減量化・再生利用等のシステムの構築に努めていく。

生活排水処理の現状は、公共下水道の整備が進められているが、一部の生活雑排水は未処理のまま河川等の公共用水域に排出されている。

また、「世界遺産のあるまち」として豊かな自然環境を保持していく必要があるため、これまで以上に計画的かつ総合的に生活排水対策を推進することが課題である。このような課題に応えるため、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽設置整備の3事業を、計画的に進めていくものとする。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

奈良県では、県内のごみ処理施設の大半が、小規模かつ老朽化していることから、施設の広域・統合整備による「ごみ共同処理」の促進が喫緊の課題となっており、ごみ処理広域化の取り組みを促進するため、平成28年度から一般廃棄物処理の広域化に対する補助金制度である「奈良モデル」を創設し、財政的支援を行っている。

このような状況を受けて、奈良市も平成29年2月から大和郡山市、生駒市、平群町で開催されていた「奈良県北部地域におけるごみより広域化に関する合同勉強会」（以下、「合同勉強会」という。）に平成30年2月から参加、斑鳩町は平成30年5月から参加し、ごみ処理広域化の可能性について検討を進めてきた。しかし、令和2年8月27日開催の「第13回合同勉強会」において、生駒市及び平群町がごみ処理広域化への参加を見合わせることを表明された。その後、奈良市、大和郡山市、斑鳩町でごみ処理広域化についての検討を進めてきたが、令和3年9月に大和郡山市が、令和4年8月に斑鳩町がそれぞれ、「合同勉強会」からの離脱を表明した。そのため、現在は奈良市単独で令和14年度中に新クリーンセンターの稼働を目指している。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

当面の間、「プラマーク」の記載のある「プラスチック製容器包装廃棄物」の分別収集を継続する。収集した「プラスチック製容器包装廃棄物」は、再商品化事業者が再資源化、再商品化を行うなど容器包装リサイクル法に基づく再資源化を実施している。

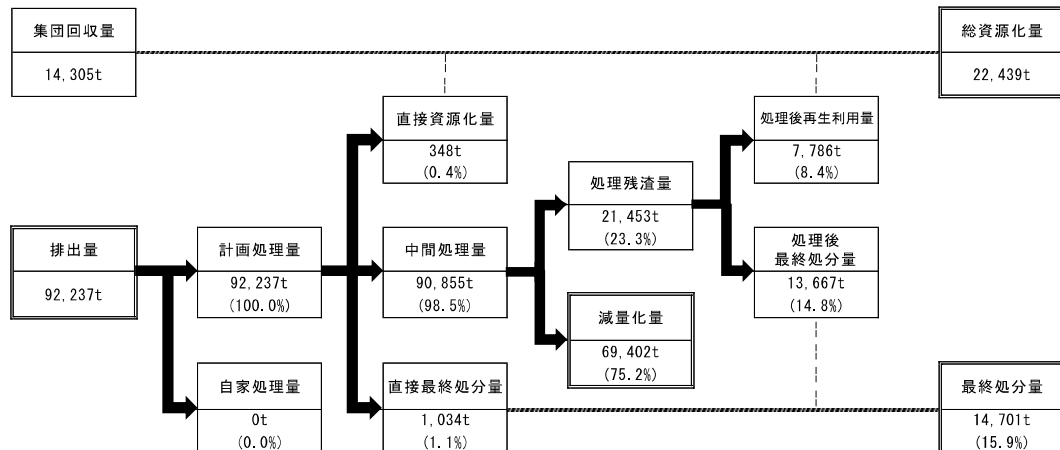
今後、「プラスチック製容器包装廃棄物」及び「プラマーク」の記載のないプラスチック製ごみの再資源化について、製造・販売事業者などによる自主回収や市町村の分別収集・再商品化などについて、行政としての取り組み内容の調査・研究を行っていく。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和2年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図2のとおりである。

なお、現状では、環境清美センター焼却処理施設において焼却処理を行っている。



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図2 一般廃棄物の処理状況フロー

(2) 生活排水の処理の現状

奈良市の令和2年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図3のとおりである。

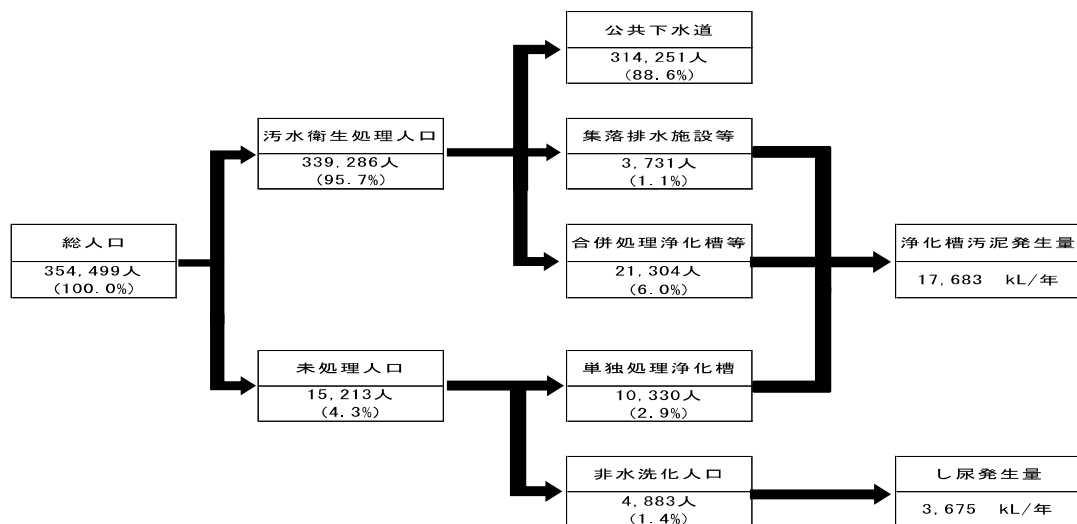


図3 生活排水の処理状況フロー

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

計画終了の翌年度である令和9年度を目標年度とし、目標達成時の処理状況を図4に示す。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合※1) (令和2年度)	目 標 (割合※1) (令和9年度)
排 出 量	事業系 総排出量	29,415 トン	27,858 トン (-5.3%)
	1事業所当たりの排出量※2	1.93 トン/事業所	1.83 トン/事業所 (-5.2%)
	生活系 総排出量	62,822 トン	50,823 トン (-19.1%)
	1人当たりの排出量※3	159.0 kg/人	133.7 kg/人 (-15.9%)
	合 計 事業系生活系排出量計	92,237 トン	78,681 トン (-14.7%)
再生利用量	直接資源化量	348 トン (0.4%)	374 トン (0.5%)
	総資源化量	22,439 トン (21.1%)	22,946 トン (24.5%)
エネルギー回 収 量	エネルギー回収量(年間の発電電力量)	-	MWh
最終処分量	埋立最終処分量	14,701 トン (15.9%)	12,373 トン (15.7%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位:トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh]

減量化量：中間処理量と処理残さ量及び資源化量の差[単位:トン]

最終処分量：埋め立て処分された量[単位:トン]

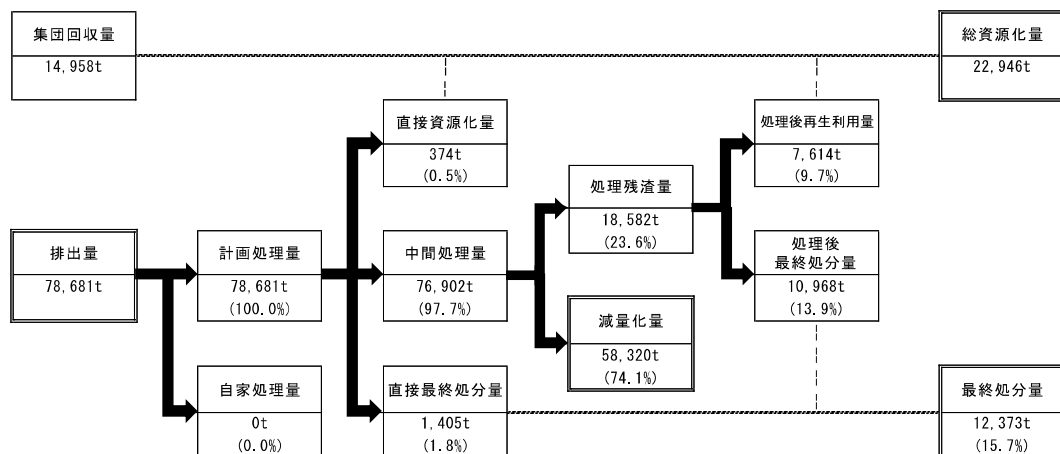


図4 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

(4) 生活排水の処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		令和2年度実績	令和9年度目標
処理形態別人口	公共下水道	314,251 人 (88.6%)	302,666 人 (90.1%)
	集落排水施設等	3,731 人 (1.1%)	3,694 人 (1.1%)
	合併処理浄化槽	21,304 人 (6.0%)	21,261 人 (6.3%)
	未処理人口	15,213 人 (4.3%)	8,262 人 (2.5%)
	合計	354,499 人	335,883 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	3,675 キロリットル	1,989 キロリットル
	浄化槽汚泥量	17,683 キロリットル	15,283 キロリットル
	合計	21,358 キロリットル	17,272 キロリットル

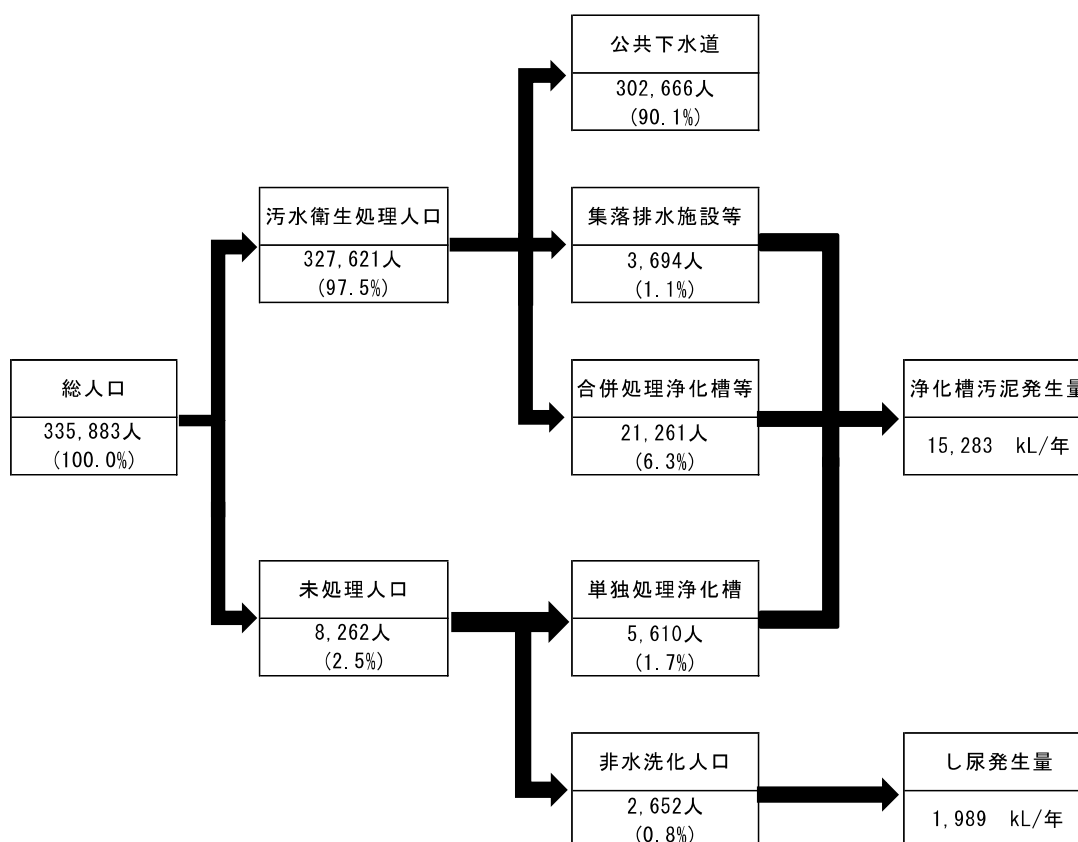


図5 目標達成時の生活排水の処理状況フロー

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア. 有料化

現在、事業系一般廃棄物については、累進従量制により課金し、直接納入方式により処理料金を徴収している。今後も、事業系一般廃棄物の適正な処理を進めるため、随時、ごみ処理手数料の見直しを行い、徐々に処理原価に近づけていく。

生活系ごみについては、循環を進める生活習慣を形成するため、さらなる排出抑制を進めた上で、有料化に向け検討していく。

イ. 環境教育、普及啓発

資源循環を進めるため、「ごみ懇談会」と連携し、資源化やごみ処理についての情報を住民に提供するとともに、ごみ発生抑制や排出マナーの徹底などについて啓発し、ごみの行く末にまで心を向け、ごみに責任を持った生活の浸透を目指す。また、小学生向けのごみに関する学習教材や出前講座の機会を用いて、「より若い世代」にごみ減量の意識付けも図っていく。

ウ. ごみ減量化の推進

事業者に対して、ごみ減量の参考事例や適正なごみの排出方法を紹介するなどの講習会を実施する。

さらに、多量にごみを排出する事業所については、減量計画書による事業所指導を進める。

エ. 集団回収、販売店の店頭回収等の推進

集団回収未実施地区については、集団回収の実施を促進する。また、回収実施店舗情報の提供などにより生活系ごみの資源循環を進める。

オ. 行政による拠点回収・分別収集の推進

環境清美センターにおいて、古紙や空き缶、空きびん等の回収の取り組みを進めるとともに、公共施設での拠点回収を推進する。さらに、生活系ごみの分別収集を徹底し、資源循環を促進する。

カ. 生活排水対策

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、以下のような啓発活動の推進を今後目指していく。

- ・広報誌やパンフレット等を活用して啓発活動を実施
- ・有志住民による学習会等の開催に協力

(2) 処理体制

1) 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については表 3 に示すとおりである。

排出される可燃ごみについては、焼却処理施設で焼却処理を行い、焼却残渣は埋立処分している。

不燃ごみ・大型ごみは破碎処理後、可燃物は焼却処理、不燃物は埋立処分、資源化物は資源化を進めている。焼却処理施設及び、粗大ごみ破碎処理施設の老朽化に伴い、新たなエネルギー回収型廃棄物処理施設及び、マテリアルリサイクル推進施設を令和 12 年度中の稼働を目指し、速やかに整備に着手する予定である。

リサイクルについては、平成 11 年度にその他プラスチック（平成 19 年度よりプラスチック製容器包装）を含めた 9 種分別収集を全市で実施するとともに、生活系ごみの排出ごみ袋の透明・半透明化を導入するなど、ごみの減量に努めてきた。現在は、再生資源（缶・びん・ペットボトル・紙パック）の分別収集（定期収集）、拠点回収及び古紙類の集団回収等を中心にリサイクルを推進している。

今後もプラスチック製容器包装を中心に分別の徹底に取り組んでいくとともに、食品ロスの削減・雑がみを含む古紙類の集団回収推進に取り組む。

生活系ごみの有料制が導入されるにあたっては、ごみの分別区分の見直し等を図る。

2) 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物について、引き続き、排出者が環境清美センター搬入管理要領に基づいた分別を行い、排出者による自己搬入または一般廃棄物収集業者（許可業者）への収集委託による処理施設への搬入の後、焼却処理、破碎処理、埋立処分及び資源化を行う。

なお、ごみを搬入する車両の積載物の展開検査等により、不適正な廃棄物の混入防止等、事業系一般廃棄物に対する適正搬入のための指導を徹底する。

3) 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

奈良市環境清美センターで受け入れることのできる産業廃棄物（あわせ産廃）については、紙くず、木くず、繊維くずを指定しているが、搬入事業者への適正搬入のための指導を徹底していく。

4) 生活排水処理の現状と今後

引き続き、下水道や集落排水処理施設が整備されていない人口散在地域等において、合併処理浄化槽の整備を進めていく。

また、し尿、浄化槽汚泥については、衛生浄化センターにおいて処理し、生じた汚泥は肥料化を行っていく。

表3 生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状（令和2年度）			今 後（令和9年度）			
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等	
					一次処理	二次処理
燃やせるごみ	焼却 → 埋立	環境清美センター （焼却処理施設）	燃やせるごみ	焼却 → 埋立	環境清美センター （焼却処理施設）	[焼却灰] ・南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 ・大阪湾広域臨海環境整備センター
燃やせないごみ	破碎・選別 → 資源化・ 焼却・埋立	環境清美センター （粗大ごみ破碎処理施設）	燃やせないごみ	破碎・選別 → 資源化・ 焼却・埋立	環境清美センター （粗大ごみ破碎処理施設）	[破碎不燃物] ・南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 [処理困難物] ・専門業者処理委託
大型ごみ			大型ごみ			[破碎可燃物] ・環境清美センター（焼却処理） [破碎スクラップ] ・再生資源化業者
有害ごみ	資源化	再資源化業者	有害ごみ	資源化	再資源化業者	
プラスチック製容器包装 （定期収集）	選別・圧縮 梱包	プラスチック製容器包装処理施設	プラスチック製容器包装 （定期収集）	選別・圧縮 梱包	プラスチック製容器包装処理施設	再商品化事業者
ガラスびん （定期収集、拠点回収）	選別	ガラスびんストックヤード	ガラスびん （定期収集、拠点回収）	選別	ガラスびんストックヤード	
ペットボトル （定期収集、拠点回収）	選別・圧縮 梱包	ペットボトル処理作業所	ペットボトル （定期収集、拠点回収）	選別・圧縮 梱包	ペットボトル処理作業所	
発泡スチロール製食品トレイ （拠点回収）	選別・梱包	白色トレイストックヤード	発泡スチロール製食品トレイ （拠点回収）	選別・梱包	白色トレイストックヤード	
飲料用紙パック （定期収集、拠点回収）	選別	飲料用紙パックストックヤード	飲料用紙パック （定期収集、拠点回収）	選別	飲料用紙パックストックヤード	再生資源化事業者
空き缶 （定期収集、拠点回収）	選別・圧縮	空き缶選別作業所	空き缶 （定期収集、拠点回収）	選別・圧縮	空き缶選別作業所	
新聞、雑誌、 ダンボール、布類 （拠点回収）	選別	資源回収場	新聞、雑誌、 ダンボール、布類 （拠点回収）	選別	資源回収場	再生資源化事業者

(3) 処理施設等の整備

1) 廃棄物処理施設

前述の分別区分及び処理体制において、ごみ処理を行うために必要な施設を表4のとおり整備する。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)	国土強靱化
1	ごみ焼却施設 (仮称) 新クリーンセンター	エネルギー回収型廃棄物 処理施設整備事業	未定	奈良市七条地区	(R9～R14)	—
2	リサイクルセンター (仮称) 新クリーンセンター	マテリアルリサイクル推 進施設整備事業	未定	奈良市七条地区	(R9～R14)	—
3	汚泥再生処理センター 奈良市衛生浄化センター 汚泥再生処理施設	基幹的設備改良事業	90kl/日 生ごみ 3.4 t	奈良市大安寺西2 丁目 281 番地内	R 6～R 8	—

(整備理由)

- 事業番号1 既存焼却施設の老朽化、エネルギー回収・有効利用の促進
 事業番号2 既存処理施設の老朽化、施設の集約化、マテリアルリサイクルの推進
 事業番号3 し尿処理施設の老朽化、処理能力の向上

2) 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽の整備計画

事業	直近の整備済基数 (基) (令和2年度末)	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間	国土強靱化
浄化槽設置整備事業	1,767	57	269	R 4～R 8	—

(4) 廃棄物処理施設における計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表 6 のとおり計画支援事業を行う。

表 6 実施する計画支援事業

事業 番号	事業名	事業内容	事業期間
1 ・ 2	(仮称) 新クリーンセンター整備(事業番号 1・2) に係る施設整備基本計画	基本計画等	令和 4 年度～ 令和 5 年度
	(仮称) 新クリーンセンター整備(事業番号 1・2) に係る環境影響評価(方法書～評価書)	環境影響評価	令和 6 年度～ 令和 8 年度
	(仮称) 新クリーンセンター整備(事業番号 1・2) に係る P F I 等導入可能性調査	P F I 等導入可能 性調査	令和 4 年度～ 令和 5 年度
	(仮称) 新クリーンセンター整備(事業番号 1・2) に係る処理施設基本設計	基本設計等	令和 7 年度
	(仮称) 新クリーンセンター整備(事業番号 1・2) に係る測量業務	測量業務	令和 6 年度
	(仮称) 新クリーンセンター整備(事業番号 1・2) に係る地質・地歴調査	地質・地歴調査	令和 6 年度
	(仮称) 新クリーンセンター整備(事業番号 1・2) に係る埋蔵文化財調査	埋蔵文化財調査	令和 7 年度～ 令和 8 年度
	(仮称) 新クリーンセンター整備(事業番号 1・2) に係る発注支援業務	発注支援	令和 7 年度～ 令和 8 年度

(5) その他の施策

その他、構成地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

① 剪定枝木・草類の処理事業の実施

一般廃棄物処理の許可を持つ処分業者の組合の草木処分場を活用し、町内清掃時に排出される剪定草木類のチップ化・堆肥化等を行う。また、市内事業所等で発生する剪定草木類も、処分業者での処理ルートの活用を排出事業所及び収集事業者に促す取り組みを進める。

② 有機性廃棄物の有効利用の推進

家庭における有機性廃棄物に対して、生ごみ処理機等の購入助成を引き続き行う。また、草木類及び食品残渣を活用した資源化（堆肥化）事業の実施と生産された堆肥の有効な利用先の確保について検討を進める。

③ 廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発

家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づき、適切な回収、再商品化がなされるよう関連団体や小売店などと協力して普及啓発及び回収体制を整えるとともに、小型家電回収ボックスを公共施設等に設けリサイクルを推進していく。

④ 不法投棄、散在ごみ、野外焼却の防止

不法投棄が発生しやすい「重点地域」に対し、パトロールの強化やセンサーカメラの設置などの対策を行い、早期認知と指導を徹底していく。

一方、散在ごみに対しては、奈良市ポイ捨て防止に関する条例に基づく美化促進重点地域において、ごみの散乱を防止するための市民・事業者・観光客に対する啓発、パトロール、指導を徹底する。また、美化促進重点地域の清掃活動を、地域の事業所や住民と共に進める。

⑤ プラスチックごみの削減推進

プラスチック資源循環促進法の成立を受け、今後、法の趣旨に則り、プラスチック製容器包装以外の「ワンウェイプラスチック」の発生抑制に向けた啓発や、企業による自主回収ルートへの協力・参画、分別区分の見直し等、実施に向けて検討を進めていく。

また、プラスチック資源循環促進法の成立を受け、今後、整備される制度等について、さらなる効率的な回収、リサイクル手法などの検討を進めていく。

⑥ 食品ロスの削減

食品ロス削減推進法が施行され、食品ロス削減の機運が高まる中、「手つかず食品を無くす」といった家庭で取り組む食品ロス削減と、「てまえどり」運動推進やフードバンク活動の認知度向上のための啓発など、多方面から取り組みを進めていく。

⑦ 紙ごみの削減

燃やせるごみに含まれる紙ごみには、再生可能な古紙類が多分に含まれており、特に「雑がみ」と呼ばれる古紙についての認知度を向上させるための広報・啓発に引き続き取り組むとともに、集団資源回収未実施の自治会等に向けて、実施を促すための要請を行う。

また、小規模事業所に対しても、古紙のリサイクルを実施するための環境づくりを検討していく。

⑧ 災害時の廃棄物処理に関する事項

将来発生が予想される大規模災害に備え、災害廃棄物を適正かつ円滑、迅速に処理を図るとともに、早期に復旧、復興することを目的として、環境省の「震災廃棄物対策指針」及び「水害廃棄物対策指針」に基づき、平成 21 年 3 月「奈良市災害廃棄物処理計画」を策定し、令和 4 年 3 月に改訂を行った。万が一の災害発生時には、計画に沿った対応ができるように準備を進める。

また、平時から災害に対する危機管理に努めるとともに、災害時においては、奈良県都市清掃協議会参加の県下 12 市 2 組合により締結した、「災害等緊急時における一般廃棄物（ごみ）処理に関する相互応援基本協定」及び奈良県が中心となる県下自治体及び一般廃棄物処理を行う組合等との間で締結した、「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定」をもとに、広域的な相互応援・支援を行う。

なお、民間事業者との間においても、「災害廃棄物等の処理に関する基本協定書」を締結し、地震等災害及び不測の事態において、処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための体制を整備している。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、奈良県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行うものとする。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

循環型社会形成推進交付金事業実施計画 総括表 1

1 地域の概要

(1)地域名	奈良地域	(2)地域内人口	354,833人(令和2年10月1日現在)			(3)地域面積	276.94km ²				
(4)構成市町村等名	奈良市	(5)地域の要件※	人口	面積	沖縄	離島	奄美	豪雪	山村	半島	過疎
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況		その他									
		組合を構成する市町村：年月日 設立									
		設立されていない場合、今後の見通し：									

※交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目すべてに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目標
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和9年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	35,034	34,310	34,244	33,815	33,570	29,415	27,858 (R2比 -5.3%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.45	2.37	2.35	2.30	2.20	1.93	1.83 (R2比 -5.2%)
	生活系 総排出量(トン)	67,460	63,372	62,851	62,028	62,563	62,822	50,823 (R2比 -19.1%)
	1人あたりの排出量(kg/人)	167.1	157.8	157.2	156.0	158.1	159.0	133.7 (R2比 -15.9%)
	合 計 事業系生活系総排出量(トン)	102,494	97,682	97,095	95,843	96,133	92,237	78,681 (R2比 -14.7%)
再生利用量	集団回収量(トン)	11,650 -	12,117 -	13,493 -	13,873 -	14,350 -	14,305 -	14,958 -
	直接資源化量(トン)	940 (1.0%)	572 (0.6%)	550 (0.6%)	461 (0.5%)	396 (0.4%)	348 (0.4%)	374 (0.5%)
	総資源化量(トン)	17,230 (15.0%)	17,374 (15.8%)	21,911 (19.8%)	22,214 (20.2%)	22,818 (20.7%)	22,439 (21.1%)	22,946 (24.5%)
熱回収量	(年間の発電電力量 MWh)	-	-	-	-	-	-	未定
	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	-	-	-	-	-	-	未定
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	17,640 (17.2%)	14,931 (15.3%)	13,949 (14.4%)	14,183 (14.8%)	14,696 (15.3%)	14,701 (15.9%)	12,373 (15.7%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、処理後再生利用量の和[単位：トン]

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位：MWh]

減量化量：中間処理量と処理残渣量(処理後再生利用量+処理後最終処分量)の差[単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量[単位：トン]

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	奈良市環境清美センター ごみ焼却施設	奈良市	全連続式	480t/日	S57.3(1基) S60.8(3基)	未定	未定	0	新施設稼働開始後、現有施設を解体撤去
粗大ごみ処理施設	奈良市環境清美センター 粗大ごみ処理施設	奈良市	横軸スイングハンマー	100t/5h	H1.3	未定	未定	0	リサイクルセンターとして整備
ペットボトル圧縮設備	ペットボトル圧縮梱包作業所	奈良市	圧縮、梱包及び保管	4t/日	H20.12	未定	未定	(浸水深0.5m～3.0m未満の区域) 建物はなく設備のみ設置しており、 浸水により修繕が必要となった場合、 修繕が完了するまで民間業者に 処理を依頼する。	リサイクルセンターとして整備
空き缶資源化施設	空き缶資源化施設	奈良市	圧縮及び梱包	9.2t/日	H4.6 H11.7	未定	未定	(浸水深0.5m～3.0m未満の区域) 建物はなく設備のみ設置しており、 浸水により修繕が必要となった場合、 修繕が完了するまで民間業者に 処理を依頼する。	リサイクルセンターとして整備
最終処分場	奈良市南部土地改良清美事業 一般廃棄物最終処分場	奈良市	サンドイッチ方式 及びセル方式	(第2工区) 819,610㎡	H12.5	未定	未定	0	
最終処分場	奈良市緊急時一般廃棄物 最終処分場	奈良市	生物学的処理接触酸化+ 凝縮沈殿+塩素滅菌	264,403㎡	S63.5	未定	未定	0	
し尿処理施設	奈良市衛生浄化センター	奈良市	膜分離後負荷生物脱窒素 処理方式+高度処理	90kl/日 (生ごみ3.4t/日)	H15.3	未定	未定	(浸水深0.5m～3.0m未満の区域) 主要機器を2階に設置するなどの対 策を行っている。	
し尿処理施設	山辺衛生センター	山辺環境 衛生組合	高濃度二段活性汚泥法+ 高度処理	20kl/日	S62.4	未定	未定	0	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月日	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設の解体の有無 (解体施設の名称)	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を実施 するための施設整備事業	備考
ごみ焼却施設	未定	未定	未定	未定	未定	現有施設の老朽化及び 広域処理のための新設	有 (奈良市環境清美センター ごみ焼却施設)	(浸水深0.5m～3.0m未満の区域、 対象区域の一部に浸水深3.0m～ 5.0m未満の区域あり) 施設嵩上げ等の対策を検討してい る。	—	
リサイクルセンター	未定	未定	未定	未定	未定	施設の集約及び 資源回収効率の向上	—	(浸水深0.5m～3.0m未満の区域、 対象区域の一部に浸水深3.0m～ 5.0m未満の区域あり) 施設嵩上げ等の対策を検討してい る。	未定	
し尿処理施設	奈良市衛生浄化センター	奈良市	膜分離後負荷生物脱窒素 処理方式+高度処理	90kl/日 (生ごみ3.4t/日)	未定	処理能力維持のための 基幹改良	—	(浸水深0.5m～3.0m未満の区域) 主要機器を2階に設置するなどの対 策を行っている。	—	

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目標
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和9年度
総人口		391,255	361,243	359,666	358,155	356,352	354,499	335,883
公共下水道	污水衛生処理人口	312,624	313,184	314,080	314,592	315,639	314,251	302,666
	污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	(79.9%)	(86.7%)	(87.3%)	(87.8%)	(88.6%)	(88.6%)	(90.1%)
集落排水施設等	污水衛生処理人口	3,912	3,889	3,852	3,780	3,714	3,731	3,694
	污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	(1%)	(1.1%)	(1.1%)	(1.1%)	(1%)	(1.1%)	(1.1%)
合併処理浄化槽等	污水衛生処理人口	21,265	21,384	21,368	21,325	21,265	21,304	21,261
	污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	(5.4%)	(5.9%)	(5.9%)	(6%)	(6%)	(6%)	(6.3%)
未処理人口	污水衛生処理人口	25,250	22,786	20,366	18,458	15,734	15,213	8,262

※ 参考として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年度	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	奈良市	1,767	8,115	H3	57	269	R9	
公共浄化槽等整備推進事業	奈良市	—	—	—	—	—	—	

循環型社会形成推進交付金事業実施計画 総括表2

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模		事業期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
			単位	開始	終了		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和8年度	
○し尿処理に関する事業							1,554,643	0	0	4,400	470,792	1,079,451	1,368,525	0	0	0	412,557	955,968	
基幹的設備改良事業	3	奈良市	90	kl/日	R6	R8	1,554,643			4,400	470,792	1,079,451	1,368,525			0	412,557	955,968	
○浄化槽に関する事業							43,764	6,882	6,882	9,771	9,771	10,458	21,600	3,398	3,398	4,820	4,820	5,164	
浄化槽設置整備事業		奈良市	57	基	R4	R8	43,764	6,882	6,882	9,771	9,771	10,458	21,600	3,398	3,398	4,820	4,820	5,164	
○施設整備に関する計画支援事業							877,000	33,000	0	79,000	430,000	335,000	877,000	33,000	0	79,000	430,000	335,000	
〈仮称〉新クリーンセンター整備に係る施設整備基本計画支援事業	1・2	奈良市	-	-	R4	R5	24,500	24,500	0				24,500	24,500	0				
〈仮称〉新クリーンセンター整備に係る環境影響評価(方法書～評価書)支援事業	1・2	奈良市	-	-	R6	R8	222,000		0	17,000	135,000	70,000	222,000		0	17,000	135,000	70,000	
〈仮称〉新クリーンセンター整備に係るPFI等導入可能性調査支援事業	1・2	奈良市	-	-	R4	R5	8,500	8,500	0				8,500	8,500	0				
〈仮称〉新クリーンセンター整備に係る処理施設基本設計支援事業	1・2	奈良市	-	-	R7	R7	30,000				30,000		30,000				30,000		
〈仮称〉新クリーンセンター整備に係る測量業務支援事業	1・2	奈良市	-	-	R6	R6	22,000			22,000			22,000			22,000			
〈仮称〉新クリーンセンター整備に係る地質・地歴調査支援事業	1・2	奈良市	-	-	R6	R6	40,000			40,000			40,000			40,000			
〈仮称〉新クリーンセンター整備に係る埋蔵文化財調査支援事業	1・2	奈良市	-	-	R7	R8	500,000				250,000	250,000	500,000				250,000	250,000	
〈仮称〉新クリーンセンター整備に係る発注支援業務支援事業	1・2	奈良市	-	-	R7	R8	30,000				15,000	15,000	30,000				15,000	15,000	
合 計							2,475,407	39,882	6,882	93,171	910,563	1,424,909	2,267,125	36,398	3,398	83,820	847,377	1,296,132	

【参考資料様式6】

施設概要（し尿処理施設系）

都道府県名 奈良県

(1) 事業主体名	奈良市
(2) 施設名称	奈良市衛生浄化センター汚泥再生処理施設
(3) 工期	令和 6 年度～令和 8 年度
(4) 施設規模	処理能力 90k1/日
(5) 形式及び処理方式	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式 + 下水放流
(6) 地域計画内の役割	二酸化炭素削減率 3 %
(7) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 ☒ 無

「汚泥再生処理センター」を整備する場合

(8) 資源化の方法	
(9) 資源化物の利用計画	

「コミュニティ・プラント」を整備する場合

(10) 計画処理人口及び 面積	
(11) 計画地域の性格	

(12) 総事業計画額	1,554,643 千円 うち、交付対象事業費 1,368,525 千円
-------------	---

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 奈良県

（１）事業主体名	奈良市
（２）施設名称	浄化槽設置整備事業
（３）事業の実施目的及び内容	（目的）よりよい生活環境の向上と自然環境の保全に努め、清流の復活と清潔な町づくりを目指し、下水道事業及び農業集落排水事業で整備が困難な地域において、浄化槽設置整備事業を実施し、推進する。 （内容）補助対象地域において、50 人槽以下の浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。
（４）事業期間	令和 4 年度～令和 8 年度
（５）事業対象地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他 該当する対象地域を選択する。
（６）事業計画額	交付対象事業費 21,600 千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5 人槽	26 基（123 人分）	8,632 千円	17,888 千円	8,632 千円
6～7 人槽	30 基（141 人分）	12,420 千円	24,780 千円	12,420 千円
8～10 人槽	1 基（5 人分）	548 千円	1,096 千円	548 千円
11～20 人槽	基（人分）			
21～30 人槽	基（人分）			
31～50 人槽	基（人分）			
51 人槽以上	基（人分）			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
改築費（災害）	基			
改築費（長寿命化）	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合 計	57 基（269 人分） ※基数の合計には、宅内配管費、 撤去費、改築費を除く。	21,600 千円	43,764 千円	21,600 千円

計画支援概要（1）

都道府県名 奈良県

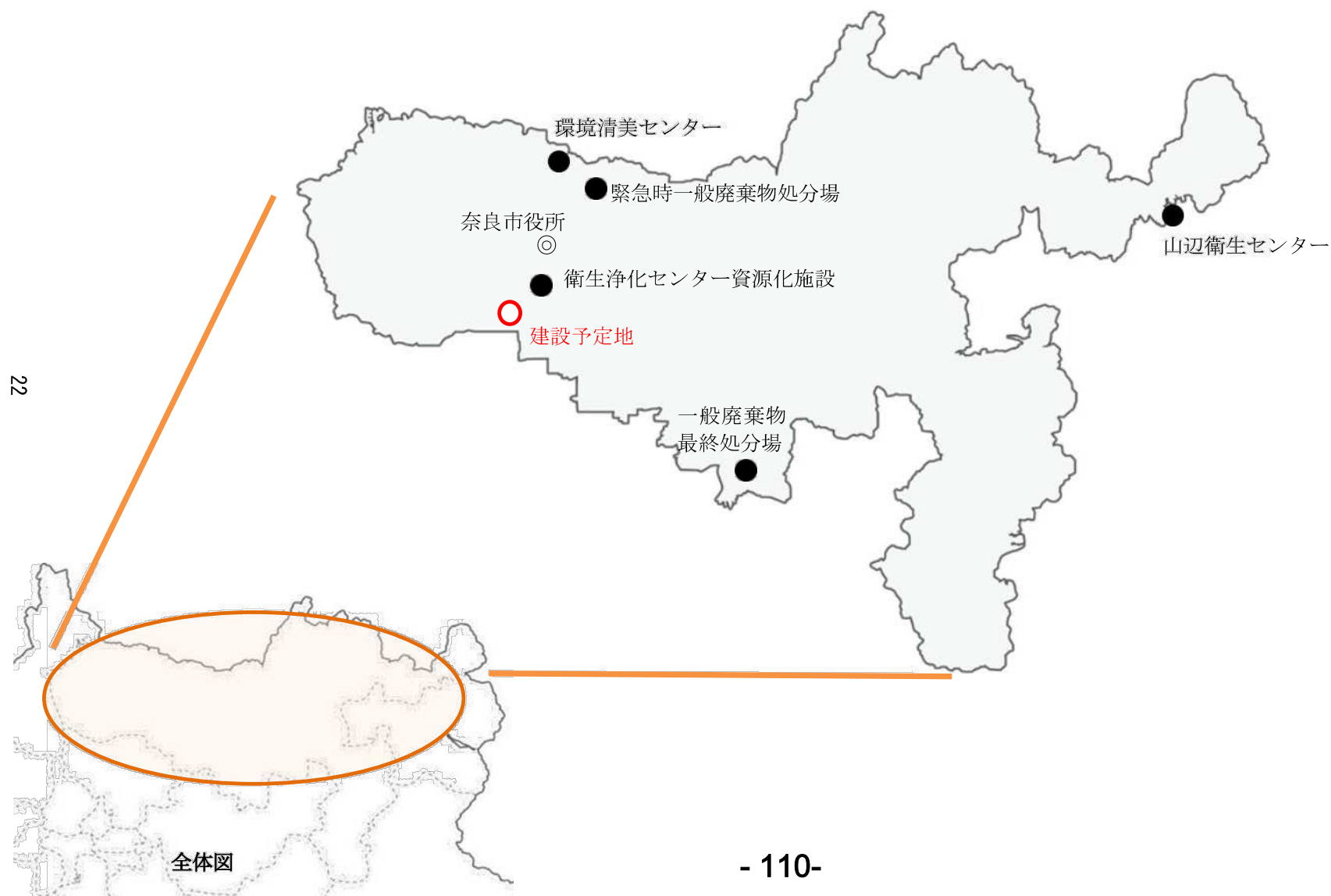
(1) 事業主体名	奈良市			
(2) 事業目的	(仮称) 新クリーンセンター整備のため			
(3) 事業名称	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る施設整備基本計画	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る環境影響評価 (方法書～評価書)	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る P F I 等導入可能性調査	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る処理施設基本設計
(4) 事業期間	令和 4 年度～ 令和 5 年度	令和 6 年度～ 令和 8 年度	令和 4 年度～ 令和 5 年度	令和 7 年度
(5) 事業概要	(仮称) 新クリーンセンターの整備に係る施設整備基本計画を策定する。	(仮称) 新クリーンセンターの整備に伴い、事業対象区域及びその周辺区域を対象とした環境影響評価を行う。	(仮称) 新クリーンセンターの事業方式の選定を行うため、P F I 法に基づく P F I 等導入可能性調査を実施する。	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る基本方針を整備する。
(6) 総事業計画額	24,500 千円 うち、交付対象事業費 24,500 千円	222,000 千円 うち、交付対象事業費 222,000 千円	8,500 千円 うち、交付対象事業費 8,500 千円	30,000 千円 うち、交付対象事業費 30,000 千円

計画支援概要（2）

都道府県名 奈良県

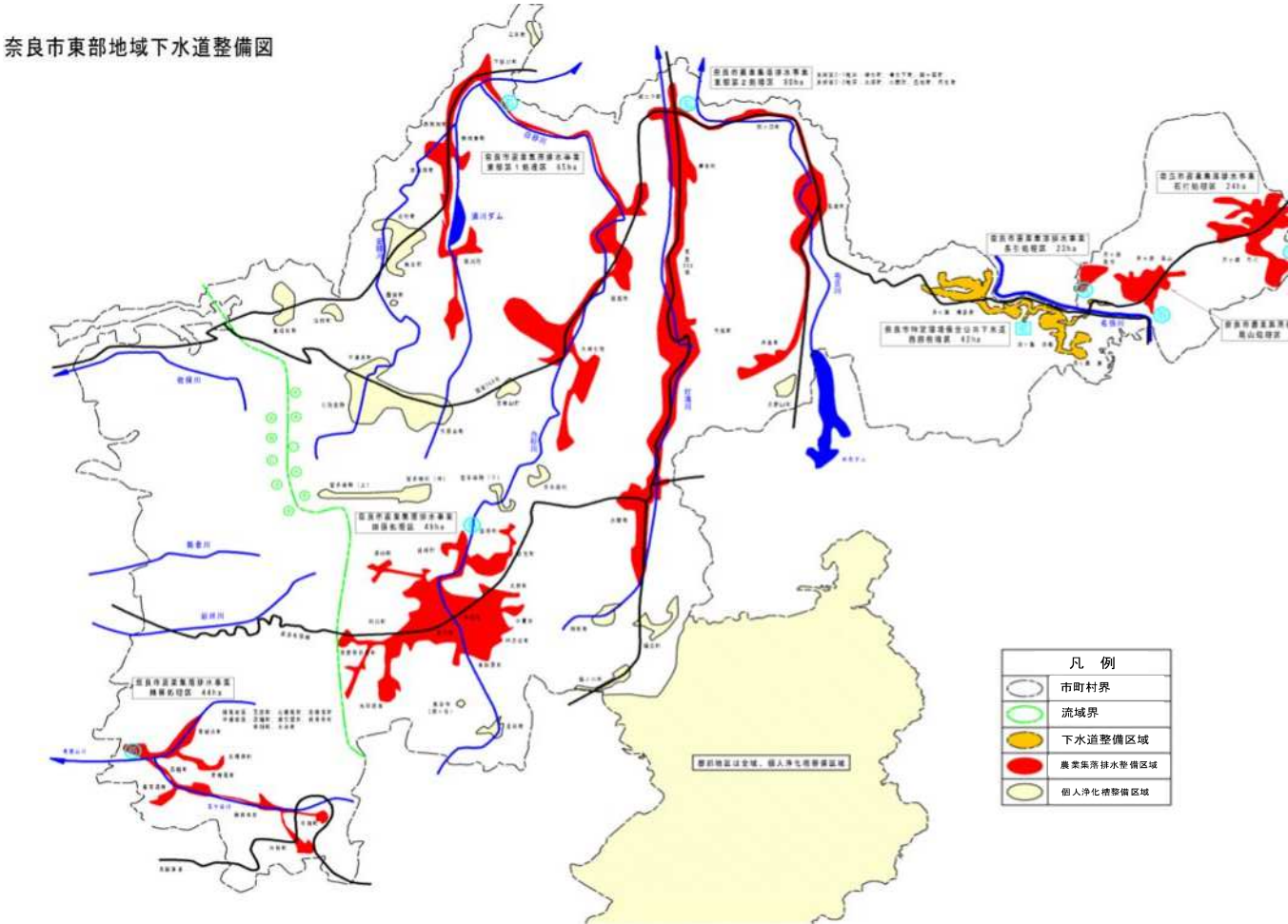
(1) 事業主体名	奈良市			
(2) 事業目的	(仮称) 新クリーンセンター整備のため			
(3) 事業名称	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る測量調査	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る地質・地歴調査	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る埋蔵文化財調査	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る発注支援業務
(4) 事業期間	令和 6 年度	令和 6 年度	令和 7 年度～令和 8 年度	令和 7 年度～令和 8 年度
(5) 事業概要	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る測量調査を行う。	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る地質・地歴調査を行う。	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る埋蔵文化財調査を行う。	(仮称) 新クリーンセンター整備に係る発注仕様書作成等の支援業務を行う。
(6) 総事業計画額	22,000 千円 うち、交付対象事業費 22,000 千円	40,000 千円 うち、交付対象事業費 40,000 千円	500,000 千円 うち、交付対象事業費 500,000 千円	30,000 千円 うち、交付対象事業費 30,000 千円

現有及び新設予定の施設配置図



公共下水道整備区域図（奈良市）

添付資料 2



現有及び新設予定の施設が所在する地域のハザードマップ（奈良市）

① 環境清美センター周辺（所在地：奈良市左京五丁目）



©2020 ZENRIN CO., LTD. (Z21EH 第 152 号)

土砂災害（特別）警戒区域

- 土砂災害警戒区域（土石流）
- 土砂災害警戒区域（がけ崩れ（急傾斜地））
- 土砂災害警戒区域（地すべり）
- 土砂災害特別警戒区域（土石流）
- 土砂災害特別警戒区域（がけ崩れ（急傾斜地））

避難所などの施設

- | | |
|--------------|------------|
| 指定避難所 | 指定緊急避難場所 |
| 要配慮者利用施設 | 水位観測所 |
| 救護所 | 救急告示病院 |
| 市役所 | 出張所・行政センター |
| 保健所・教育総合センター | 消防署 |
| 警察署 | 交番・駐在所 |

防災重点ため池



洪水浸水想定区域

- 0.5m未満の区域
- 0.5m～3.0m未満の区域
- 3.0m～5.0m未満の区域
- 5.0m～10.0m未満の区域
- 10.0m以上の区域
- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）

② 建設予定地周辺（奈良市七条地区）



©2020 ZENRIN CO., LTD. (Z21EH 第 152 号)

③ 衛生浄化センター及び資源化施設周辺（所在地：奈良市大安寺西二丁目）



©2020 ZENRIN CO., LTD. (Z21EH 第 152 号)

館精華分館

北橋尾町集会所

高橋町

南橋尾町

興隆寺町

興隆寺町公民館

中郷町

中郷町公民館

一般廃棄物最終処分場

米谷町

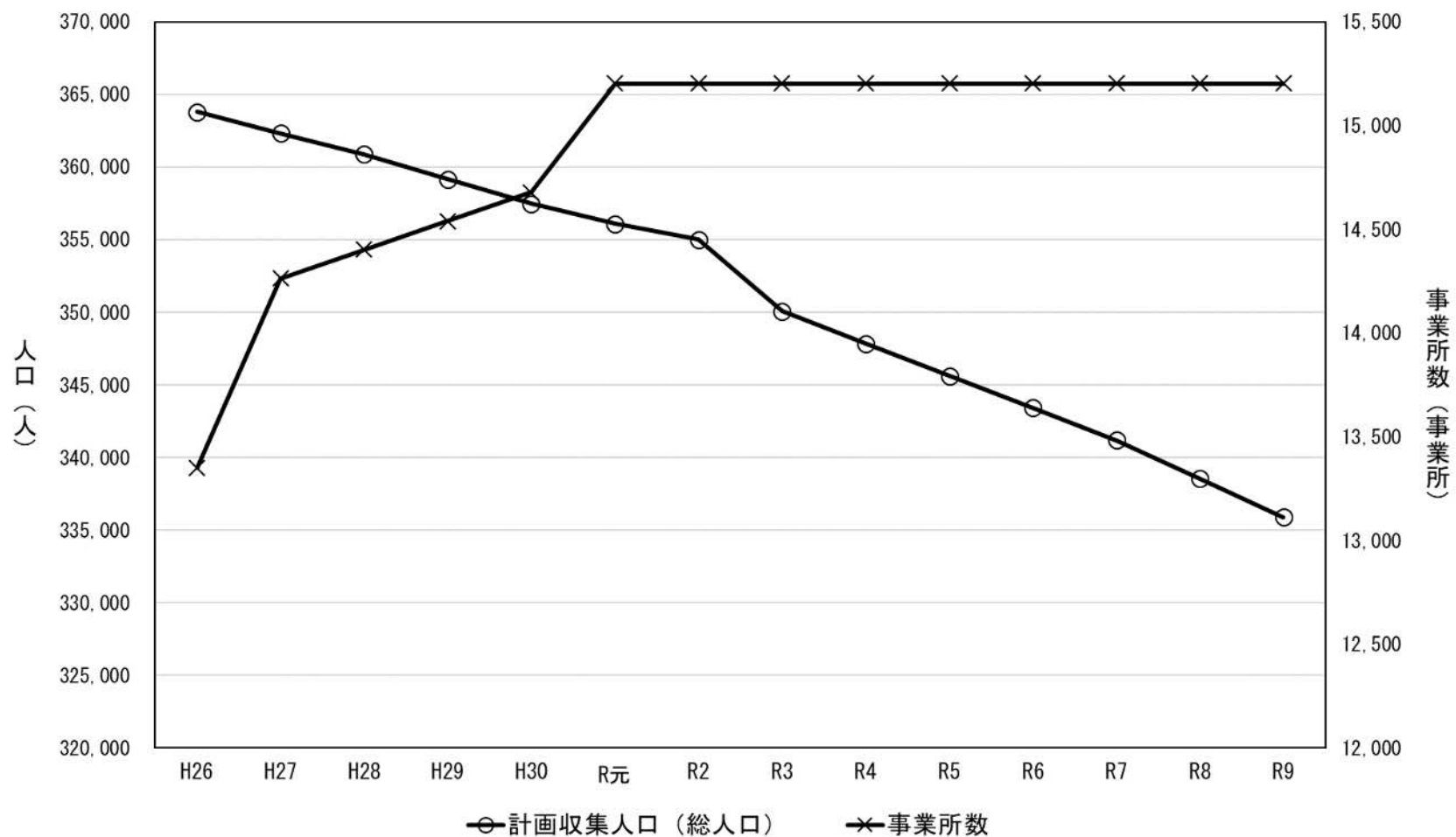
米谷町集会所

高瀬川

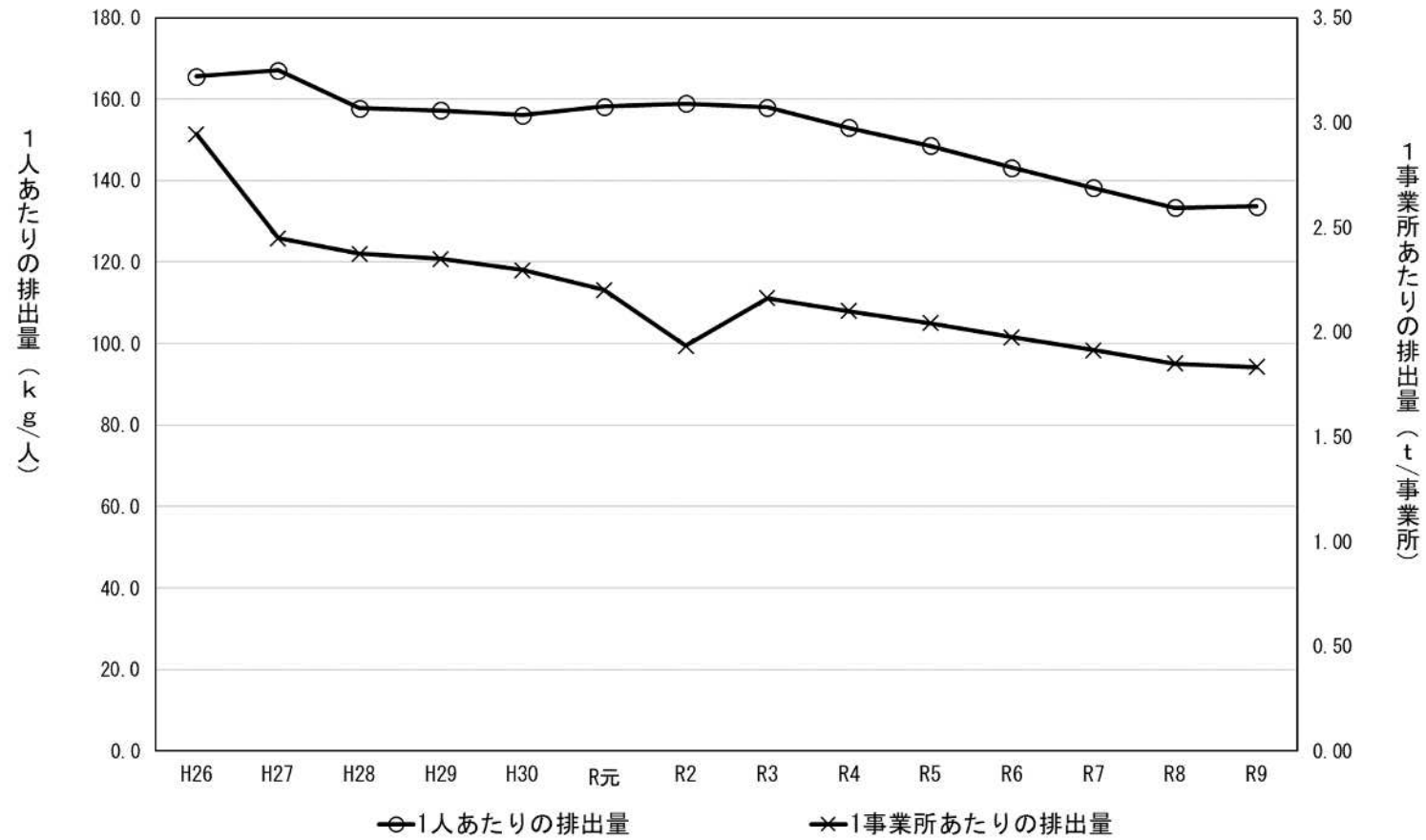
©2020 ZENRIN CO., LTD. (Z21EH 第 152 号)

[illegible]

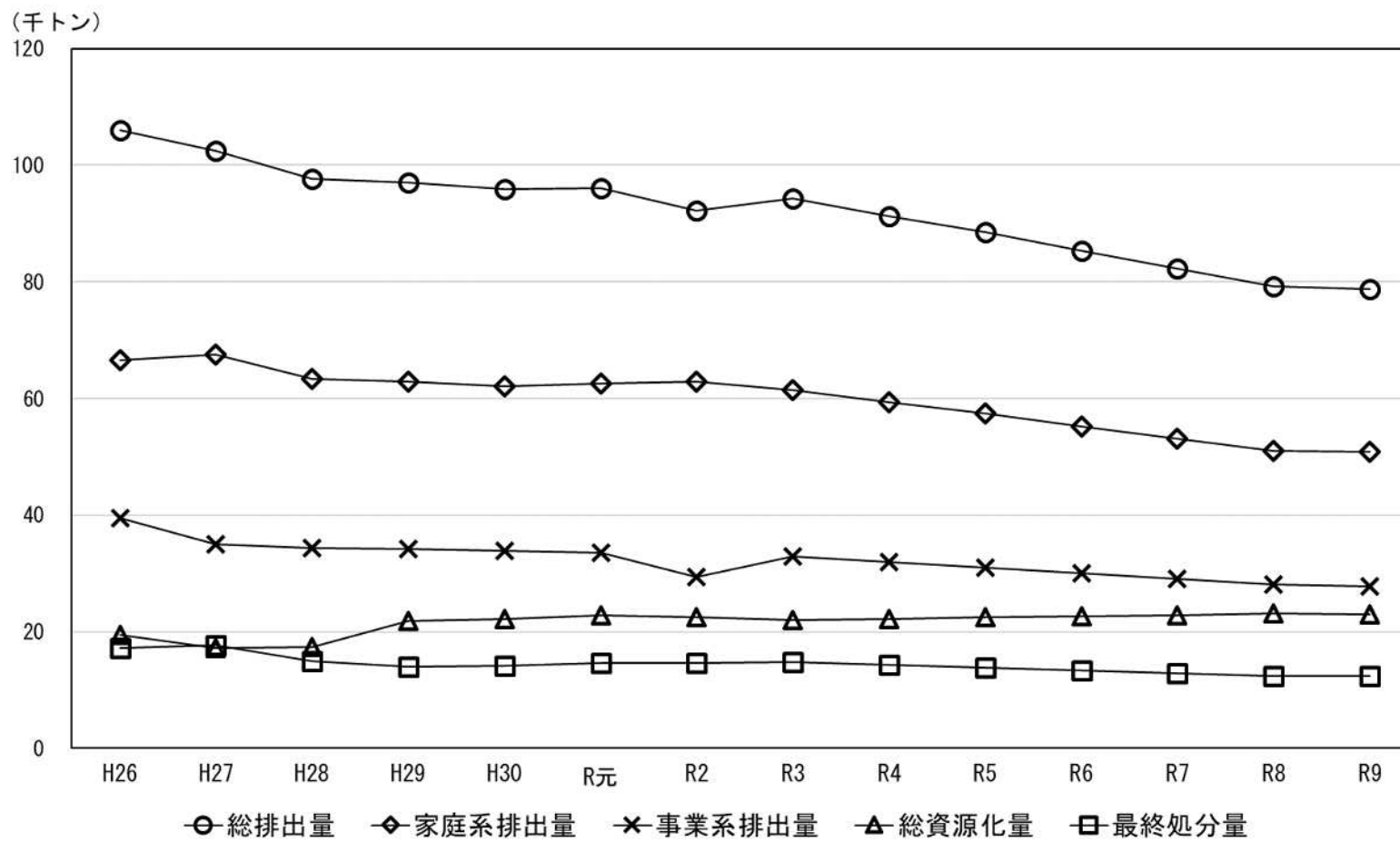
©2020 ZENRIN CO., LTD. (Z21EH 第 152 号)



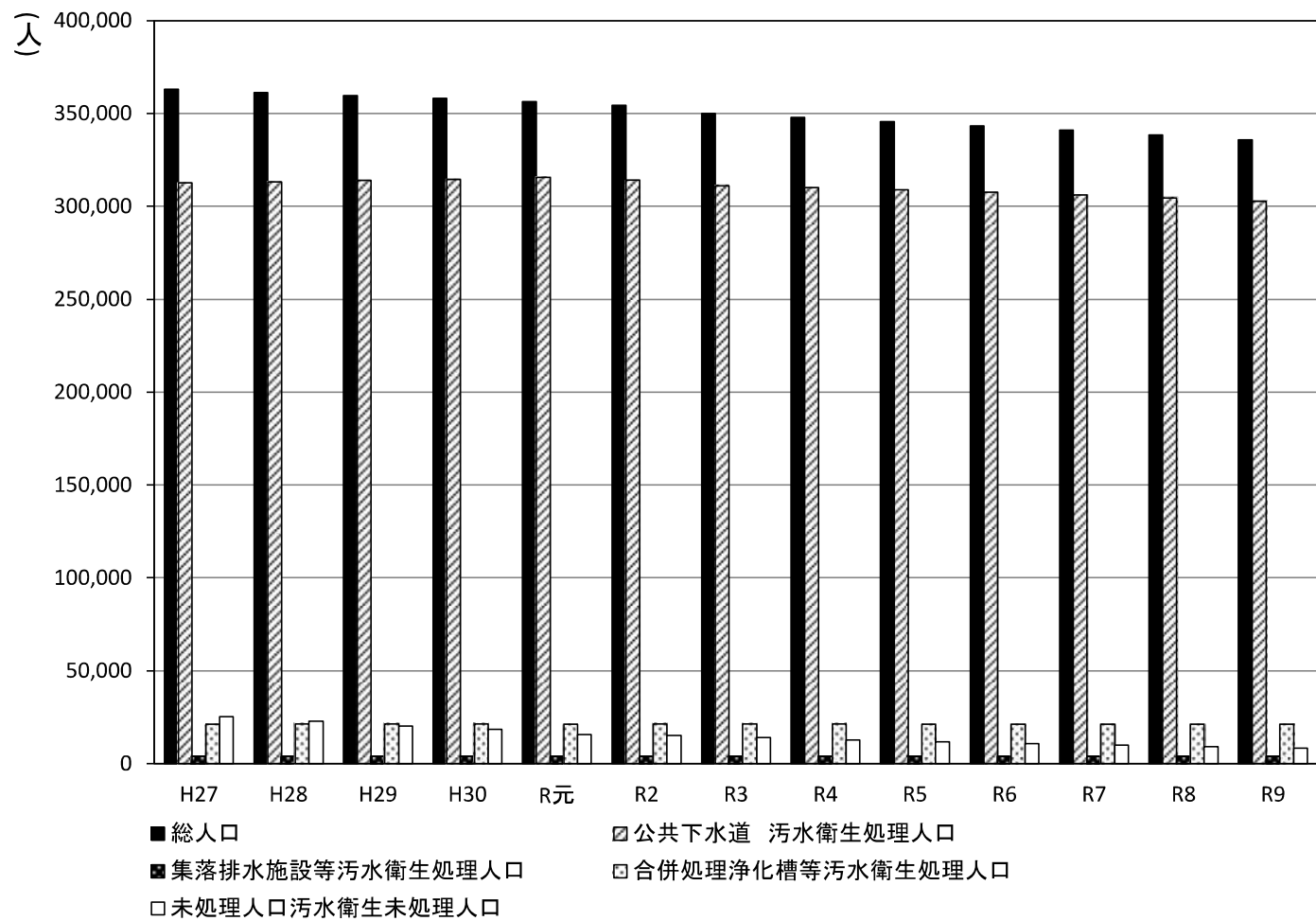
人口及び事業所数の動向



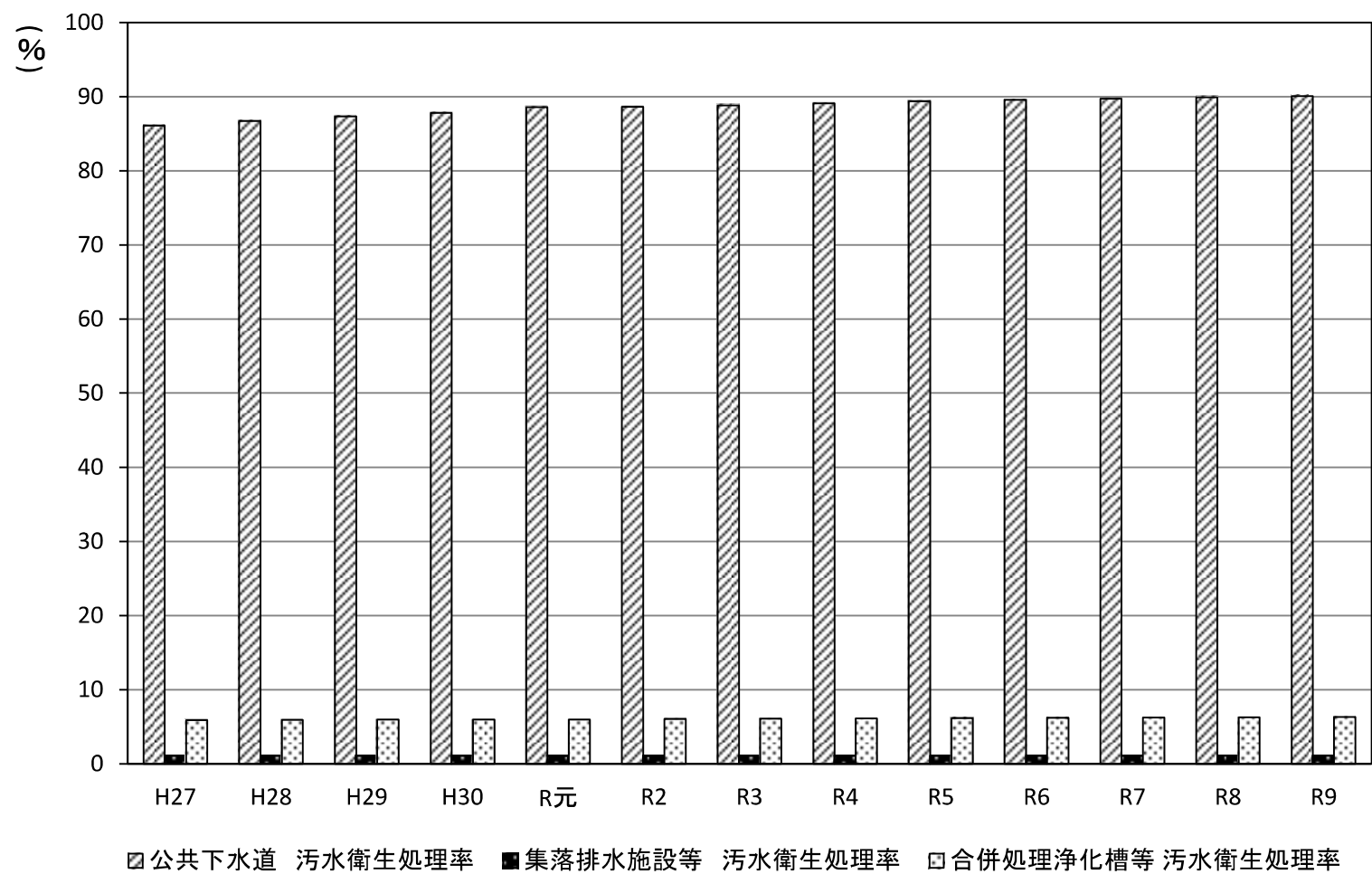
1人あたり・1事業所あたりの排出量の推移



家庭系・事業系総排出量、総資源化量及び最終処分量の推移



生活排水処理と人口の推移



生活排水処理の汚泥衛生処理率の推移

65. 音声館指定管理者の「奈良町くりえいと」決定までが分かる資料。

市民部 文化振興課

日付	事項
令和6年2月26日	第40回奈良市文化振興計画推進委員会 開催
令和6年4月8日	奈良市文化振興計画推進委員会内に「文化施設のあり方検討部会」設置
令和6年4月19日	第1回文化施設のあり方検討部会 開催
令和6年5月22日	文化（文化芸術）に関するアンケート調査（市政モニターアンケート）（6月5日まで） 音声館利用者へのアンケート（7月9日まで）
令和6年6月22日	第2回文化施設のあり方検討部会 開催 文化施設とまちづくりシンポジウム開催（会場：音声館）
令和6年7月23日	音声館あり方検討のためのワークショップ「音声館の未来をつくる アイデア会議」（会場：奈良市役所）
令和6年7月29日	第3回文化施設のあり方検討部会 開催 第41回奈良市文化振興計画推進委員会 開催
令和6年8月2日	音声館あり方検討のためのワークショップ「音声館の未来をつくる おもしろ会議」（会場：音声館）
令和6年9月27日	第4回文化施設のあり方検討部会 開催
令和6年9月30日	市議会 奈良市音声館条例改正案可決
令和6年10月18日	第5回文化施設のあり方検討部会 開催 第42回奈良市文化振興計画推進委員会 開催
令和6年11月27日	「奈良市音声館活性化方針」作成
令和6年12月5日	指定管理者選定の方針決定（公募による選定、指定管理期間5年間）
令和6年12月9日	奈良市音声館指定管理者選定委員会 設置
令和6年12月12日	第1回奈良市音声館指定管理者選定委員会
令和6年12月13日	指定管理者募集 申請受付開始
令和6年12月24日	指定管理者募集に伴う現地説明会
令和7年1月14日	指定管理者募集 申請受付締切り
令和7年1月17日	第2回奈良市音声館指定管理者選定委員会（書類審査・面接審査） 指定管理者候補者の決定（候補者 奈良町くりえいと）